

第 3 5 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 23 年 3 月 2 日 開会

平成 23 年 3 月 11 日 閉会

南 部 町 議 会

第 3 5 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (3 月 2 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長提出議案提案理由の説明	5
請願第 1 号から陳情第 2 号の上程、委員会付託	1 5
散会の宣告	1 6

第 2 号 (3 月 3 日)

議事日程	1 7
本日の会議に付した事件	1 7
出席議員	1 7
欠席議員	1 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8
職務のため出席した者の職氏名	1 8
開議の宣告	1 9
一般質問	1 9
工 藤 幸 子 君	1 9

立花寛子君	28
沼畑俊一君	39
根市勲君	46
散会の宣告	56

第 3 号 (3月4日)

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	58
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	58
職務のため出席した者の職氏名	58
開議の宣告	59
一般質問	59
川守田稔君	59
工藤久夫君	70
坂本正紀君	85
散会の宣告	91

第 4 号 (3月7日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	94
出席議員	94
欠席議員	95
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	95
職務のため出席した者の職氏名	95
開議の宣告	96
報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	96

議案第 3 号から議案第 2 2 号の上程、委員会付託	9 8
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
議案第 3 7 号から議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
散会の宣告	1 3 9

第 5 号 (3 月 1 1 日)

議事日程	1 4 1
本日の会議に付した事件	1 4 2
出席議員	1 4 2
欠席議員	1 4 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 3
職務のため出席した者の職氏名	1 4 3
開議の宣告	1 4 4
議案第 3 号から議案第 2 2 号の委員長報告、討論、採決	1 4 4
請願第 2 号から陳情第 2 号の委員長報告	1 4 7
請願第 2 号の質疑、討論、採決	1 4 9

陳情第6号の質疑、討論、採決	150
陳情第10号の質疑、討論、採決	150
請願第1号の質疑、討論、採決	151
陳情第1号の質疑、討論、採決	152
陳情第2号の質疑、討論、採決	152
常任委員会報告	153
閉会中の継続調査の件	153
日程の追加	154
町長提出議案追加提案理由の説明	154
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第41号の上程、質疑、討論、採決	158
発議第1号の上程、討論、採決	159
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
発議第4号から発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
閉会中の継続審査の件	164
閉会の宣告	165
署名議員	167

第35回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年3月2日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加阻止に関する請願書
- 第 6 陳情第1号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対する陳情
- 第 7 陳情第2号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君		

欠席議員（1名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第35回南部町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元のご配布のとおりであります。

（午前10時01分）

議会運営委員会委員長の報告

議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

去る2月23日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第35回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案、専決処分の報告1件、平成23年度各会計予算20件、条例の制定等7件、平成22年度補正予算10件でございます。

なお、平成23年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託して審議をすることにいたしました。

そのほかの案件といたしましては、請願1件、陳情2件でございます。

一般質問は7名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日3月2日から11日までの10日間といたしました。

なお、3月5日、6日は休日のため、3月8日、9日は議案熟考のため、休会といたします。
以上のとおり決定いたしましたので、長期間にわたる本定例会でございますが、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番工藤久夫君、15番坂本正紀君を指名いたします。

会期の決定

議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月2日から3月11日までにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3月2日から3月11日までの10日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました10日間の会期中、3月5日、6日は休日のため、3月8日、9日は議案熟考のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの4日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案37件、報告1件、請願1件、陳情2件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

町長提出議案提案理由の説明

議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、3月議会定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第35回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には年度末の何かとご多忙のところご出席をいただきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼を申し上げます。

提出案件の概要をご説明する前に、12月議会以降の状況につきまして、ご報告いたします。

国政におきましてはことし1月24日、第177回通常国会におきまして、菅内閣総理大臣が施政方針演説を行いました。菅総理は「平成の開国」「最小不幸社会の実現」「不条理をただす政治」という、三つの国づくりの理念を掲げ、これらを推進する土台は地域主権改革の推進であると話されました。

しかし、昨年7月の参議院議員選挙におきまして与野党が逆転したことから、いわゆる「ねじれ国会」となっており、政府が掲げる地域主権改革の推進につきましては、混沌としている状況でございます。

昨年末に閣議決定された、92兆4,160億円という過去最大となる政府予算案につきましては、憲法の規定により衆議院の優越が認められておりますので、昨日未明、衆議院で可決され年度内

の成立が確定しましたが、その執行に必要な26の関連法案は、そうはまいません。マスコミで報道されております子ども手当など、関連法案が可決されなければ執行できない予算もありますので、国民生活に深刻な影響を及ぼしかねない今国会の行方を注視しているところでございます。

さて、町では、ことし4月1日より、沖田面地区の公共下水道処理施設が一部供用を開始するほか、合併時からの懸案事項でありました消防団につきましては、福地消防団、名川消防団、南部消防団を統合し、南部町消防団を設置することとなりました。

当町消防団は、町村合併以降、それぞれの消防団組織を基本とした連合消防団制をとってきたわけではありますが、的確迅速な指揮命令系統の確立と消防団体制の強化を図るため、この度の統合に至ったところであります。消防団は、地域防災の中核組織としてなくてはならない組織であるとともに、町民から最も頼りにされている組織でもあります。消防団員におかれましては、団の統合を機に、団員としての自覚と責務を再認識され、南部町消防団としての連帯感のもと、町民の安心・安全の確保に努めていただきたいと思います。

南部町は誕生から6年目を迎えました。この5年間、厳しい財政状況の中にありましても、限られた財源を有効に活用し、将来のまちづくりを見据え、町民生活の安心・安全の確保、子育て支援や学力の向上、環境保全や産業の振興、雇用の支援などといった行政課題に対し、信念と情熱を持って取り組んできたところでございます。

今後、地域主権の流れは止まることなく前進していくものと思われまます。自主自立の行政運営はもちろんのこと、変化に柔軟に対応できる政策形成能力を有する人材の育成が、今後の地方行政を進める上での大きな課題であると認識しております。

また、先人の方々が希望や夢をつないでいただいたことで存在している「今」を、子どもたちが夢や希望を抱いて生きることができる「未来」へとつないでいく責任が、わたしたちにはあります。これからも知恵と勇気を持って、魅力的な南部町の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、議員各位の一層のご理解と更なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。専決処分の報告1件、平成23年度一般会計初め、各特別会計当初予算案20件、条例の制定や大平財産区管理委員会委員の選任など7件、平成22年度補正予算案10件の、合わせて38件であります。順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

まず初めに、専決処分の報告及び承認を求める事項といたしまして、報告第1号、平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)についてであります。受託販売収入の増加

により、規定予算では販売代金に不足が生じたため、受託販売額を歳入歳出それぞれ2億3,000万円追加したほか、事業収入及び事業外収入を合わせて1,569万1,000円を歳入に追加するとともに、同額を一般管理費として歳出に計上し、予算の総額を30億8,052万2,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、議案第3号からの平成23年度南部町一般会計予算ほか、各特別会計予算についてであります。引き続き、景気低迷による厳しい減収が予想されることから、新年度予算編成にあたっては、行政全般にわたる改革を視野に入れ、前例踏襲的な考え方を払拭して行財政の簡素効率化、歳出の抑制を徹底したものとしております。

また、予算執行にあたりましては、引き続き税収入をはじめ、歳入全般にわたり増収に努める一方で、歳出では事務事業の見直しや経常的経費の削減を行いながら経費の縮減に努めていきたいと考えております。

それでは、提案いたしました平成23年度当初予算について、それぞれの概要をご説明申し上げます。

まず、議案第3号、平成23年度南部町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ100億5,000万円とするもので、前年度当初予算に比べ、2,000万円、率にして0.2%の減となりました。

歳入のうち、まず第1款、町税であります。町民税は4億8,659万3,000円を見込みました。また、固定資産税は、総務大臣配分による償却資産の減により3,536万7,000円、市町村たばこ税は、販売本数の減により3,364万2,000円をそれぞれ減額するなど、全体として1億2,933万2,000円減の、12億9,440万9,000円といたしました。

次に、第2款、地方譲与税であります。地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税の減などにより、1億4,741万4,000円といたしました。

次に、第3款から第8款までの各種の交付金であります。地方消費税交付金を1,077万6,000円増の1億4,784万5,000円、地方特例交付金を640万円増の2,040万円見込みましたが、そのほかの交付金につきましては、平成22年度の当初予算と同額程度、または減額で見込まざるを得ない状況となっております。

次に、第9款、地方交付税であります。地方財政対策により2億4,500万円増の51億200万円を見込みました。内訳は、普通交付税が46億8,700万円、特別交付税4億1,500万円であります。

次に、第11款、分担金及び負担金であります。保育所保護者負担金など、9,641万3,000円を計上いたしました。

次に、第12款、使用料及び手数料であります。あかね・東あかね団地排水施設使用料や町営住宅使用料、幼稚園使用料が主なもので、1億966万3,000円を計上いたしました。

次に、第13款、国庫支出金であります。介護給付費や保育所運営費、子ども手当などの国庫負担金として5億2,417万円、ひろば台団地住宅整備に係る補助金6,767万4,000円、町道の整備やコミュニティバス購入など、社会資本整備総合交付金8,300万円、史跡聖寿寺館跡発掘調査及び公有化事業の補助金1,791万3,000円、地上デジタル放送の共聴施設整備事業補助金5,332万8,000円など、合わせて7億7,875万5,000円を計上いたしました。

次に、第14款、県支出金であります。介護給付費や保険基盤安定事業費負担金、後期高齢者保険基盤安定事業負担金、子ども手当負担金など、県分の負担金2億9,800万1,000円。県補助金では、重度心身障害者医療費補助金などの社会福祉費補助金3,595万2,000円、中山間地域直接支払事業補助金など農業費補助金4,115万1,000円、緊急雇用創出事業補助金など労働費県補助金7,858万6,000円。県委託金では、中山間地域総合整備事業用地事務委託金1億420万円など、合わせて6億8,127万9,000円を計上いたしました。

次に、第15款、財産収入であります。土地、建物の貸し付け及び宅地分譲の売り払い収入など、2,670万6,000円を計上いたしました。

次に、第17款、繰入金であります。旧名川共同職業訓練校や大向地区の旧南部町役場等の解体工事のための公共施設整備基金繰入金4,880万円など、合わせて6,350万5,000円を計上いたしました。

次に、第19款、諸収入であります。奨学資金貸付金収入などの貸付金元利収入5,347万4,000円、里バス旅客収入400万4,000円などのほか、雑入では、大会参加などの各種負担金1,836万8,000円、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業4,619万7,000円、一部事務組合からの交付税再配分として2,310万円、バーデハウスの修繕に充てる電源立地地域対策交付金1,700万円など、合わせて2億2,047万9,000円を計上いたしました。

次に、第20款、町債であります。臨時財政対策債5億5,930万円のほか、防災行政用無線整備事業及び地域振興基金に充てる合併特例債3億7,140万円、過疎地域自立促進特別事業債1億1,180万円など、合わせて12億1,230万円を計上いたしました。

以上が、歳入の主なものでございます。続いて、歳出についてご説明申し上げます。

まず、第1款、議会費であります。前年度比3,704万2,000円増の、1億4,894万3,000円を計上しております。

次に、第2款、総務費であります。広報の作成や例規システムなど、文書広報費1,014万

9,000円、本庁舎や各分庁舎の管理及び臨時職員賃金など、財産管理費に1億4,536万8,000円、町商工会で発行する商品券への発行事業補助金など、企画費に6,391万4,000円、防犯灯の設置など、防犯対策費1,403万7,000円、多目的バス及び里バスの運行など、地域交通対策費7,871万2,000円、地上デジタル放送の共聴施設整備事業など、情報化推進費9,175万8,000円、地域振興基金積立金1億7,326万5,000円、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修費など、戸籍住民基本台帳費7,381万円、各選挙経費として、選挙費6,102万5,000円などを計上いたしました。

次に、第3款、民生費であります。高齢者等外出支援サービス事業や食の自立支援事業、高齢者温泉保養館利用事業など老人福祉費4億2,020万1,000円、障害者福祉費4億1,734万1,000円、子ども手当などの児童福祉総務費4億2,089万2,000円、保育所費3億1,415万円、学童保育費2,801万円などを計上いたしました。

次に、第4款、衛生費であります。各種予防接種などを行う予防費に7,145万8,000円、母子保健費2,127万7,000円、名川病院への負担金など、病院費1億2,487万1,000円、ゴミ収集運搬業務や環境及び塵芥処理事務組合費負担金など、清掃費3億7,030万9,000円などを計上いたしました。

次に、第5款、労働費であります。企業提案型新技術開発研究推進事業2,934万3,000円、旧名川共同職業訓練校解体工事費866万8,000円など、3,864万円を計上いたしました。

次に、第6款、農林水産業費であります。新規就農者支援事業や戸別所得補償制度推進事業、中山間地域直接支払交付金、農地・水・環境保全向上対策交付金など、農業振興費4,387万4,000円、サクランボの雨除けハウス整備を進める、おいしい果物産地振興事業など、果樹振興費1,072万5,000円、「冬の農業」省エネ施設等整備事業や野菜等生産力強化対策事業など、畑作振興費1,689万円、サクランボ狩り推進事業など、農業観光振興費3,808万8,000円、達者村における各種イベントのほか、NPO法人・達者村役場設立に向けた調査研究委託費など、達者村モデル事業費1,071万8,000円、農道整備事業などの農村整備費に1億7,682万5,000円、農業集落排水事業特別会計への繰出金2億2,124万3,000円などを計上いたしました。

次に、第7款、商工費であります。町を題材にしたFM番組を1年間、毎週放送するための観光案内番組制作事業や、町内の各まつりなど、観光費5,184万5,000円、バーデハウスの改修工事費など観光施設費1億3,235万9,000円、町の観光PRのために、観光促進費として550万4,000円を計上いたしました。

次に、第8款、土木費であります。凍結防止剤散布車購入など、道路橋りょう維持費8,901万5,000円、青鹿長根線及び北本村線の改良工事やコミュニティバス購入など、道路橋りょう新設

改良費 1 億6,457万8,000円、相西川河川改修工事のための河川費400万円、ひろば台団地の建設工事など、住宅建設費 1 億2,952万円など、合わせて 5 億2,641万円を計上いたしました。

次に、第 9 款、消防費であります。常備消防費 3 億1,600万5,000円のほか、非常備消防費では、消防用ホースや消防団統合による団旗購入など、1 億2,257万5,000円、防災費には、平成22年度に引き続き、移動系の防災行政用無線施設整備工事を含む 2 億2,264万7,000円を計上いたしました。

次に、第10款、教育費であります。教育総務費では中学校海外研修費1,306万8,000円、特色ある学校経営事業331万円のほか、小学校費には、旧鳥谷小学校、旧麦沢小学校などの解体工事費等1,992万2,000円を計上いたしました。

このほか、幼稚園費5,206万円、公民館費2,492万4,000円、史跡聖寿寺館跡公有化事業など、文化財保護費2,852万2,000円、各種スポーツイベント開催など、保健体育総務費6,160万9,000円、B & G 海洋センターのプール改修など、保健体育施設費7,465万1,000円を計上いたしました。

次に、第12款、公債費であります。地方債の元利償還金等に、前年度比8,960万円減の19億5,951万円を計上いたしました。

以上が、平成23年度南部町一般会計の歳入歳出についての概要であります。

次に、平成23年度各特別会計予算19件について、ご説明申し上げます。

まず、議案第 4 号、平成23年度南部町学校給食センター特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2 億317万7,000円とするもので、歳入は給食費負担金及び一般会計繰入金、歳出は給食管理費及び給食費が主なものであります。

次に、議案第 5 号、平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,776万2,000円とするもので、歳入は使用料と物品売払収入、歳出は管理運営費が主なものであります。

次に、議案第 6 号、平成23年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ平成22年度とほぼ同額の675万円とするもので、歳入はポートピア交付金520万円、歳出は町道清掃作業160万円、地域の環境整備などを推進する町内や団体に事業の一部を助成する町づくり助成金270万円が主なものであります。

次に、議案第 7 号、平成23年度南部町国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ29億1,900万円とするもので、歳入は国民健康保険税 6 億5,418万6,000円、療養給付費等負担金や財政調整交付金などの国庫支出金10億4,341万4,000円が主なものであります。歳出といたしましては、一般及び退職者被保険者等療養給付費などの保険給付費18億

9,055万3,000円、後期高齢者支援金 3億4,402万2,000円、共同事業拠出金 3億5,200万3,000円などを計上してあります。

次に、議案第8号、平成23年度南部町介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億8,624万5,000円とするもので、歳入は介護給付費負担金などの国庫支出金 6億2,362万7,000円、支払基金交付金 6億8,819万1,000円、繰入金 4億1,155万4,000円が主なもので、歳出は総務費に7,036万7,000円、保険給付費22億6,986万円が主なものであります。

次に、議案第9号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,543万4,000円とするもので、歳入の主なものは、介護支援及び予防計画費などのサービス収入で、総務管理費の歳出に充当されております。

次に、議案第10号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億9,320万9,000円とするもので、歳入は後期高齢者医療保険料 1億593万1,000円、繰入金8,304万2,000円、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金 1億8,308万8,000円が主なものであります。

次に、議案第11号、平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算であります。一日の平均患者数を、入院64人、外来176人と見込み、収益的収支として、前年度比137万円増の10億2,636万6,000円とするものであります。資本的収入及び支出は、収入に1億3,139万9,000円、支出に1億5,156万2,000円を計上いたしました。

次に、議案第12号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億4,740万4,000円とするもので、公共下水道処理施設の建設事業が終了したことにより、対前年比4,688万3,000円の減となっております。歳入は下水道事業国庫補助金 1億8,200万円、下水道事業建設債 1億9,980万円、歳出は下水道事業工事 3億3,290万円などの公共下水道建設費が主なものであります。

次に、議案第13号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億4,580万円とするもので、歳入は農業集落排水使用料2,446万1,000円、一般会計繰入金 2億2,124万3,000円、歳出は施設管理費4,800万5,000円、公債費 1億8,237万9,000円が主なものであります。

次に、議案第14号、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,216万6,000円とするもので、歳入は簡易水道事業国庫支出金1,752万4,000円、簡易水道事業債4,240万円、歳出は送水管及び配水池施設工事費6,000万円が主なものであります。

次に、議案第15号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ28億3,215万1,000円とするもので、歳入歳出とも事業勘定の受託金、受託費が主なものであります。

市場特別会計の9割以上を占める受託販売については、前年度と同じ26億円と見込んでおりますが、これまで以上に市況などの情報提供に努めるとともに、出荷を促進して、販売額の増につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第16号、平成23年度南部町工業団地造成事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ25万8,000円とするものであります。

次に、議案第17号、平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億7,984万1,000円とするもので、歳入は介護給付費2億5,470万円、入所利用料などの負担金6,362万5,000円、施設の使用料352万5,000円、一般会計繰入金4,894万3,000円、歳出は一般管理費2億7,176万8,000円、療養費5,859万9,000円、公債費4,943万8,000円が主なものであります。

次に、議案第18号から議案第22号までの平成23年度各財産区特別会計予算であります。それぞれの財産区の財産運用収入や繰越金などを主に財源とし、管理運営費に充てた予算となっております。

以上が、平成23年度一般会計、各特別会計の概要であります。当初予算の総額は、一般会計、各特別会計合わせて209億2,520万3,000円であります。平成22年度に比べ、金額で8,802万3,000円、率にして0.4%の増となったものでございます。

次に、議案第23号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年3月末をもって廃止された老人保健制度の経過措置が、平成23年3月31日で終了することから、南部町老人保健特別会計を廃止するために、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第24号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部改正に伴い、町税の減免判定の合計所得金額に、上場株式等に係る配当所得の金額を含むことのほか、特別災害によって減免すべき人を、速やかに減免対象に加えられるよう、町条例の減免の対象について、地方税法の道府県民税の規定を引用していた条文を、市町村民税の規定を引用するように、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第25号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例及び南部町の

消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町福地消防団、南部町名川消防団、南部町南部消防団を統合し、平成23年4月1日から南部町消防団を設置するために、消防団の名称や管轄区域を改めるなどの改正を行うものであります。

次に、議案第26号、南部町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農業集落排水事業効果の向上を図るため、分担金減免の対象に、公の生活扶助を受けている受益者を加えるなど所要の整備をするために、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第27号、南部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定についてであります。平成23年度からの公共下水道事業の一部供用開始に伴い、都市計画法及び地方自治法に基づき、受益者の負担する負担金等の額などを定めた条例の制定を行うものであります。

次に、議案第28号、南部町大平財産区管理会委員の選任についてであります。平成23年3月31日をもって任期満了となります。大平財産区管理会委員の選任について、南部町財産区管理条例に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第29号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。青森県新産業都市建設事業団の平成23年度の設置団体各負担金が増加することから、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を変更することについて、構成団体と協議するため、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第5号）についてであります。予算の歳入歳出にそれぞれ7億4,708万円を追加し、予算の総額を109億3,802万8,000円とするものであります。

このたびの一般会計補正予算につきましては、「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」に基づく国の補正予算が、昨年11月26日の臨時国会で成立したことを受けて、きめ細かな交付金1億5,842万3,000円、及び、住民生活に光をそそぐ交付金3,395万円の交付財源を活用した補正内容となっております。

それでは最初に、主な歳出の補正内容についてご説明いたします。

まず、第2款、総務費の1項総務管理費であります。10目地域交通対策費には、ながわ里バスの運行管理整備業務費の確定により、運行管理委託料として130万円。また、生活交通路線維持補助金として499万6,000円を追加いたしました。11目情報化推進費では、テレビ共聴施設整備事業の国庫事業費の確定により、事業補助金を489万3,000円減額いたしました。29目には、きめ細かな交付金事業費として、1億6,765万円を追加いたしました。地域経済の活性化を図るなど

のためのこの交付金を活用し、町道の舗装や小・中学校施設の工事、仮称・医療健康センター整備事業、老健なんぶや体育施設の改修などを行うこととしております。また、30目には、住民生活に光をそそぐ交付金事業として3,670万7,000円を追加いたしました。住民生活にとって大事な分野であるDV・配偶者暴力や自殺予防対策のほか、図書館の充実を図る等のためのこの交付金を活用し、小・中学校並びに町民図書室への図書整備のほか、自殺予防対策事業などの事業実施に要する経費を計上したものであります。

次に、3款民生費であります。事業の決算見込みによりまして、療養給付費負担金1,528万7,000円、老人保健特別会計繰出金など272万5,000円、介護保険特別会計繰出金371万円、子ども手当7,103万2,000円を減額したほか、学童保育の臨時職員賃金を101万1,000円追加いたしました。

次に、4款衛生費であります。仮称・医療健康センター用地に係る土地管理費補償金として、179万3,000円を追加したほか、事業の確定により、妊婦・乳児健診委託料581万7,000円、健康診査業務委託料150万円、同じく4款2項、清掃費の環境整備事務組合費負担金1,617万8,000円、塵芥処理事務組合費負担金1,401万8,000円を、それぞれ減額いたしました。

このほか、6款以降の減額補正につきましては、事業費の確定あるいは入札減によりまして、負担金や特別会計への繰出金などを減額したものであります。

これに充当する財源としましては、地方交付税7億1,531万5,000円、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を含む国庫支出金1億4,513万1,000円を追加したものでありまして、町税2,697万2,000円、事業確定による県支出金5,188万4,000円を減額補正いたしました。

次に、議案第31号、平成22年度南部町学校給食センター特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出それぞれ1,164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、2億32万4,000円とするものであります。

歳出の主な補正内容であります。給食管理費では、入札減による燃料費560万円、給食業務委託料354万5,000円、給食材料費150万円をそれぞれ減額するものであります。歳入につきましても、給食費負担金150万円、一般会計繰入金1,017万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第32号、平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。使用料と売上収入290万円を減額し、一般会計からの繰入金を追加したもので、歳入歳出予算の総額は、変わらないものであります。

次に、議案第33号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出それぞれ1億8,274万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億3,883万7,000円とするものであります。

歳出の主な補正内容であります。事業費の確定により、2款保険給付費の一般及び退職被保険者等の療養給付費7,992万円。3款後期高齢者支援金2,961万9,000円。6款介護納付金4,987万6,000円、7款共同事業拠出金3,480万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税や国庫支出金、県支出金等を減額し、前期高齢者交付金や共同事業交付金などを追加したものであります。

次に、議案第34号、平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてであります。事業が確定したことにより、歳入歳出をそれぞれ精査し、財源内訳補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額は変わらないものであります。

次に、議案第35号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)から、議案第38号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)までの4件につきましては、事業が確定したことにより、歳入歳出をそれぞれ精査し、減額補正を行ったものであります。

次に、議案第39号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,751万8,000円とするものであります。

補正内容は、歳出に簡易水道施設工事費を追加し、これに充てる歳入として、一般会計繰入金を追加したものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、教育委員会委員の選任及び仮称・医療健康センター建設地の土地の取得につきましての案件を追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。

よろしくお願いたします。

議長(小笠原義弘君) 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....
請願第1号から陳情第2号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、請願第1号、日程第6、陳情第1号及び日程第7、陳情第2号を一括議題といたします。

本日までに受理した請願1件及び陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

なお、産業建設常任委員会は、本日、本会議終了後、総務企画常任委員会は、3月3日本会議終了後、教育民生常任委員会は3月4日本会議終了後開催いたします。

散会の宣告

議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月3日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時58分）

第35回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年3月3日（木）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工藤幸子

1. 町の除雪及び排雪について
2. 町の検診について
3. 町所有地について

12番 立花寛子

1. 国保会計について
2. 介護支援について
3. 子ども・子育て新システムについて

3番 沼畑俊一

1. 町営住宅について
2. 農業について

4番 根市勲

1. 馬淵川の河川改修と漁業の振興観光・農業との連携による効果の向上策について
2. 学校給食センターの現況と今後について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君

9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君		

欠席議員（1名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不 二 彦 君
建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第35回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。さきに通告をしておりました3点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、除雪及び排雪について。除雪の効率化と排雪の処理、集雪場所についてであります。

このところ、全国の自治体で、行政と住民の協働の促進ということが強調され始め、進行しております。協働とは、縦割りを基本とした組織ではなく、公共空間という言葉と結びついて登場した。つまり地域における住民サービスを担うのは、行政のみではないということであり、分権時代の基礎的自治体においては、住民や重要なパートナーとしてのコミュニティ組織や、民間セ

クターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成することを目指すべきだということでもあります。自治体の中には、自治体運営の新たな方針に組み込むところも出てきておりますが、これは住民は、役所に対しても意見もあるかも知れないが、しかし、住民もまた公共活動を担うことによって、これまでの行政との関係を問い直そうとする指向でもあるのであります。特にそれが高齢社会になった今、地域みんなで支え合う意識にもつながるということであります。

そこで、高齢社会が増加、進行する昨今、特に北国は、雪に覆われ、身動きができない状態や、ひとり暮らし家庭は途方に暮れる、また、住宅が密集している大通りに直面している家々は、雪を片付けるにしても捨て場ない。しっかりと凍った根雪が道幅を狭くし、積もった雪の山の間を縫いながら、対面走行している車で道路は渋滞となる。しかし、雪の捨て場はない。どうにかならないかと毎年苦情の波であります。除雪車も予算に合わせているのかと思うくらいの除雪方法、だからといっても、地域には助け合っの排雪場所がない。排雪にも捨て場がない。

そこで、例えば運動公園、また、広場の地域に合った利用場所を提供することができないのか。町は、7割以上が軽トラを持っている農家であるし、また健常者がいる家庭はほとんど車を所有しております。地域のひとり暮らし世帯や身の移動もままならない虚弱老人世帯は、自分の家の中で遠い春を待つより仕方がないのか。だからといってみんなで支え合えるにしても、雪の捨て場がない。ありそうなところは、ロープで進入禁止の足どめであります。捨て場ができたので、町民みんなが捨てるわけではないと思いますが、あれば助かる多くの住民のために、ぜひ対応していただきたいと思っております。町長のご提案をお願いするものであります。

次に、2点目でございますが、健診について、健診の充実及び負担金についてであります。

世界一の長寿国となった我が国では、70歳から90歳代の高齢者をケアする人が40歳から60歳以上の中老年者であることが多いと思われれます。そしてまた、ケアされる、またケアする両方の人が中年以降の病気が気になり出すようになります。特に高齢者では、病気の症状が形どおりではなく、また、まさかのことが起こりやすいこともあり、早目の健診を心がけなければならない時代であり、中老年特有の病気を素早くキャッチしなければなりません。特に、がん検診。とりわけ胃がんの進行は、粘膜層が侵されている初期の段階から、病巣が粘膜下層にまで達した段階。より深部の筋肉層にまで病巣が広がった段階へと進んでいき、胃壁の奥深くへも進行していく。がん組織が大きくなると、食物の通過を妨げて閉塞が起こり、大出血を起こすことがあるのであります。しかし筋層まで達していない時期は、早期がんと呼ばれ、手術による治療で完治する可能性が高いと言われております。がんの特徴として初めに発生した部分、つまり原発層だけにどどまって、増殖するのではなく、体内の遠くの場所に運ばれ、そこに増殖する転移という現象が

あり、胃がんから最も転移しやすいのは、肺や肝臓、肺がんは肝臓、腎臓に転移しやすい。このように初めは1カ所、たった1個の細胞から始まったがんは、転移によって全身にばらまかれ、ついには人間を死に至らしめるという恐ろしい性質を持っているのであります。胃がんの予防の決め手は、早期発見と食生活からと言われ、早期発見で適正な治療こそ、今がんに対して対抗し得る唯一の、しかも強力な手持ち札だと言われております。

そこで、我が町の健診ですが、初期段階の1回のみが料金500円の本人負担であります。これはハテナの健診でしかないのであります。次の段階の最も大事なカメラでの精密検査からはすべて自己負担であります。胃がんの検査は、また数十回と言ってもよいかも知れません。一度検査でプラスとなった本人自身が想像以上に不安であると思います。そして、さらにだれもががん治療や検査に対する金銭的な不安もあり、これらの現実を踏まえ、カメラ検査の1回分ぐらいの助成、あるいは何%かの補助の必要性を痛感するのですが、町長のご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、3点目でございますが、町所有地について、所有地の整備と環境対応についてであります。

地域は、人々の暮らしの場所であります。一定の地理的区域ではあるが、どこの地域も自然、物、人によって構成され、そこでは日々さまざまな活動が行われ、出来事が起こっていると思っております。ある地域と他の地域が違うのは、その構成要素のそれぞれと同時に、それらの結び方が異なるからだと思います。それが地域の特色となっているのであります。しかもそこには、人、物、情報の流出入の形で外部からの影響が加わり、地域に複雑な動きが出され、形がつくられているのであります。そしてそこに住む人々の心と技があり、姿やたたずまいを見せており、地域文化でもあります。例えば、数ある町内、町所有地の一つである一例を挙げますと、南部地区二又町内は、かつては南部地区一の官公通りでありました。役場、学校、郵便局等があり、それに古町通りが続き、マエダ屋敷と言われる大きなお屋敷の周りや通りには、公的な施設である伝染病患者の隔離の施設があるなど、今の南部町中央通りからは、想像もできない奥まった町内ではあったが、古きよき時代、今の南部地区では特色あるいにしえをたどれば今昔まれな発展地であったのであります。しかし現在は、ひところの面影を残していた幼稚園も廃園になり、今はその荒れ果てた跡地には、その姿もなく、電波塔がぼつりと建っているのみ、その周りは廃品やごみの山になっており、見るも悲しい有様であります。これが南部町の所有地とは、胸がそのまま飛び出すぐらいの胸が痛くなる思いであります。一刻も早くきれいなたたずまいにしなければと思うと同時に、中山間地域で活躍している二又町内の農機具置き場の利用施設にでもしてもらおうなど、

二又地区にその土地の対応を考え、町の所有地を大事にすべきかと思うのですが、町長の判断で、心の届く大切な場所にしていただくよう、お願いするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく3点の質問でございますが、答弁の前に一つお願いをできればと思いますのは、議員からいただいている事前質問項目、除雪の効率化と除雪の処理、集積場所について、また、健診の方では健診の充実及び負担金について、また、町有地の整備と環境対応についてという項目のご質問でございまして、我々もできれば細部にわたって答弁をしていきたいわけでございます。この議場に入って、議員さんからのご質問を聞いて、具体的な質問という中身がわかるわけでございます。そこを具体的に質問事項の方に書いていただければ、より具体的な答弁をこの場でしたいなと極力思っているんですが、そういう中で、今現在お答えできる部分と、また検討をしなければならない部分の答弁になってしまうと思いますけれども、ご理解をいただきながら、答弁に入りたいと思います。

まず、除雪の効率化についてのご質問ですが、現在、除雪路線は、総延長、以前にも申し上げておりますが約300キロメートルでございます。それをおおむね30社で実施しておりますが、町内を3地区に分割し、基本的にはその地区内の土木業者等へ委託して、機動力を発揮するようにし、幹線道路には大型除雪機、一般道路には小型除雪機を配置するなど、効率的な除雪に努めているところでございます。

除雪の出動ですが、積雪おおむね10センチを目安としております。しかしながら、平地と山間部では積雪が倍以上違うこともありますので、建設課職員がパトロールを行い、現場を確認しながら除雪の指示を出しているところでございます。

次に、排雪の処理についてでございますが、排雪については、原則行っておりませんが、例外的に除雪した雪が交差点などで交通の障害になり、事故の危険性が高い場合においては実施することもございます。その他、住民の敷地の雪は、各自で処理していただいているところでございます。また、集積場所についてのご質問でございますが、現在、住民に集積場所として指定し、開放している場所はございません。

他の市町村等もちょっと調べてみました。津軽地方におきましては、小学校のグラウンドなどを集積場所に開放しているところもございます。ただし、この場合でも学校近くの住民が、スノーダンプやそりなどでグラウンドまでは搬入すると。これはトラックが入ることによって、グラウンドがやはり春先大変なことになるということで、そういうことを開放しておりますが、やはり住民の方々にもその後の搬入というのは地域の方々も協力し合っている。こういう部分は、我々も今後参考にさせていただきながら、どういうふうにできるものか、また、学校以外で町有地等で、春先に影響のない、そういう場所もあるかどうかというのもこれは調査をしながら、考えてまいりたいと、こう思っております。津軽と南部地方、雪の降雪量も当然違うわけでございます。ことしは特に我々の地域でも12月31日から大雪になり、またことしの雪は大変重く、その後寒いということで、かたくなっておりました。ですから、担当課の建設課の方も、除雪に何度も歩いたんですが、かたくて、除雪に歩いてはわきが、除雪車でも無理な、そういう状況でございましたので、今後そういうのを含めながら、町のいわゆる除雪機購入等においてもいろいろな角度で今度考えながら、導入も見えていかなければならないと、こう思っております。今後も除雪、排雪につきましては、現場を確認をしながら、できるだけ住民の皆さんにご迷惑がかからないように進めてまいりたいと。

ただ、除雪、排雪、これはどこまでまずやっていけばということも、常に課題でございます。すべてできるのが一番いいんですが、決して我々町の行政予算においてもけちってはいけません。なくなれば当然補正を組み、通行に支障がないようにまず予算の方もとっていることでございます。

また、今自主防災組織も組織されてきているわけでございます。何でもかんでも逆に自主防災組織でというのも、これもまた会の方々も大変だと思っておりますが、そういう行政とまさに冒頭議員もおっしゃっておりました。行政と住民のいわゆる協働、ここをしっかりと今後町内会さん初め、自主防災会の皆さん、そういう方々とやはりどの部分までは町もやっていく、また、地域の町民の方々も一緒になって協力してもらおうと。そういう形で取り組んでいかなければ、なかなかこの除雪、排雪の問題というのは、我々行政だけでもまた難しい部分があるなど、こう思っております。ただ、本当にご迷惑がかからない、そういう最善は尽くしてまいりたい、こう思っております。

次に、健診の充実、負担金についてでございますけれども、まず、健診の内容でございますが、町では平成21年度までは、保健センターや公民館等で実施する、いわゆる集団健診、これは年間17回、そして通年でできる名川病院健診部での特定健診等を行ってまいりました。平成22年度か

らは、女性特有のがん検診推進のため、五戸町健診センターと八戸西健診プラザを新たにふやして実施してございます。

また、今年度は12月に、日曜日の健診を実施いたしました。170人の方々が受診をし、また若年層の受診者があったことから、来年度は日曜日健診を2会場2日にふやして、受診率のまず向上を図ってまいりたいと、こう考えてございます。

さらに現在、国では、子宮がん・乳がん検診について一定の年齢に達した女性に対し、無料クーポンを配布して実施しておりますが、平成23年度は働く世代に対し、大腸がん検診及び肝炎ウイルス検診も無料化となる方向で今検討されております。

なお、検診受診後には、再検査の未受診者がないように、はがきや電話、訪問等により受診勧奨を行っております。重症化を防いでまいりたいと考えてございます。

次に、負担金についてでございますけれども、特定健診は、国・県・町がそれぞれ3分の1を負担してございます。がん検診につきまして、国・県の補助はなく、すべて町の持ち出しとなっております。

健診料金の一部負担をいただいております例を一部挙げてみますと、健康診査委託料6,500円かかるわけですが、うち受診者の負担金が30歳以上69歳以下は1,000円、15%の負担と。70歳以上74歳以下の場合には300円、これは4.6%だけの負担でございます。議員からもありました胃がん検診委託料でございますが、これは5,690円かかります。このうち受診者の負担金は30歳以上で議員もおっしゃってございました500円でございます。8.8%の負担ということで、この金額は近隣市町村と比較しても低い負担金の設定になってございます。我々もできるだけ受診率を上げて、早期発見、早期治療というのが高額医療にならなくなっていくので、そういう意味で町も負担をしながら、できるだけ負担金を少なくしております。ここで再検診の場合の負担できないかということでございますが、どのぐらいの人数で、どのぐらいかかるのかということも調べてみなければなりません。また、どこまで負担をじゃあしていけばいいのか。やはり一つは自分の健康は自分でしっかり管理するんだということも、これは大事なわけございまして、いずれ胃がん検診が再検査に助成となると、これは胃がんに限らず他のじゃあ検診についてはどうなんだと。そういう議論にも今後進んでいくわけでございます。そういう部分もあり、当然町の財政、こういうのは恒久的に取り組んでいかなければならない、そういう事業でございますので、将来的な負担がどうなっていくのか、そういう部分も考えていかなければなりません。ですから、先ほど冒頭言わせていただきましたが、資料的にまだしっかりと調べてみることもございますので、今後調査をしながら検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、町所有地、町有地の整備、環境についてのご質問でございますけれども、町の財産は大きく分けまして行政財産、普通財産と分かれております。行政財産は、それぞれ管轄する部署において今管理しているところでございます。普通財産は財政課において管理してございます。ご指摘のございました二又地区、これは二又地区に限らず、町内全体においてそういう箇所がございます。普段から美観を損ねることのないように注意しております。最近は、主として緊急雇用事業で雇い入れております作業員が当たっておりますが、予算も当然かかるわけでございます。町全体をやはり管理していかなければならない。年、場所によっては1回程度というところもございまして、中には2回、3回どうしても必要なところもあると。そういうふうに行ってございます。これも緊急雇用事業の交付金に来ていて、今行っているわけでございますが、いずれこれも恐らくなくなるだろうと思っております。そうなったときに、今度は町負担になっていきます。そういう部分もありまして、歳入部分の確認をしながら、歳出管理、先ほどの除雪、排雪とも同じような考えになってくるわけでございますけれども、今町の方ではポートピア交付金を活用しながら町内会に清掃活動の助成金を出してございます。

また、それぞれの町内会、またいろいろな団体において活動する計画を出していただいているところには助成金を出してございます。そういう部分も活用していただきながら、やはり自分たちも住んでいる地区、中には町内会さんでそういうことを行っている町内会さんもあります。だからみんなそうしろということでは決してございません。ただ、やはり自分たちが住んでいる町、また特に自分たちが住んでいる地区、こういう部分を特に二又地区さんは、昨年東北農林水産局長の賞もいただいております。これはまさしく地域づくりの賞でございました。いろいろな活動をしてございます。非常に頑張っている地域でございまして、今のところ、私も二又地区さんの会合、去年は四、五回ぐらいいろいろなそういう受賞もありました。そこでは別な方のいろいろなご要望もありましたが、今のご要望は、去年1年行った中でちょっと伺っておりませんでしたので、また現場を担当の方から確認をしながら、ただ、1地区だけではない、全体的に他の地区もある。そういう部分も全体的にこれも考えていかなければならないと思っておりますので、それぞれの町内会さんにもお願いをしながら、また、そういう活動をしていただく町内会さんに町としてさらに何か助成できる、そういう財源を確保できないかどうか、すべて町で直に行うというのは非常に難しい部分があるのかなと思っております。いろいろな部分でまた議員の皆さんからもいいご助言もいただきながら、どうしていけばまさに町と地域との協働なまちづくりができるのかどうか、今後も検討しながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

また、詳細に係る再質問等々の場合にはそれぞれ担当課長等々から答弁してまいりたいと、こ

う思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） まず1点目の除雪の件ですけれども、青森県のところどころが寒冷地になっているはずで、その寒冷地の手当といえますか、助成といえますか、そういうふうなものを少し活用する必要もあるかな、やっていらっしゃるか、その辺をお聞きしたいと、そう思っています。寒冷地の対象になっていないか、そういうことがまず第1点です。

それから、2点目の健診でございますが、今さまざまな種類といえますか、もう全体を体が蝕んでいくという、そういうがんの状態ですので、どれがどのというわけではありません。ですけれども、やはり、3大というような、肺とか、腸とかさまざまあるわけですけれども、さっき例として言いました胃がんもそれに匹敵するぐらいの大人数だろうと思います。ですけれども、このカメラ検査というのは、本当にその場所を直に見るというよりも、重要な検査の部署だと思うので、せめてそこら辺までやっていただければ、あとはもうこれは自分の症状として確かにそうだとすることを認識すれば、やはり自分の体ですので、町長もだれでも担当者も考えているとおり、それで仕方がないかなと、10回かかるか、20回かかるかわからないので、それ以降の処理は自分で一生懸命対応していくという方法だろうと思います。ですから、せめて1回目のカメラの検診ということと、あるいは何%かそこで助成をすると、本人そのものは本当に心痛な思いで、自分の居場所がないぐらいの思いだろうと思いますので、その辺の心のケアもしていただきたいという意味で、第1回目のカメラの検診のその状況を少し心がけといえますか、担当者もお話し合いをして、実施していただければ大変ありがたいのではないかと、このように思っております。

それから3点目ですけれども、これは全体的なもちろん話で一例として申し上げました。ですけれども、実際行ってみますと、地域の方々是非常に夏は草ぼうぼう、それから何が何だかわからない。実際に行ってみると、はしごは散らかっている。使わないタイヤが散らばっている。いろいろなものがあるんですよ。農機具用のそういうふうなものも散らばっている。ですから、私はどうしてこのことをそういう状況なんですかと聞きましたら、町でこれを貸していただければ、自分たちでその場所を管理しながら、もっときれいにするけれども、町がそれをコミュニケーションといえますか、対応していただけないという、そういう前提のもとで話しているのだと思います。ですので、そこは二又に限らず、そういう場所があったら、もう少しやはり町所有地があったら、そういう日ごろの点検をもう少し密にしてほしいと、このように思っております。

町長さんから前向きなご答弁をいただきましたので、心強く思っけきょうは帰らせていただきますけれども、でも、この私が申し上げた件については、町長さんも心から消すことなく、ぜひ実施してほしいということを申し上げまして、一般質問を終了させていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 工藤幸子議員の質問の中に、南部町は積雪寒冷地になっているかどうかということですが、積雪寒冷地になっております。それで豪雪地帯にもなっております。そういうことで、例えば、青森市を見てもそうですけれども、雪が多く降れば、それなりに特別交付税とかに算入されるときもございませ、自立対策として。それから、例えば集雪場所の指定ということなんですけれども、先ほど町長も申し上げましたけれども、グラウンド等はやはり難しいのかなと。例えば八戸市の例でありますと、八戸市の場合は、馬淵川の河口河川敷に排雪場所を指定している場所があります。ですので、南部町としてもし豪雪があつて、どうしてもその排雪をしなければならぬようなときにおいては、やっぱり南部町の場合であれば、すみやの河川公園とか、それから福地地区であれば旧福地小学校のグラウンド跡地とか、名川地区であれば相内の反対側にありますけれども、河川敷がございませ。そういう場所を県の方と協議して、指定することは可能かなというふうには思いますが、まず、今のところはそういうふうには考えていないということございませ。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 健診等のご質問に補足説明をさせていただきます。

町で行っているのは、健康診査というものであり、議員がおっしゃっているカメラ等は検査という項目になります。お話しにありました胃がん検診は22.5%、これは平成22年度の12月末現在の受診率であります。これは他のがん検診に比べて受診率が高いわけではないと。町の方ではこれらの胃がん検診等の受診率の低い部分をより一層検診率を高めたいというところに重点を置いております。その後の検査等については、自分の体の状態ということで、病気なのか、病気になれば国保の3割負担で済むわけですが、病気でもないという部分ですので、検査を行うと。こ

の部分の負担については、町では医療機関ごとに違うものですから、把握はしていないという状況ですし、公費の負担も今のところはないということです。ただ、他の受診率の低いがん等については、健診、健康診査の部分の補助金制度を国でも打ち出しているところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 先ほどご指摘のございました二又の旧幼稚園の跡地でございます。入口は町内会館が建っております、ちょうど間には個人の実は共有地があるんですね。奥の方が普通財産になっていまして、お話しの中にもありましたとおり、携帯電話の中継局に昨年貸しまして、あそこに鉄塔が建っています。奥の方は間に個人の共有地があつて、ちょっと使いにくい土地ではございますけれども、先ほど地元の方で貸してもらえればきれいにしたいというふうなことでございましたので、大変ありがたいことですし、ご要望があれば、前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時41分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。3月定例議会に当たり、一般質問を行います。国保会計についての質問です。

予算、決算議会、時々的一般質問に取り上げてまいりました国民健康保険税についての問題で

す。さまざまな地域で、日本共産党は住民アンケートを実施しております。その回答で多く寄せられますのは「収入減で困っている」「国保税が高過ぎる」「医療費の負担何とかならないか」など、暮らしの不安に対してです。そういう暮らしの不安に対しての回答が多く見受けられます。特に、高過ぎる国保税に対する回答は、常に上位になっております。何をさて置いても、住民の負担軽減の施策を講ずる。これは自治体の仕事ではないでしょうか。国保税の引き下げ、医療費の負担軽減の措置は、県と町がすぐにでもできる手立てです。

県は、市町村国保に1円の補助金も出しておりません。隣の秋田県が1人当たり946円、2億8,930万円出しているのと比べても、余りに異常です。県から国保への補助を実施し、高過ぎる国保税を引き下げていただきたい。国や県に対して国保会計への補助を求めるべきではありませんか。答弁願います。

次の質問です。介護保険の問題点についてであります。介護保険法施行から10年以上経た現在、マスコミなどでは、「介護崩壊」という言葉が飛び交うようになっています。「介護の社会化」を実現するはずの介護保険法施行後も、家族介護者の負担は依然として重く、介護殺人と呼ばれる介護をめぐる高齢者の殺人事件や心中事件は、むしろ増大しています。また、大幅な規制緩和によって、介護労働者の労働条件は急速に悪化し、人材難が顕著になってきています。介護労働者の劣悪な労働条件や過重労働は、人員配置基準の手薄さとも相まって、介護の質の低下や介護事故の増大をもたらし、利用者である要介護者の安全と生命を脅かしつつあります。以上の事柄は、介護保険をめぐる現実ではないでしょうか。介護保険法のよりよい改善は遅々として進まず、予想外の方向へ進もうとしています。2012年の介護保険料改定では、平均月額が5,000円以上となる保険料の大幅引き上げが予想され、それを抑制するために、さらなる給付抑制を進める介護保険の見直しがなされようとしています。「要支援1、2」「要介護1」判定の軽度者は、介護保険の給付の対象外とするなどです。これを受けて、当町ではどのように対応していく考えでしょうか。答弁を求めます。

次に、子ども・子育て新システムについて質問いたします。

今世界では、乳幼児期の保育が、その後の人生に極めて大きな影響を及ぼすことが明らかになり、それゆえ質のよい保育がどの子にも保障することが政治の中心テーマになっています。ヨーロッパでは就学前の2年間は、どの国でも保育料を無料にするのが当たり前になってきています。保育の重要性が広く認識され、国と自治体の責任で保育を充実させるのが世界の大きな潮流です。今、世界では、保育は預かればよいというものではなく、質のよい保育をどの子も受けられるようにするために、国が先頭に立って制度や条件の改善に力を入れています。ヨーロッパで

は、3歳以上の子供を1人の保育者が10人以上担当するような基準を設けている国はありません。日本では、3歳児は20人まで、4、5歳児は30人まで1人の保育者で見なくてはなりません。こうした世界から見れば、非常識な基準は早急に改善することが、子供たちの幸せと成長にとって欠かせない課題となっています。だれもが、子供一人一人の気持ちに寄り添って、丁寧に見てほしいと願っています。子供のためにならない規制緩和は、だれも望んでいません。しかし、新システムはそうした願いとはかけ離れた内容ではないでしょうか。公的な責任が明確な現在の制度を廃止して、介護保険制度をモデルにした直接契約の制度へと転換しようとしているのではありませんか。新システムで保育所はどう変わってしまうのでしょうか。そして、どのように対応されていくのでしょうか。

答弁を求めます。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず国保会計について、国、県に対し支援を求める考えはないかというご質問でございますが、平成22年度の国民健康保険法の改正により、広域化等、支援方針を策定することになり、本県においては平成22年12月28日、青森県国民健康保険広域化等支援方針が策定されたところでございます。この中で、財政運営につきましては、保険財政共同安定化事業が、従来の町が負担する拠出金の算定割合の見直しも検討されてございます。県が行ったシミュレーションによりますと、平成22年度比較で、町が負担する拠出金が約290万円ほど安くなる算定になってございます。また、所得割が創設される予定ですので、所得が基準額より低い市町村は所得の割り当てが算定されてございません。この算定方法の採用につきましては、平成23年度からの財政支援が検討されているところでございます。県調整交付金におきましても、交付要綱の見直しが検討されている最中でありまして、詳細についてはまだ不明であります。保険者規模別目標収納率に向けた取り組みや、収納率向上の成果に応じた配分、また、保険財政共同安定化事業及び高額医療費、共同事業の実質負担割合につきましては、町の持ち出し率に応じた配分で検討されるようになってございます。

非常に、国保税に関する部分、当町を含めながらそれぞれの自治体で厳しい、そういうふうにご認識しております。かなりの負担に、恐らくそれぞれの町村もなっている。我が町もそうござ

いまして、まずそこを国保税を上げていかないようにするためには、従来から申し上げておりました健康でという部分につながっていくわけでございますが、そういう地方の状況が非常に厳しい国保財政になっているということを、今後も国、県の方に機会あるごとにまず状況をお話をし、国ないし、議員も言っているように、県、そちらにおいてもしっかりと安定、国保財政の中でやっていけるように、まず訴えていかなければならない。そう思っております。

次に、介護保険の件でございますけれども、国では、昨年5月から厚生労働大臣の諮問機関として設置されました「社会保障審議会介護保険部会」で、制度の見直し等を検討審議されてきたところでございます。

検討の内容は「介護保険制度の見直しに関する意見」として、昨年11月30日に示されておりますが、この中で重度の要介護者向けのサービスの充実を図る一方で、要支援者等に対する介護サービスについては、給付や負担の検証が必要であるという意見にとどめられているところであります。

これらを受けまして、介護保険法等の一部を改正する法律案を12月24日、厚生労働省は内容を示しておりますが、現時点で通常国会には給付費の増や利用制限については今回の改正案には含まない方針を示しております。

ただ、いずれにしましても、第5期介護保険事業計画、これは平成24年度から26年度に向けての制度改正等、あるいは指針の検討審議が継続しているところであります。例年でありまして、7月から9月ごろに指針等が示されて、県を通して来ております。予想としては例年と同じその時期に指針等が示されてくるものかなと思っております。

町としましては、今後国から示される指針等を踏まえながら、急速に高齢化が進展する中、総合振興計画の基本構想の一つに掲げております「保健・医療・福祉・そして介護が充実して安心安全・快適に暮らせるまち」この基本構想を目指して、仮称・医療健康センターを拠点にし、医療、介護、予防、また生活支援のサービスが切れ目なく提供されるいわゆる包括ケアの取り組みに全力を挙げてまいりたいと思っております。

参考に、第5期介護保険事業計画でございますが、検討されている要支援、軽度に要介護者にかかわる部分をわかる範囲でご説明申し上げたいと思います。現在要支援1、2の方には、介護保険給付によって本人の1割負担でホームヘルパーによる訪問介護やデイサービスなどが提供されてございます。現在提供されている本人1割負担での介護保険給付による要支援1、2のヘルパー訪問やデイサービス等のサービスのほかに、さらに地域包括支援センターが実施している転倒予防教室や認知症予防教室、配食サービスを含めたサービスをケアマネジメントにより総合

的に提供していくと。介護予防、日常生活支援総合事業、仮称でございますが、検討されているところでございます。給付の効率化、重点化等を進め、高齢化の進展に伴い、増加する給付等、負担のバランスをとることで、将来にわたって安定した持続可能な介護保険制度を構築することを基本的な考えとしながら、単身、高齢者のみの世帯と、地域で孤立するおそれのある高齢者にとっては、介護保険サービスのみならず、配食サービスなどの生活支援サービスが必要なことから、これらのサービスと介護保険サービスを組み合わせることによって、自宅で生活を継続できるよう、検討をされているところでございます。

いずれにしても、要支援1、2、要介護1、2、そういう人たちにとって改正によって大きな負担、またサービスの低下になっていかないように、これは取り組みをしてもらわなければ当然困るわけでございまして、そういう部分、一つの方向性に注視しながら、町としてまた連携をとり、さまざまな福祉団体等とも協議しながら、どういうふうに取り組みができるかということは考えていかなければならない、そう思っております。

次に、子ども・子育て新システムについてでございますが、まず、現在国では、2013年度、平成25年度からの導入を目指している子ども子育て新システムについて議論を今進めております。その中の一つとしまして、現在の幼稚園や保育所、認定子ども園の一本化施設子ども園がございまして、子ども園では、児童福祉法で定めている保育所入所要件を緩和するなどして、すべての子供へ幼児教育と保育を一本化して提供する方針となっております。

議員ご質問の保育所の入所手続についてであります。現在、保育所に入所する場合には、市町村が保護者からの申請を受け、保育を受ける必要性の判定後に入所決定しておりますが、子ども園では、保育を受ける必要性を市町村が認定し、認定した子供の保護者に預ける理由や時間、また負担額などを記載した認定書を交付することとされております。それを受けて、保護者の方が直接子ども園へ入園申請をするという方向で現在検討されているというふうに聞いてございます。

また、定員を上回っているなどの理由により、入園施設が決まらない保護者に対しては、市町村が利用可能な子ども園をあっせんするなどして、待機児童の解消に取り組むとされてございます。

子ども園制度を含む「子ども・子育て新システム」の詳細につきましては、現在国において検討中であるということ踏まえながら、町としてはこれらの動向を見据え、柔軟に対応してまいりたいと、こう思っております。

今国会の方でも子ども園について、やはりいいというふうに感じている国会議員の皆様もいれ

ば、少しまだまだ検討しなければならないと。そういう議員さんもおられる。そういう新聞紙上で記事等で目を通したことがございますが、いずれにしても地方と都市、この環境が非常に違うわけでございます。私どもの地域はまず今のところ幼稚園、保育所等においても、ほとんどの方々が希望すれば入園できる地域でございますが、都市部の方は、テレビを見ても待機というのが非常に多い状況のようでございます。これが都市中心の考え方になっての決定をしていくのか、我々地方にとってもやはり有効な手段であるのかという部分をしっかり見きわめながら、我々の地域にとってもやっぱりいいということの内容であれば、私どももさらにどういうふうにして町としても取り組めばいいのか、これは常に検討して取り組んでいきたい。そう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、国保からであります。答弁が広域化ということが最初に出されましたので、この広域化に対しても、大変問題が多いということで、私は見ているわけでありませんが、この広域化していく国保の内容は、まだまだ住民の皆さんに承知されていないと思いますし、その内容と、その問題点も明らかにされておりませんので、これはもっともっと国保をめぐる問題がこういうふうになっていくということで、住民の皆さんにも周知徹底といいますが、そういう制度になっていくということは、住民の皆さんも知っておいていただかなければならないと思いますので、そのようなさまざまな方法をとってお知らせしていただきたいと思います。決して、広域化がいいので宣伝してくれと頼んでいるのではありません。そういうふうな流れになってきているので、住民の皆さんにもそういうお心積りも必要だろうということをおっしゃっているのです。また、広域化で国保税がまだまだ引き上げられていくという問題点は多く含んでいると私は認識しております。

さて、きょうは、国保会計の中でも1点に絞って再質問を考えてきておりますので、今被保険者1人当たり、市町村国保への都道府県支出金を調べますと、これは青森県ですけれども、1970年度は13円、1980年度は58円支出してきておりましたが、その後、減額をしてきておまして、2001年度は38円支出し、それが最後となっております。県が一度も支出していなかったわけではなく、支出してきたわけですから、県への支出を求めることは正当な要求ではないかと思いますが、町長はこの点いかがでしょうか。

県は、今まで最高で58円支出はしてきておりますが、お隣の秋田県では、2007年度436円支出しております。この数字は厚生労働省保険局国民健康保険事業年報からのものです。国保税が高

過ぎ、払い切れない世帯がふえ続けております。全国的には、県や各市町村が工夫を凝らして、国保税引き下げに努力しておりますが、当町の取り組みは国保加入者の努力のみに頼り過ぎているのではないかと考えますが、この点へのご答弁をお願いいたします。

次は、介護についての質問なのですが、さまざま工夫をして、サービスの低下になっていっては困るという町長のご発言は当然なこととは思いますが、これは国が制度を指定してきているのですので、町独自だけで大きく制度を変えるということは困難でありますので、いたし方ありませんが、今私が問題にしておりますのは、先ほど町長もご回答された内容が若干重複されているかも知れませんが、このまま質問させていただきます。現在でも要支援者のサービス利用を大幅に制限、事実上の給付カットが行われております。要支援の支給限度額は改正前の約2割引き下げられております。限度額をオーバーしますと、全額自己負担となるため、サービスの利用回数を減らすとか、利用を断念する要支援者が続出しております。これから今以上にサービスが低下するのであれば、全く介護保険の意味がなくなるとは思いますが、そこでやはり自治体といえますか、首長としてもこの介護保険の充実を訴えていただきたいという意味で質問をするわけですが、介護保険法改定案に盛り込む方向で具体化を進めている要支援者向け保険サービスと生活支援サービスの総合化の概要が発表されました。要支援者向けの保険サービスを市町村の判断で、ボランティアなどに置きかえ、保険外サービスにできる仕組みにしています。この内容では、介護保険料を払っていて、要支援の認定となっても、介護サービスは受けられないのかどうか、この総合サービスとは、どういうものであるのか、その内容をお聞きしたいと思います。

川守田稔君 着席

それで、先ほども町長もお話しされましたが、現時点でははっきりわからないとか、また、包括ケアシステムの中で何かサービスを行うとか、町長の答弁もあったようなのですが、要するに介護保険料もさまざまな事業の財源に組み込まれての話なのか、それとも全く一般財源でやらなければならないのか、そういう財政面での縛りはどういうふうになっているのか。

また、介護保険料も平均で大体5,200円ぐらいに引き上げられるということになっておりますが、こういうことに対してのご答弁はいかがでしょうか。

次の質問は、子ども・子育て新システムについてであります。私は先ほど町長が答弁なさいました。その問題点を挙げて質問にさせていただきます。

まず、現行の制度の基本は、保育の実施は市町村の責任ということは明らかです。保育所を必要とする子供がいたら、市町村は保育所をつくらなくてはならないということです。それだけでなく、全国どこでも一定水準以上の保育を保障するために、国が定める最低基準以上の保育を実施する責任、その財政基盤を保障する責任も市町村が負っております。これが現在の公的な保育制度というものであります。新システムでは、保育を市町村が責任を持って実施する公的な事業ではなく、親が利用料と引きかえに購入するものへと変わります。親が自己責任で事業者と契約するので、保育所が見つからなくても、それは市町村の責任ではありません。

次の問題点は、公立保育所を運営する法的な根拠がなくなれば、公立保育所の民営化、廃止に拍車がかかり、企業に身売りする自治体が続出するかも知れません。

次の問題点ですけれども、保育分野に今までよりずっと簡単にいろいろな事業主が参入できるようにするといっております。このように新システムになるということは、これまでの認可保育所よりも一段低い基準での保育を大幅に認めていくということになります。こういう発想はどうやったら国や自治体の財政支出を抑えることができるか。企業に保育を任せることができるかという考え方から出てきているものと思います。こうした考え方に立つ限り、到底子供のためになる保育制度の充実はかなえられないと思います。

政府では、先ほどもおっしゃいました2011年の導入を目指しているわけですが、全国的にはこの子ども・子育て新システムに対しての大きな反対運動も専門家からも、そしてそういう親の方からも出てきておまして、何とかこの新システムを国が導入しないようにと考えておりますが、その前にこの当町では、先取りといえますか、公立保育所の民営化や廃止を考えておられるのであれば、今すぐ撤回していただきたいと思っておりますが、この点への答弁をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

初めに、国民健康保険に対する県の負担はというようなご質問がございました。国保に対する県の負担は、財政調整交付金で7%と法で定められておるところであります。平成20年度ベースであります。決算ベースで県の財政調整交付金は64億4,000万円となっております。これを青

森県の人口1人当たりの部分で45万人と想定して割りかえしますと、1人当たり1万4,311円と。これは全県に対しての1人当たりの補助額ということになるかと思えます。64億4,000万円ということです。

それから、介護保険の方の財源の縛り、それからサービス料の減少という部分ですが、町長の答弁のとおり、今のところサービス料の減少とか、財源という部分ですか、個人の負担の増減というものは提案していないというところで、私たちも情報をつかんでいないという状況であります。

また、新たな第5期の計画においての保険料が5,000円以上というところもまだまだ方針等を示されておられませんので、今後平成23年度において、第5期の計画を策定する際に、保険料等が見えてくるものと思っております。

また、最後に保育所に関してでございますが、保育所は市町村の責任において保育所を設置しなければならないと、法で定められて、児童福祉法で定められております。当町の場合は、今現在の入所率は平成21年度ベースで97%、今平成23年度分の保育所の入所募集をしておりますが、90%台で今募集中という形でございます。ですから、待機児童が出るということは当町の場合は考えられないと。ただし、市内の保育所に入りたいといった場合は、どうしてもそこが満員の場合は待機児という数字にはなりますが、実質保育所を選択しなければ入所できる状況でございます。

それから、法人の参入による保育所の開設等になりますが、今までは社会福祉法人が保育所を運営できるとされております。社会福祉法人であれ、民間会社で、いわゆる民間が保育所を経営、運営したとしても、市町村で定めた徴収基準と国の措置基準、これによりまして徴収を町が行うという部分はまだまだ改正されるという内容は示されておられませんので、入所申請の窓口は変わっても最終的には町の措置という形になるかと思っております。今のところ、その細かいところまでは示されておられません。政府で示しているのは、財源の一本化、幼保一元化、それらが主な内容となっております。

以上で終わります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、国保の方につきましては、基金取り崩し、一般財源等というお話がありました。私どもも、議員もご存じかと思えますけれども、合併したときに、3億円の基金

がございまして、それを2年間で国保財政の方に組み入れて、大きな負担にならないように取り組んでいるわけでございます。ですから、そういう部分が基金が出れば当然上げなければならぬときでも、その基金でもって抑えることができれば、有効にそういうのを活用して、現在も来ております。そういう部分をご理解を賜りたいと思います。

それから、新システムの方でございますが、現在でも市町村においては、公立がなく、民間で行っているところもいっぱいあるわけでございます。先ほど当町の民間移行はしないようにという一つの要望的なお話がありましたが、現在、前日も答弁でお話しした記憶がありますが、町ではそういう部分を含めながら、また将来の子供の数、そういう部分も含めながら検討しているというのは以前もお話をしてございます。そういう中で判断を今後していかなければならないと、こう思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

また、議員のお話しの中で、民間で行っている部分、不安もあるようなことも若干触れていたような感じがします。民間は民間で一生懸命取り組んでおりますので、民間の経営者にとっても失礼にならないようにというふうにちょっと感じましたので、つけ加えさせていただきます。いろいろこれから調査をして、いろいろな方々に委員となっていただいて、今内容を調査しているところでございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 最後の質問になりますけれども、前後しますが、まず、子ども園と申しますか、新システムについて、町長が最後に、民間も民主的に、良心的にやっているところもある。確かにそれはそうです。けれども、これからは介護保険を見てもわかるように、さまざまな否定的な面も多く出てくる。そういうことを全国の保育関係者の皆さん方も考えて、その新システムの導入に反対しているわけです。また、ご承知のように、名称を子ども園というところでは、うつぶせ寝にして、数年に何人かの死亡者も出ていると、社会問題にもなってきておりますので、そういうことを新システムで拡大させないよというところをここで言うておきたいと思いません。

ただ、この民間でということ、認可外とか、認可保育所のことを指しておられると思いますが、大変保育料の負担が重くなって、大変な思いをしているということもご理解願いたいと思います。ただ、先ほど町長もお話しされたとおり、都市部と地方の状況は大変違ってきており、都市部では大変保育所が足りなくて、本当に困っているけれども、他方、地方では少子化で保育園

を存続させるための子供らの確保も大変で、逆に廃園になっていると、やめざるを得ないという状況も片方にあるということは、私自身承知しておりますが、今回の質問は、その考え方、新システムに対する国の考え方に対してのやり取りを主に行わせていただきました。諸手を挙げて賛成できるような内容ではないということを訴えておきたいと思います。

次に、もとに戻って、国保の質問ですけれども、町長も大変国保加入者の軽減のために頑張っておられるという答弁は何度もお聞きするのですけれども、基金には頼っておりますが、国保加入者の負担軽減策として、やはり一般財源からの繰り入れは行われてこなかったということを強く訴えたいと思います。

それで、現在市町村の繰り入れは、全国で3,700億円になっていると言っております。国の通達どおり一般会計からの繰り入れをやめたら、今以上の国保税になり、払い切れない世帯がふえ続けていくのは確かであります。また、収納率向上の名で、実際には無慈悲な保険証取り上げや、過酷な取り立てが行われているのも事実であります。1984年に50%あった国庫負担を24%まで減らしたことにこそ、最大の構造的問題はあるのですが、国庫負担をふやして、国保税を下げると明記したマニフェストを放り出した菅内閣の姿勢が一番の原因ではないでしょうか。国に対してもきっちり公約を守るように訴えるべきではありませんか。町長はどのようにお考えでしょう。

また、介護保険のことに対して、現在の要支援者の保険サービスは全国一律の基準があり、サービス内容、労働者の資格や配置人数、事業者への報酬、利用料が決まっています。しかし、新たな総合サービスは、保険サービスではなく、市町村の判断で柔軟な対応ができる仕組みとしてあります。厚生労働省は、非公式なものの活用を強調しており、専門教育を受けていない有償ボランティアや自治会などが担う安上がりのサービスとなる一方、利用料は保険サービスより高くなる可能性があると考えております。こういうやり方は、サービスは低く、保険料は高くし、国からの給付費はできるだけ安く抑えようとの考えから出てきているのではないのでしょうか。介護の社会化という理念を打ち捨て、給付抑制のみを目指しているから、こういうことになるのではないのでしょうか。国に対しても、介護保険の抜本見直しを訴えていただきたいし、より町の介護内容を充実していただけるように訴えておきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議員のご質問の中に、国の負担は24%になったとおっしゃっておりますが、現在は34%の補助率のままでございます。

また、介護保険につきましては、市町村の判断でという部分がございますが、地域支援事業にかかわる部分では、今現在も保険者の判断による予防給付と生活支援サービスも行っておりますが、それを総合化するという事で、細かな指針が出されてからではございますが、サービスの低下にならないように努めたいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 国保、介護を含めながら町としても、国等にも訴えていくことが必要だというご意見でございました。我々いろいろな部分で町村会という組織がございます。やはりある程度の力を持って、国なり、また県なりに訴えていく場合には、町村会組織でもってやはり動くということが非常に大事でございます。そういう部分では、いつも立花議員さんからいろいろご指摘もいただきながらいるわけでございますが、もろもろ含めながら、我々も町村会の方で、そういう部分を話し合いをしながら、またその年度年度の町村会としての国への要望、または県への要望、これを集約して行ってございます。非常に厳しい国保税を含めながらの中でございませぬので、そういう現状をしっかりと今後も声が国に届くように、町としてもそうですけれども、一つの町村会としてやはり動いていく方が私は効果がよりあるだろうと。そしてまたその先には全国町村会がございます。そういう部分で今後も取り組んでまいりたいと。また、歳入、歳出、特に歳入、そういう中でできる範囲はどこまでできるのかを常にそれは考えながら、取り組みをしてまいりたい。また、現在においても取り組んでいる。そういう中で一般財源からも繰り入れもされているということでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で、立花寛子君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（小笠原義弘君） 3番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑君。

(3 番 沼畑俊一君 登壇)

○3番(沼畑俊一君) 2月の議員研修は二泊三日という短い日程でしたが、中身の濃い研修で、特に東京日の出町の少子化対策、次世代育成プログラムは非常に参考になりました。お礼を申し上げる次第であります。

それでは、通告をしておりました2点について質問いたします。

最初に、町営住宅についてであります。

町営住宅の改築、新しい住宅の建設計画が進められていますが、現在の住宅と、今後新築、あるいは改築する住宅について、入居する場合の要件等はどのようになるのか。入居者を決める際の方法は。

また、町外からの入居者の優遇措置などお考えがあるのか。また、工事期間、再入居時の家賃の上昇による対応等はどうするのか、お伺いをいたします。

次に、農業振興地域の見直しについてであります。

合併後5年がたち、その間に、町の振興計画が策定され、農地法も一昨年改正されました。今、TPP、所得補償、食料自給率などが議論される中、農用地区域の見直しがなされています。統一した基準による3地区の線引きをするわけですが、当町は農業が基幹産業であります。稲作、果樹、野菜などいろいろな作物が栽培されております。また、農園での直売、観光農業、ハウス、温室栽培など、複雑な実態があります。

そこで、どのような観点から見直しを進めているのか。また、どのような手順で進めているのか、進捗状況をお尋ねいたします。

また、見直しによる中山間事業、あるいは農道整備、基盤整備事業等への影響などをお伺いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長(小笠原義弘君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、沼畑俊一議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、町営住宅入居の要件についてのご質問でございますが、南部町の町営住宅におきましては、国庫補助事業として整備をしてございます。そのため公営住宅となっております。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して住宅を供給するという目的のため、公営住宅法

に入居者の資格が定められてございます。

第一に、原則として、現に入居し、または同居しようとする親族があることであります。例外的に、単身入居が認められる人は60歳以上の高齢者、身体及び精神並びに知的障害者、DV（ドメスティックバイオレンス・配偶者等による暴力行為）被害者になります。

第二に、低額所得者に対しての住宅供給のため、入居収入基準がございまして、平成21年4月1日の法改正によりまして、入居者全員の合計所得が月額15万8,000円以下と定められてございます。

そのほか、持ち家がなく、住宅に困窮していることが明らかな人及び暴力団員でないことなどがあります。

また、町として南部町住宅条例及び施行規則で、連帯保証人の届出・敷金納付・町税の滞納がないことを規定してございます。

次に、入居者の決定方法についてであります。抽選により入居者を決定してございます。町広報誌及びホームページで公募を行い、募集住宅戸数を応募が上回った場合には応募者を集めて抽選会を開催し、公然の場で入居者を決定してございます。

最後に、転入者への優遇措置でございまして、入居を希望し、住宅に困窮する定額所得者に対し、公平を期するため、現在優遇措置は行ってございません。

また、転入者への優遇措置を行うことで、町に住みたい町内の在住入居希望者が逆に町外に流出するというおそれもございまして、その防止のためにも優遇措置の実施は現在においては考えてございませんが、来年度建設のひろば台団地の入居につきまして、公営住宅事業による高屋敷及び広場及び五日市団地の建てかえになるため、建てかえ対象団地、現在の入居者のまず移転が最優先となります。建てかえ対象団地入居者の移転及び希望状況を考慮しながら、空き住宅戸数について、一般に公募を行うこととなります。どうしても国庫補助事業で行っておりますので、一定の国の基準といえますが、そういう部分にならっているということもございまして。前に、工藤久夫議員からも今後そういう考えというご質問がございました。国庫事業のものの公営住宅でございまして、制限がございまして、この先の計画、南部地区も入っていくわけでございます。そこについては、今いろいろな角度から建設課の方でもって検討してございます。いわゆる建設方法、そういう部分もいろいろな案を今出しながら、練っておりますが、そういうことも含めて、転出だけをおそれるのではなく、やはり新たな転入者の方々もふやしていきたいということを考えていくと、全国的にもいろいろな支援を行っているところがございます。そういう部分を参考にしながら、恐らく単独事業で町営として建てているところは、いろいろな独自の基準をつくれ

ると思いますが、そういう部分を含めながら、ひろば台団地については、今お話ししたとおりになりますけれども、それ以降の計画についてはいろいろ工夫する必要がある。そうさせていただきます。

工事期間、または滞納等につきましては、また担当課長の方から答弁させたいと思います。

次に、農業振興につきまして、農業振興地域の見直しの方針、また影響についてのご質問でございます。当町では、合併を機に、旧3町村の市町村農業振興地域整備計画について、平成20年9月に実施しましたアンケート調査の結果に基づきまして、平成21年3月に策定委員会を組織いたしました。平成21年12月の農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴い、当町の南部農業振興地域整備計画案を策定し、平成22年3月19日に町の農政推進協議会へ諮問し、答申を得て、平成22年5月17日に、県との事前協議を行ってございます。その方針についてであります。名川地区が昭和48年の計画書、南部地区が昭和61年の計画書、福地地区が平成8年の計画書のままであったため、今回は社会的情勢等の変化に伴う計画の変更と土地利用計画について、農用地区域の土地、地番を1筆管理できる計画書となっております。

当町の農業振興地域の現況農用地でございますが、約4,907ヘクタールのうち、耕作放棄されている山林、畑、原野を469ヘクタール除外しまして、新たに保全しなければならない畑、田んぼを35ヘクタール編入し、約3,527ヘクタールについて農用地区域を設定する方針でございます。

次に、その影響についてでございますが、今回の農業振興地域の見直しによって、真に3町村が一つになった南部町の総合的な農業振興を図ることができると考えてございます。

また、生産基盤としての農地を確保するため、集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入の促進、2番目としまして、公共、転用を含めた除外の抑制、そして、農用地区域内農地の耕作放棄地の発生の抑制、次に、耕作放棄地の再生利用など、国の農業政策支援制度の円滑な展開が図られ、優良農地のまず確保、そして長期的な保全、利用が可能になっていくものと考えてございます。

また、中山間事業等々への影響について、影響が出てくるのかというご質問でございますが、現在におきましては、影響がないと。中山間事業を計画している予定で進めることができる。そうさせていただきます。

また、詳細等の部分は、担当課長の方からも答弁していきたいと、そうさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） これからまず町営住宅等について、いろいろまず補助とか、その辺を考慮していただけるといふような答弁をいただきました。実は、視察した日の出町、あるいは三重県の方もそうでしたけれども、やはり仕事と同時に、住居もよい住居を安く提供するようなまず方策といたしますか、その辺をこれから進めていただければなというふうに思います。

それから、先ほど通告外の質問になるかもわかりませんが、工事中の期間、まず住宅に入っている方々に対して、まず工事中は当然もう住めないわけですので、住宅のあっせん、あるいはまたその方々を優先的に新しい改築になったところへ入居させる。そういうふうな部分が考えられるわけですが、その辺はどのようにお考えがありましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、農振法の方ですけれども、まず、振興計画の方では、ゾーンという面的なとらえ方でとらえておるわけですが、その線引きすることによって、今補助事業等にはそんなに影響がないというご答弁をいただきましたけれども、やはり今まであった農振から外していただいた例えば農業用の施設とか、あるいは直売所といたしますか、農園の中の直売所ですか、それから畜産関係の畜舎とか、あとはそれから温室などに関しては、まず線引きの中にどう反映されるのか、その辺をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 沼畑俊一議員にお答え申し上げます。

まず、工事中の期間の住宅に入っている方の取り扱いということですが、今建っているひろば台団地は、新たな場所に建てます。名久井第一中学校の跡地ですので、ですので、今入っている方々に直接その影響はないということになります。

完成いたしますと、といたしますか、平成23年度から入りますけれども、平成23年度2棟8戸を建てることとなります。来年度から要するにその住宅に、広場団地、それから五日市団地、高屋敷団地に入っている方々に対して、最優先にそちらに移っていただくわけなんですけれども、この方々を募ります。この方々は、入りますと、当然家賃が変わります。ですけれども、5カ年間は据え置き期間がございます。5カ年の間に、だんだん上げていきます。大体今の家賃の予想ですと、今苔米地駅前団地がございますけれども、第二駅前団地が約3LDKで2万7,400円から4万900円、これは所得に応じるわけですが、こういうふうな感じになってございます。

ですので、大体この金額のあたりで設定されるのかということになります。これは家賃の決定

は、家賃低廉化事業というのがございます。これは公営住宅は、住宅が困窮している方に提供するものですから、その住宅家賃を低く抑えて、その分を国が近傍類地の賃貸住宅を勘案して、国が45%の補助なんですけれども、家賃補助をしてございます。ですので、大体その3LDKですと、高いところだと8万円ぐらいが相場になるわけなんですけれども、それに対して45%ぐらいの補助が来ると。安いところだと4万円ぐらいに対して45%ぐらい来るといふうなことでやっている。

工藤久夫君 退席

ですので、移る方については、さっき町長も言いましたけれども、募ります。募って、どうしても入れない方が出ます。その方々についてはひろば台団地に例えば広場団地に住んでいる方が、じゃあ住めなくなりましたからというので追い出すというわけにはいきません。そういうことで、その方々には、そのまま入っていただきます。なくしません。ですけれども、その古い住宅についての公募は一切しないということで、今入っている方々はそのまますっと入っていけるというような形で進めます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 先ほどの沼畑議員の質問でございますけれども、先ほど町長が答弁いたしましたように、土地の利用計画について、農用区域の土地地番を1筆管理できるように計画書を作成してございます。それで、農業施設であれば、農地とつながっているところは、そのまま農用区域といたしております。今県と平成22年5月17日に県の方へ事前協議という形で進達してございますので、今盛んに協議中でございます。事前協議中でございますので、それが終わりますと1筆ごとに確認できるように、県の構造政策課の方とも協議して、今進めている最中でございますので、それから確認が終わり次第、県の方から今度は正式の協議が入ってまいります。それが終わりますと、正式協議が大体1カ月程度かかるということ聞いてございます。農振地域指定の変更告示はその後になる予定でございます。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） それからすみません。追加なんですけれども、明日工藤久夫議員の質問の中にも若者への住宅の提供ということで出てくるんですけれども、町長が先ほど申し上げましたとおり、住宅は公営住宅法の中で住宅を整備しているのが一つです。

それから、この住宅を今やっているんですけれども、これは交付金事業でやっております。交付金事業の中に、基幹事業と提案事業というのがございます。基幹事業が公営住宅法の網をくぐった要するに低廉化の家賃補助がある事業で、提案事業というのは、南部町が独自に住宅について別な角度から、例えば住宅法によらない、要するに町営住宅として整備するという事も可能です。この例としましては、南部町が今コミュニティバスを今年度も入れて、来年度も入れるわけなんですけれども、このコミュニティバスも、その一つの提案事業でございます。要するに住宅間を結ぶ、それから生活圏を結ぶということでコミュニティバスの購入ができると。それと同じにあわせて、町営住宅、公営住宅でないその住宅を町が独自に建てるということになりますと、これについては住宅法の網をくぐりませんので、家賃も町が独自に決定しまして、それから若者向けとか、高齢者向け、そういう定住促進のための住宅は整備できることになっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 先ほどの畜産施設とか、直売所施設ですね。ハウスとかは、農用地区域内に含まれてございますので、指定してございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） はい、まず私の農地法、あるいは農振法の詳しい中身までははっきりわからないまま質問をしたわけでございますけれども、今後とも南部町の農業の発展につながるような、そういうとらえ方で作業を進めていただくことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で沼畑俊一君の質問を終わります。

4番、根市勲君の質問を許します。根市君。

(4番 根市勲君 登壇)

○4番(根市勲君) 根市勲でございます。よろしくお願いいたします。

私は、今定例会の一般質問の前に、さきに先月ニュージーランドのクライストチャーチで発生した地震で最終的に240名前後にのぼると言われている犠牲者が出たことと、日本人の留学生も28名の安否が現在も不明であることに、心からご冥福と追悼の意を表したいと思います。

よく言われている言葉に「災害は忘れたころにやって来る」ということわざがございます。

我が南部町でも常にこの言葉をかみしめて、万が一の事態に備えて、行政と町民の防災意識の向上と、準備、訓練を怠ることのないように努めていかなければならないという思いがしているところでございます。

それでは、さきに通告してある2点の質問に入りたいと思います。

まず、1点目として、馬淵川の河川改修工事と、これに関連して河川を活用した漁業の振興・観光と農業との連携による町全体に対する効果の向上策について伺います。

私は、今回の河川改修工事は、発想を変えてみますと、この工事が我が南部町を横断して、八戸から太平洋に流れる馬淵川を県内で一番、国内でも有数の観光の川に変える大きな転機になると思います。この点について町ではどのようにお考えしているのでしょうか。

また、具体的に計画・企画していることがあればご説明をお願いします。

次に、河川の堤防の現時点での整備計画の大まかな内容を説明してください。

また、わかる範囲で規模・期間・予算等を具体的にお知らせください。

私は、河川の整備と、町民全体の協力体制の向上・周辺整備が順調に進んだ場合は、漁業組合との連携によって、遊漁者のみならず、町を訪れる観光客も増加して、町内の関連する飲食・宿泊・産直施設等も活性化されると思います。この点についての答弁をお願いします。

町内のサケ・マスふ化施設を大人も子供も楽しめる、学習できる観光施設化することによって、南部町を代表する大事な観光資源にするような企画を具現化することは、町の将来を考えれば、大いに期待したいと思います。町では関連する団体、町民と活性化に向けた話し合いや企画についてどのようにお考えでしょうか。

最後に、町の今後の観光の振興のために、農業観光と一緒に、活性化策を打ち出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大きな2点目として、開業してから1年半が経過した学校給食センターの現況と、今後

のあり方について質問に入ります。

まず、1年半経過して、新しい給食センターの運営状況と関係者の評価はどうでしょうか。

現在、主な食材の購入方法と納入業者名・金額等を表にして示していただきたい。

また、現在よく聞く言葉に、地産地消というものがあります。大ざっぱに給食センターから提供されている食事の南部町産・青森県産・国産・輸入の比率は現在どの程度でしょうか。

納入業者の中での町内・町外者の比率と町内の納入を希望する業者に対する対応は、今はどのようにしているのか。

米・果物・野菜・加工品・肉・魚等の町内産品の優先的な利活用、町内業者からの購入や町内業者との協議の場はあるのか。町の指導・対応について具体的に説明をしてください。

また、周辺の自治体はどうでしょうか。

現在の今テレビとか、新聞、ニュースから推測しますと、今後は世界的に食料価格の上昇が予想されます。その場合の影響と対応策はどのように考えているのでしょうか。

よろしく願いして、私は終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市勲議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、その前に、私からもニュージーランドの地震におきます被害に遭われた皆様にお悔やみと、そしてまたお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、お答え申し上げます。

まず、馬淵川の河川改修工事が県内一の観光の川に変える機会としての考えについてであります。馬淵川の工事は、青森県の発注でございます。河床整理工事、河川維持管理工事が主な内容となっております。河床整理工事、河川維持管理工事は、河川の増水災害等を防ぐための工事となっております。現在の馬淵川の状況から見て、必要不可欠なものでございます。

ご承知のとおり、馬淵川は、源流を岩手県葛巻町に発し、一戸町、二戸市、三戸町を経て南部町、そしてまず八戸市まで142キロメートルの長さをもって太平洋に注いでおり、流水は上水道、農業用水、工業用水など多目的に治水の役割を担っております。

今回工事を機に、観光の川に変える機会として私どもも考えてまいりたいと思っております。

そういう中で、景観、水質、そして観光要素としては、今後、体験型内水面漁業というのも考える必要があるのではないかなど。そしてまた、食文化、郷土の色などが必要と考えてございます。

次に、流域全地域の協力体制や関連する関係機関としまして青森県、また岩手県、各漁協、各自治体等との十分な連携が必要になってまいります。

南部町エリア内に限定した場合におきましても、同様に関連する関係機関との協力が必要でございます。さらにハード事業が加わった場合については、その事業経費が必要となることが予想されます。

以上のことから、今後の河床整理工事、河川維持管理工事の状況、県内に誇れる景観、また水質の状況、観光要素の選定、そして関係機関との協力体制、事業実施した場合の経費等を検討しながら、観光に生かせる状況であるか判断をしながら進めてまいりたいと思っております。植栽関係なんか、河川法いろいろの問題もあるわけですが、そういう部分も調査をしながら、考えてまいりたいと、こう思っております。

次に、河川、堤防の整備計画についてのご質問でございます。馬淵川の堤防整備計画につきまして、国管理機関である河口から八幡橋までの区間では、一部を除きほぼ整備済みとなっております。

これに対し、県管理区間の南部町、三戸町の馬淵川は、堤防が未整備の区間がほとんどでございます。にもかかわらず堤防の事業計画は予定されていない状況でございます。このような状況において、毎年のように被害が発生し、流域の産業、住民生活に対し、多大な影響を及ぼしているわけでございます。そのため、平成19年に、国土交通省青森河川国道事務所を中心とした馬淵川の総合的な治水対策協議会を組織、青森県及び八戸市、三戸町、当町が国と一緒に、馬淵川の治水について取り組んできたところであり、さらに平成19年11月には、馬淵川水系河川整備学識者懇談会を青森県、また河川国道事務所が設立し、私も委員として出席、河川整備計画について検討してきております。これにより、県では緊急的な治水対策事業対策事業として、土地利用一帯型、水防災事業により、南部町ふれあい公園付近から、三戸町熊原川合流点付近まで、約17キロメートルの区間を対象としまして、総事業費33億2,000万円、事業年度平成20年度から平成29年度までに河道掘削、輪中堤、現在もう河道掘削が始まっておりますが、当町の輪中堤につきましては、相内地区の輪中堤も既に工事に入っております。浸水被害の軽減を図っていく計画になっておりますが、あくまでもこの事業は緊急的な措置と考えております。堤防計画が早急に実施されるよう、さらに県または国に対して引き続き要望をして続けてまいりたいと考えてご

ざいます。

次に、漁業組合と振興観光についてお答え申し上げます。

まず、漁業組合との連携についてであります。町では馬淵川漁業協同組合で行っている稚魚の放流事業の事業費の一部として、定額を補助金として支払っているほか、内水面漁業関係の事業実施に際しては、連絡調整をするなど連携を図っているところでございます。河川の場合、漁業権の問題がございます。さまざまな課題をクリアできれば取り組みによっては、遊漁者をふやすこともできます。遊漁者がふえるということは、必然的に中には泊まっただけの方も出てくるでしょうし、宿泊利用にもつながる可能性が高くなります。また、加工品開発などが進むことによって、飲食関係の使用や、また地産地消にも効果が出てくるものと、こう思っております。そのためにも、何をクリアしなければならないのか。そしてまた、クリアした場合、どういうふうなことが実現できるのか、このようなことを関係者の皆さんと考えてまいりたい、こう思っております。

続きまして、サケ・マスふ化施設の整備と観光資源化についてであります。平成19年度に馬淵川サケ・マス増殖漁業協同組合が事業を実施主体となり、養魚池の整備を行っております。今後の整備につきましては、事業主体の漁協の意見をお聞きしながら、県及びまた国へ申請してまいりたいと考えてございます。

観光資源化につきましては、馬淵川の漁業権を有しているのは、馬淵川漁業協同組合でございます。サケ・マスの採捕許可を受けているのは、馬淵川サケ・マス増殖漁業協同組合でございます。そのため、馬淵川の資源を活用した観光につきましては、町と両漁協、3者で取り組んでいくことが大事である。そう思っております。町のエリアの部分は、3者でこう進めることができると思いますが、上流にはまた他の組合がございます。そういう関係もいろいろありまして、課題も多いと思いますが、一緒になってまず取り組んでいくということが大事だと、こう思っております。

次に、農業との連携についてでございますけれども、河川を利用したさまざまな観光資源が利用が可能と判断されれば、さまざまな部分に取り入れてまいりたいと、こう思っておりますし、今までグリーン・ツーリズム事業を進めてございます。可能であれば今度はそういうグリーン・ツーリズムの中にいわゆる内水面漁業も取り入れたこともできてくるのではないのかなと。ただ、そのためには漁業権、そういう部分もありますので、そういうクリアがどういうふうに行えるかということが一つの要素になってくるのかなと考えてございます。

2点目の学校給食センターについてでございますが、管轄の教育委員会の方から答弁をさせた

いと、こう思っています。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） では、次に、学校給食センターの現状と運営についてお答え申し上げます。

まず、学校給食センターが昨年8月にオープンいたしまして、現在までの運営状況と評価についてであります。給食センターでは現在、町内小学校8校、中学校4校、幼稚園2施設、児童館3施設の計17施設へ1日約2,100食の給食を供給しております。

栄養バランスのとれた給食、それからバイキング給食、伝統食・郷土食を取り入れた給食、そしてより安心・安全なおいしい給食を供給して、児童生徒には大変好評であります。

新設した学校給食センターでは、床面を乾いた状態で使用するドライ方式を採用したことにより、衛生管理面の向上や作業環境の改善が図られ、設備につきましても、炊飯釜を設置したことにより、センター独自で炊飯が可能となっております。センター独自で炊飯が可能となったことから、温かい米飯を供給しており、現在は週2回の独自炊飯の回数を新年度より1回ふやし、3回の供給とする予定であります。

次に、食材の購入方法と納入業者名、金額についてであります。食材の購入は、栄養士の作成した献立により必要な食材と数量について登録業者からの見積もりを徴収し、物資を購入しております。納入業者名、金額、物資購入の流れにつきましては、配布いたしましたような表のとおりであります。

次に、町内業者と町外業者の比率と、町内業者の希望者に対する対応であります。平成21年度における町内業者と町外業者の比率は、配付いたしてありますように、1枚目の絵にあるように、12対88となっております。主食であります米飯・パン類・牛乳の納入に関しましては、県内すべての給食センターが財団法人青森県学校給食会を通して購入となっておりますので、町外からの納入比率が高くなっているものでございます。

納入業者は、広報誌等などによって募り、提出していただいた必要書類を審査の上、条件を満たしている業者を納入業者として登録しております。米を含めた南部町産の利用率は、全体で22.35%となっております。南部町食育推進計画の平成25年度目標の15%を満たしております。

その他の給食用物資購入に関しましてでございますけれども、できるだけ地産地消を目指し、生産時期に合わせて、地元業者から購入するように心がけておりますが、納入業者が1日に約

2,100食分の食材を常時納めることができるか否かが課題であります。

次に、町内産品の優先利用への指導・対応についてであります。米に関しては、従来から地元産の供給をお願いしてありまして、平成22年度にはJA八戸の南部町産米のつがるロマン、これを1万1,988キログラム使用しております。

価格につきましては、青森県学校給食会の学校給食用米穀安定供給会議で価格が決定されるものであります。

また、牛乳の価格及び納入に関しても県内の供給能力等を考慮した上で、青森県学校給食会を通して、納入されており、パンについても地元業者が同時に小麦粉を青森県学校給食会から購入し、パンを製造し、供給しております。

野菜・果物に関しては、ほぼ地産地消であります。肉・魚類は南部町産がありませんので、品質を重要視して購入しております。

次に、食糧価格の上昇による影響と対応策についてであります。食糧価格の上昇は、当然、給食費にも影響を与えることにつながると考えられます。

現時点での1食当たりの給食費は、小学校が255円、中学校が280円としております。三戸郡ないでは最も安く設定しております。ちなみに最高では小学校では270円、中学校290円であります。

栄養士や納入業者の努力により給食費を据え置いてきましたが、今後も栄養素やカロリーが不足することのないように、仕入れ数量及び単価を考慮し、また、納入業者との連携を図りながら、社会情勢を踏まえ、出来る限り現状の給食費を確保したいと考えております。

あと、一つつけ加えて報告いたしますと、給食センターの機能でございます。給食センターの機能は、町内の子供たちに安心安全な給食を供給する場であるとともに、あと一つの機能として、子供たちに食育について体験活動を通し、学習、教育する場でもあります。将来子供たちが肥満、糖尿、または成人病等の予備軍にならぬよう、給食センターの機能を十分生かし、今後とも食育の教育に大いに活用を図っていきたいと思っております。

なお、納入業者の資料についてでございますけれども、個人情報になりますので、議員各位におかれましては、取り扱いについて十分ご配慮いただければありがたく思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありますか。根市君。

○4番（根市勲君） まず1点目の馬淵川河川改修と漁業の件に関して、前向きな答弁ありがと

うございました。南部町のさらなる観光資源を新しく変えるという夢を実現するために、大いに議論を深めて、前に進めていただきたいと思います。そこで、私は答弁を求めたいことは、長期的には理想とする目標は具体的にどのようなことがソフト面、ハード面で現時点での町の考えを知らせてください。

また、長期的に、これは具体的にどのようなことから手をつけて、活性化に結びつけるお考えを持っているのかをお願いいたします。

2点目の給食センター、納入、仕入れ、金額表を出してもらって、本当にありがとうございます。給食センターについての答弁をいただきましたが、私は納得できるところと、まだできないところもあれば残念に思えるような、もう少し町内の生産者、納入業者がまず自分たちも頑張れば、町内の子供たちが希望が持てると思えるような本当は答えが欲しかったです。ここを教育長さんも学校時代から子供を育ててきて、本当にすばらしい人だと私は思って、それをもう何回かお願いしているんですけども、給食センターは子供たちの給食なものですから、学校同様に、将来伸びるような食ばかりでなくて、その辺を交えながら食べさせて、子供らが大きくなって、就職して、都会に出たときに、いつも町長さんが言われているとおり、南部町に何でもあるんだというようなPRも出てくると思うんですよ。その辺、ちょっと何かあったら答弁の方をよろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、馬淵川の河川改修を含めた長期的な目標、ハード、ソフトということでもよろしいでしょうか。

堤防にハード面につきましては、先ほども申し上げました学識懇談会等々において、我が南部町の今までの水害を含めながら被害状況を私もずっと話をしてきました。今コンクリートから人へというふうな言葉もよく使われておりますが、我々の地域は岩手県にダムもつくってもらえない限りは解決しないんじゃないかという発言まで私しました。それが適切かどうかはわかりませんが、それだけ我々の地域は影響しているということの意味合いで申し上げたわけですが、そういう中において、今河道掘削、また輪中堤、ここについてはまず取りかかってもらえるようになったわけですが、先ほども答弁でも申し上げたように、やはり堤防整備をしてもらうということが長期的な目標でもありますし、また言い続けていかなければならない、そう思っております。当面は河道掘削により、もちろん効果は輪中堤を含めて出るとは思いますが、長期的にはやはりそ

の堤防整備というものを当然河口下流からになると思いますが、その下流をまず早くしてもらわないと、上流、中流には来ないということですので、またそういう声を出していきたいと、こう思っています。

ソフト面につきましては、今までも内水面漁業ということで、いろいろ連携をとりながら取り組みをしているわけですが、今実は私ももう既に組合長さんとはいろいろお話をさせていただいております。いろいろな構想を持っている組合長さんでもありまして、そういう部分で一つはもう漁業権の関係がクリアできれば、いろいろな部分は取り組めるのではないかなと。ただ、漁業権が一番課題になってくるだろうと、こう思っています。そういう部分で、いろいろな部分、体験型もそのクリアができれば、内水面漁業の体験型、グリーン・ツーリズムというのもまた新しくメニューが加わることができるのではないかなと、こう思っておりますので、関係者の方々と一生懸命また前向きに協議をしていきたいと、こう思っています。

あと、給食センターの方は、教育委員会の方から答弁があると思いますが、一つは教育委員会の方も地元をできるだけ活用したいという思いで取り組みをしております。私もいわゆる産直の方々、もしくは実際今取り組んでいる方々とも直接話したり、聞いたりしております。一つはやはり先ほど教育長も申し上げておりましたが、一定の数を毎日出すのがやはり、実際農家もそれはできないと。やっている方々もそれは申しております。そういう中でできるだけ教育委員会としてもできる範囲の中では取り組んでいると思いますが、非常に要望、こちらからしたい部分と、実際に納める方もまたそれによって手が回らないというのもあるようでございます。ただ、1%でも2%でも、地元の部分を上げていくという部分は、これはもう当然なことだと思いますので、今後教育委員会の方ともまた相談をしながら、どういうふうにしてアップにできるかどうか、あと、青森県学校給食会の方は、ちょっと私も詳しくないものですから、そちらもまた教育委員会の方からもわかる範囲で答弁をできればと、そう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 観光振興の面からの将来像なんですけれども、南部町総合振興計画の中に「名久井岳、苔米地川に抱かれ、自然環境、福祉に恵まれた交流の町」と定められております。今回の河川改修で相内と赤石地区の改修をしておるわけですが、環境面での改善や、自然環境の改善によりまして、既にハクチョウの飛来がふえてきているというような報告もございます。これまでもパンフレットや里山歩き、あるいは河川公園を利用したイ

ベントなどで活用してまいりました。また、商工観光課に事務局を置きます馬淵川を愛する会というのがございますけれども、昨年の農林課主催の産業まつりですね。そちらの方におきまして、イワナ、ニジマスのつかみどりや、環境改善の啓蒙普及を行いました。今後とも関係機関への協力連携はもとより、南部町では農村交流課の達者村、あるいは農林課のイベント等があるわけがございますので、私どもが一致協力しまして、連携を持って、一体感のある取り組みをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 最初に、先ほどの町長の答弁の中で出てきた県給食会についてですが、県の給食会で特に重点的に取り扱っているものとして、米と小麦と牛乳があります。これは先ほど教育長からお話ししましたように、審議会がありまして、そこで決めるような形になっております。そのほかにも多少開発部分もあるようで、南部町のレクラークを何か昨年、一昨年ですか、開発というか製品をつくったりしております。レクラークの缶詰なんかもつくったりして、そこが元締めといいますか、そこで企画するような形になっております。

それから、次に、農産物の扱いですが、その季節季節に出てくるものがありますので、それに合わせるような形でできるだけ献立をつくると。ニンジンができるときにはニンジンとか、ネギができるときにはネギとかというふうなものには気を使っていたいております。

再質問の中で、町内の子供が頑張れる希望が持てるというふうなことがありましたが、小学校も中学校も名久井農業高校さんといろいろ連携しながら、農業についての勉強をしたり、あるいは農産物について勉強したりしております。また、食育の中でも郷土食などを取り入れるようにして、地域の食べ物なんかに農産物なんかに気を配るようにしております。これらについてもさらに一層多く取り入れて、子供たちによりそういう地元の農産物なんかの理解を深めるような方向に持っていければというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 根市議員のハード面の事業ということでございましたけれども、

先ほど町長が平成20年から29年度まで土地利用型の水防災事業をやっているということなんですけれども、この事業が平成29年度までの間に、河道掘削と言っていますけれども、河岸掘削も出ます。河岸掘削は要するに断面を大きくしますので、この河岸を8カ所削るようになります。河床の掘削は4カ所、今現在、国道から通りますと、玉掛のところをやっていますけれども、ああいうところが4カ所とって、最終的に65万立米ほどの掘削量になるということで、総事業費で33億2,000万円ぐらいということになります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 河川の方につきましては、今砂利をとったりしている中で、きれいになっていけば、水害が来たときのビニール、また発泡スチロール等なども少なく見えるようになるし、これは本当にいい光景だと思っております。

ただ、やはり京都だったかな、川をきれいにして観光客に歩いてもらった嵐山だと思うんですけれども、ああいう観光客に自分たちの産地を、玄関から見せるようなことも必要かなと。

あとは給食センターの方になりますけれども、この一覧は農業のグループというのは、全然ないんですけれども、例えば鶴田町だったか、農家の人たちのグループでリンゴとか、ナシとかのジュースとかあるものをボランティアの方々、子供たちと一緒にあって給食を高めていくというのもちょうとちらっと見たあれがあります。その辺は町はどういうふう考えているか。

また、前に、福地とか、名川町には給食の跡地がございます。あの残された給食地を農家の人たちにやりたいという人があれば、そういうふうなのをやりながら、力を蓄えるというか、いいものがあるんだから、できるものを、残されたその資材を使って、生産者も楽するというのは違うけれども、いい方向に向けていくような考えもしてもらえなというところでございます。

以上をもって私は終わります。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 地域の中の農業関係と申しましょうか、では、例えば名川果汁さんだとか、福地ジャックドセンターさん、今はなくなりましたというか、組織も変わったようですが、商工会さんの方では野菜とか果物なんかを扱ってもらっておりました。先ほど町長からもあ

りましたが、町長が各種の団体にいろいろ行ってお話を聞いて、それについて私の方もお話をしたら、またいろいろと検討はしていただいたようですが、ちょっとまだそこは実を結ばなかったというようなことで、その辺を今後とも商工会を含めた形で検討する必要があるのかなという気はいたします。

それから、農家との交流というようなものは、今後、十分検討するのに値するのではないかと。それによって今どういうふうにしていけばいいのか、あるいは先ほどのグループなんかもどうなれば一緒になってやっていけるのかというふうなのは検討するのに値するのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月4日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時11分）

第35回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成23年3月4日（金）午前10時開議

第 1 一般質問

13番 川守田 稔

1. 町内会による募金等の集金行為について
2. 定住促進策について

14番 工藤 久夫

1. 南部町の少子化、人口増のための対策について
2. 南部町の教育について

15番 坂本 正紀

1. 子ども手当について
2. 合併処理浄化槽の普及促進について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工藤 正孝 君	2番	夏堀 文孝 君
3番	沼畑 俊一 君	4番	根市 勲 君
5番	松本 陽一 君	6番	河門前 正彦 君
7番	川井 健雄 君	8番	中村 善一 君
9番	佐々木 勝見 君	10番	工藤 幸子 君
11番	馬場 又彦 君	12番	立花 寛子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工藤 久夫 君
15番	坂本 正紀 君	16番	小笠原 義弘 君
17番	佐々木 元作 君	18番	東 寿一 君
19番	西塚 芳弥 君		

欠席議員（1名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局次長	田 中 光 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第35回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。通告に従い、私は次の2点について質問いたしたいと思います。

まず初めに、町内会による各種募金等の集金行為について、町の見解を伺うものであります。

歳末たすけあいですとか、赤い羽根、青い羽根、社会福祉協議会への会費等々を町内会がその集金の役割を担っている部分がございます。指摘したいと思うのは、あらかじめ金額を指定した上で、その金額の領収書を準備して、その各組長さんが集金の労を負っているという現状であります。本来募金というのは、個人の善意に基づいて、個人個人の経済的事情にかんがみて、支えられるべきものであると、私は考えますが、町の見解はこの点についていかがでしょうか。

過去において町が募金の目標額を設定してそれに応じた還付金を受け取って、それを財源として使っていたという経緯があったように説明を受けたことがございます。そのような実態は現在も続いているのでしょうか。ご説明いただきたいと思います。

税金であれば、法律に基づいた根拠があってしかるべきかと思いますが、こういった集金シス

テムはいかなる考え方に基づくものであるのか、ご説明いただきたいと思います。

2点目は、定住促進策についてお伺いいたします。

町外からの移住定着について、当町が行っている個々の政策についてご説明いただいて、その全体像を示していただきたいと思います。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

工藤久夫君 着席

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

各種募金等の集金行為、また根拠についてというご質問でございますが、まず、募金活動、これは健康福祉課の方の所管部分でございますが、赤い羽根共同募金、そしてまた地域歳末たすけあい募金、NHK歳末たすけあい募金がございます。町内会行政委員の皆様をお願いしている部分は赤い羽根の共同募金の部分になるわけでございますが、議員ご指摘のとおり、募金についてはあくまでも個人の善意で行うというのが当然基本でございまして、強制するものではございません。

赤い羽根共同募金でございますが、社会福祉法の規定に基づき活動を行ってございます。この募金につきましては、社会福祉法人中央共同募金会が全国を取りまとめ、そのもとに県共同募金会があり、南部町では南部町社会福祉協議会が所管となり、共同募金委員会を設置して、募金活動を行ってございます。この南部町共同募金委員会の構成には、運営委員としまして社会福祉協議会の理事が兼務してございます。募金に係る事業等を審議していただいております。この募金活動では、県共同募金会より示された目標金額があるわけでございますが、この金額につきましては、南部町社会福祉協議会で地域活動を行う事業、県共同募金会へ事業申請を行ないます。県共同募金会でその目標額として設定をしてございます。各世帯での金額設定については、この目標額を達成するために、各世帯から割り出した金額となっております。

ちなみに、平成22年度は1世帯当たり700円、先ほど申し上げました町社協より事業計画を申請した額、その額を目標額として、1世帯当たり700円で、これはあくまでも当然目安ということであり、領収書に記載されてある金額については、強制力を持つものではございません。町と

しましても、このことに特に注意をし、今後社会福祉協議会へ申し入れをしてみたい。これは議員さんだけではなく、恐らく募金という形でもう金額が入って、領収書が準備されている。そういう部分のご指摘だと思います。これは町民の皆さんも感じている方々は多いのではないかと、こう思っておりますので、まず誤解を招くことがないように、福祉協議会の方にもきっちりとお話をしてみたいと思います。

また、町内会を利用する集金行為の根拠ということでございますが、税、国民の義務、そういう納税の義務と全く違うわけでございますが、あくまでも基本的には協力、お願いという形で住民の皆様にもご理解をいただいて、行政委員の皆様、地域を知っている、また住民とのパイプ役ということで、このやり方は、私もいつからかというのはちょっともう何十年も前からそういう形になっていると思いますが、そういう中で、県内も全市町村、そういう町内会さんの方をお願いをしているわけでございます。あくまでも国民の義務の税とはまた違うということは認識をしております。ただ、赤十字社の社費の募集もございませうけれども、社費の場合は県知事が支部長、そして市町村長が分区長となっております、住民の皆様にも社員としてお願いをし、社費の募集を行っているところでございます。いずれにしても、赤十字社の場合は特にまた人道、博愛の精神、みんなで支えていきましょうという、そういう趣旨のもとだと、こう思いますが、まず誤解を招かないように、しっかりとご理解をいただきながら取り組んでいきたいと、そう思っております。

また、その一部が活動、それぞれの市町村の社会福祉協議会の活動費として還付されております。ここにつきましては、また担当課長の方から詳細に説明をさせたいと思います。

それから、農林課の方の所管になりますが、考え方は基本的に同じだと認識しております。緑の募金がございます。この活動は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律というのがございまして、それに基づきまして、全国で実施しているところでございます。

募金の活動種類としましては、企業募金、家庭募金、職場募金、学校募金、街頭募金と五つに分かれてございます。南部町においても平成22年度より新たに家庭募金を実施し、そしてこちらの方もその金額の何割、ここもまた担当課長から説明をさせますが、一部還付され、それがそれぞれの市町村の緑化推進運動と申しますが、そういう活動費として使われているということになってございます。緑化推進委員会の方は45%が還元額というふうになってございます。

あとこれは住民生活課の方で、募金とはまた別なわけですが、行政員さんをお願いしているのは、青森県交通災害共済でございます。この部分は、募金とは全く違う、一つの共済保険になるわけでございますが、そういうこともお願いをしているところでございます。

いずれにしても、この三つに関しましても、先ほども申し上げました基本的には個人の意思によって納めていただくということが基本であるというふうに私どもも認識しております。

次に、定住促進対策についてでございますけれども、まず、八戸市を中心とした8市町村で構成する定住自立圏事業が挙げられます。圏域内への定住に必要な都市機能や生活機能の確保・充実を図るとともに、経済基盤の整備を促進し、魅力あふれる圏域を形成するための協定を締結しておりまして、平成25年まで連携をしながら施策を展開することとしてございます。

この事業は、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三つの政策分野において、八戸市と各町村が役割分担して各種の施策を進めてございます。

一つ目の生活機能の強化に関する施策としましては、救命率の向上と救急医療水準の高度化に向けたドクターカーの導入のほか、住民の子育て支援の充実を図るために、八戸市が実施している特別保育事業、またファミリーサポートセンター事業及び子育てサロン事業の対象区域の拡大、高齢者福祉の充実を図るための介護・福祉サービスの合同研修会の開催や農業の多様な担い手を育成し、さらなる農業の発展を図るための農業体験情報や援農情報、栽培技術情報などの共有化、教育や学術、文化、スポーツ、福祉等の学習機会の充実を図るため、各種講座等の開催情報の共有化を推進してございます。

二つ目としましては、結びつきやネットワークの強化に関する施策としまして、圏域内における通勤や通学、通院、買い物等に不可欠な公共交通の維持・確保を図るための八戸圏域公共交通計画に基づく事業の推進、また、青年の交流とまちづくりへの参画を図るための元気アップ青年会議の設置・運営、ICTの積極的な利活用による有機的かつ効果的な連携施策の検討及び推進、圏域内外への住民との交流・移住促進を図るためのUターン、Iターン、Jターンの希望者への対応、グリーン・ツーリズムの推進、また空き家バンク制度の構築と情報発信などを行っていくこととしてございます。

三つ目としまして、圏域マネジメント能力の強化に関する施策としましては、市町村職員の育成を図るための合同研修及び学官連携地域シンクタンク事業を活用した人材育成、NPOや各種団体の活動促進と支援に関する情報の共有化を行ってございます。

先月開催されました定住自立圏講演会での説明にもありましたが、南部町の将来人口は2035年には1万4,000人台まで激減するという数字を示されました。非常に税収の減少と福祉関係費用の増加などで、より一層厳しい財政運営になることが数字からすると予想されるわけでございます。今後人口の流出に歯どめをかけるためにも、圏域市町村との連携を強化しながら、定住自立圏事業を柱に据え、働く場の創出のための企業誘致の推進、町独自の子育て支援の充実、光プロ

ードバンドの整備の検討などにより、若者の定住が図られ、また、達者村事業における空き家バンク制度の充実により、我々が持っている南部町の持っている恵まれた自然環境と豊富な地域資源を有効に発揮しながら、移住者が増加するように努めていかなければならない、そう思っています。

その中で、町で施策されている定住促進対策でございますけれども、住宅用地、分譲、また公営住宅の整備、空き家バンク制度などを行ってございます。南部町空き家バンク制度は、達者村振興計画の一つの核となる事業であり、達者村づくり委員会で協議をし、実施している事業でございます。

なお、制度の目的といたしましては、達者村を訪れた方々の中から達者村のファンを生み出し、将来的には長期滞在、定住までを見据えた達者村の目指す究極のグリーン・ツーリズムとして実施している事業でございます。制度内容といたしましては、まず利用希望者及び物件の所有者からそれぞれ空き家バンクに登録をいただいております。その次に、利用希望登録者及び空き家登録者に情報提供をする制度であり、新規に物件が登録された場合には、その都度、利用希望登録者に対してダイレクトメールや町広報誌及び達者村ホームページに掲載をしながら、情報提供をしている内容でございます。

現状でございますが、空き家登録者は、賃貸を希望する物件1件、売買を希望する物件1件、賃貸または売買を希望する物件3件の計5件でございます。今現在においては、すべての物件が利用されている状況でございます。町では、空き家登録数を増加させるため、広報誌で呼びかけておりますが、その5件以外、現在問い合わせがない状況でございます。できるだけ空き家を有効活用するためにも、周知徹底を図りながら、有効活用ができるようにしてまいりたいと、こう思っています。

その後、物件がふえていないという三つの要件として考えられることでございますが、第1としては、どうしても他人に物件を賃貸することに抵抗感があるという方も多うございます。そしてまた、二つ目としては、住宅の修繕、リフォーム等が必要な物件については、所有者が費用をかけて行うことが少し投資できないという問題でございます。三つ目でございますが、当物件の権利関係の部分もありまして、連絡不能の方もございまして、どうしても先に進まない。この大体三つの要素が挙げられる。そう思っています。

今後も非常に有効活用ができる、また安く賃貸等もできるのではないかなと、こう思っていますので、私どもとすれば、とにかくそういう物件、そしてまたご理解をいただいて、登録しよう、こういう方をまずふやしていくことが次のステップにつながると、こう思っています。

すので、今後もしっかり達者村づくり委員会の皆さんとも相談をしながら、できるだけ定住者がふえていくように努めてまいりたいと。

また、雇用の方も、この後工藤久夫議員さんからも質問がございますが、子育て支援策としての考え方とも合わせながら、雇用の確保、昨年誘致企業の方も2社何とか誘致できました。まだ2区画たしかあいておりますので、そこにまた全力を尽くしながら、そしてまた企業誘致だけではないいろいろ6次産業、そういう部分も含めながら、1人でも2人でも私どもも何とか雇用が確保できる、そういう体制に努めてまいりたいと、こう思っておりますので、今後ともよろしくご指導をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） ご答弁ありがとうございました。

誤解のないように最初に申しておきますが、町内会による集金活動をやめなさいと言っているわけではないのですよ。公共の機関と言えはちょっと大げさになるのかも知れませんが。コミュニティを形成している単位ですから、そういった公共的な活動に資する行為自体は全く当然な行為だと思うんです。ですが、自覚しなくちゃならないのは、まず町があって、町内会があって、その真ん中に行政員さんという方がいらっしゃいますよね。そうすると、金額設定も悪いことではないのでしょうかけれども、私は余りそういうことを積極的にやらない方がいいとは思っては申し上げておりますけれども、その町から行政員さんがメッセージボーイとして、その行政員さんから町内会のという連絡の順序というのがあるようでして、私はそういった金額を指定した募金に対して、これは一体全体何でこうやってこざい領収書まで用意して、金額を指定してという、そういう理不尽な思いがあったものですから、組長さんに何回も聞いたことがあるんです。ですけれども、組長さんはそういった事情は、ほとんど承知しないままに、これがその組長さんのお役目でございますから、私は何たかった集めていかなければならないので、何たかったご協力をお願いしますよみたいなニュアンスのことを言うわけですよ。そう言われれば隣近所、お向かいのあれですから、大体の人はしょうがないななんて思いながらも、多分払うんですよ。そういうわだかまりをつくりたくないと思いながら、やっぱり納得しなくても払うような行為が、そういうふうなシステムが意図したかしないかわかりませんが、そういった事態になっていると。

それで、例えばそれらの還付金がまちづくりに役立っているのであれば、もっとちゃんと説明

して、毎年変わる組長さんにちゃんと収支を説明して、理解できるかどうかはわからないにしても、聞かれたら行政員の方がたつたつと来て、説明してとかという、そういうもっとまめな取り組みというのが必要なんじゃないのかなって思いながら、何年か過ごしてきたんですね。ですから、そういったことがもとになって、今回の質問をさせていただきました。

また、何から何まで人それぞれお金を出してもいいなと思うその赤い羽根、青い羽根、何でもそれぞれに応じて歳末たすけあいでもそうでしょうけれども、人それぞれの価値観というものがあるじゃないですか。例えば私は、全部を嫌だなと思っているわけではなくて、例えば赤十字であれば、災害が起こったころ、名川町だったころは随分とお世話になった経緯があるように記憶しています。そういう意味では、それぞれがそれぞれをひいきにするような価値観があるわけですし、あくまでそういった意思というのを尊重した立場で募金の集金を行うという、そういう根本的な姿勢というのが、システムづくりというのが大事なような気がしてならないんですね。とにかくわけわからずに、集金集金って言いますと、ほとんど強制されたような感覚さえあります。ですから、それは何も強制されて支払うべきようなたぐいの金銭ではなくて、そういうことをちゃんと整然とした形に持っていくという考え方に町の担当課の方でも心がけていただきたいというのがこの質問の趣旨であります。

定住促進策についてちょっと申し上げます。

そもそも何でこれを質問をしようかと思ったかといいますと、残念ながらこの議員研修がきっかけではありません。遠い親戚筋に当たる方が飲食店をやっております、それで自分のところで使う野菜ぐらいは自分で育てて使いたいなという相談を受けていたんですね。今住んでいるところが階上で、階上は何かウメも植えてみたし、サクランボも植えてみたし、ホウレンソウも植えてみたし、何か風が強いのか、潮つけが多いのか、花も咲かなければ、余りうまくできないんですよということだったんですよ。それで、何か三戸か南部町か、この辺に農地とかないものでしょうかという相談だったんです。できれば、お父さんはお店の方からちょっと身を引いて、その農業の方に専念してもいいよというようなことでしたので、それなら南部町に来なさいよみたいな話で、たしか空き家バンクという制度があるから聞いておきますよという話で、担当課に電話をしました。そうしましたら、現在登録が5件ありますということで。町長が説明したとおりのことだったんですね。それで、賃貸に関しては4件の対象があって、あと1件は売り物件です。1,800万円だそうです。という話だったんですね。それで、4件に関しては埋まっていますということだったんです。じゃあだめだねという話で、そのときは終わったんですけども、参考までにその4件というのはどういった方が住まわれているんですかと言ったら、そういったこ

とまで私らは感知するべきでもないと思うので、把握していませんというお答えでした。それはどうでもいいんですけども、そういったやり取りの中で、ちょっと考え込んだところがあったんですよ。

例えば、町長が前におっしゃっていましたが横浜ですとか、ああいった首都圏の方からリタイヤなさった方を定住できないかとか、例えば今回のように思い切って農業に身を転じたいというような方が、「じゃあ、はいはいどうぞどうぞ来てください。ここに畑ありますから、ここに家がありますから、どうぞ今ある生活を引き払って、うちに来てください。」と言っているのかどうかって、私を含めて、そういうことを考えていたんですよ。ご存じのように、農業という職業は専門知識ですとか、特殊技能が必要な非常に高度な職業なわけですよ。何か見よう見まねで、最初からうまく行って生活が成り立つようなあれでは全くない。そういうことを希望する本人も自覚するべきだと思いますし、じゃあ来てくださいよという受け入れる町の方も自覚しなくちゃならないんだと思うんですね。そうすると、本人の希望とそういう事情を設置して考えますと、ちょっとだけ試しにやってみたらどうですかみたいな、そっちの方が誠実だと思うんですよ。そのためには、やっぱり豊富な物件があって、住んでもらうのが一番、住民票を移して、住んでもらうのが町にとっては一番いいんでしょうけれども、そういう物件が絶対的に不足しているなどという現実と、例えばじゃあ町営住宅であっても、何であっても、もしくは民間のアパートのたぐいですが、もしくは空き家バンクに登録しないけれども、空き家になっているような場合ですとか、そういったのを広く空家バンクという制度に囲ってしまわないで、広く不動産の仲介としてのシステムをつくらないと、そういったふうに希望する人たちを注意深く拾い集めて、どうでしょうかと言えりほどの地盤もつけれないような気がしたんですよ。そういったことを考えて、空家バンクということの現状というのをお聞きしたいと思ったわけです。

それとあわせて、子育て支援による人口増加のための施策ということに対して、私は個人的には限界のようなものを感じているんですよ。少子化というのが大きな流れで、先進国の宿命のような現状のようです。それで、産むのをふやすというのには、その行為には、やっぱり何かしらのすごく大きなエネルギーが必要なわけですよ。行政的にも、産む本人、ご夫婦にしても。それはライフスタイルですとか、その時々その地域だとか、社会が持っているトレンドといいですか、考え方の流れというのに、流されてしまうような気がするんですね。あくまで生まれてからの手当ということになりますから、根本的なことはちょっと手の突っ込みようがないような世界のような印象として私は受けとめています。とどの詰まるどころ、よそから持ってくるしか、持ってくると言ったら言葉が悪いですけども、よそから来ていただいて、ふやすしかないのじ

ゃないのかなという、研修に行った朝日町のような、ああいったことしかもう自治体が具体的な施策としてできる方法はああいったことしかないんじゃないのかなと思って研修を受けてきました。

限られた1億何千万人かの日本の中ということで考えると1億何千万人かの限られた人口の取り合いのゼロサムゲームといえますが、そういった現状が根底にあって、そういったところを見据えないといけないんじゃないのかなと、この件に関して考えた次第であります。これは余談として聞いてください。

最初に戻ります。町内会による募金どうのこうについて、これからどのような方向性で持っていくお考えなのかをちょっとお示しいただいて、お聞かせいただきたいと思っています。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、募金の方でございますが、しっかりと説明をしながら、お願いもしなければならない、そう思っております。町の方と赤い羽根共同募金の場合は社会福祉協議会さんが所管となって、そしてまた活動費は社会福祉協議会さんの方の活動費に返還されてまいりますので、まずは先ほども申し上げましたが、誤解を招かないように、しっかりとお願いする部分をお願いをし、そしてまたその分地域の活動にしっかりと活用されるようにしなければならないと思っております。

行政員さんの場合には、町内会会長さんイコール行政委員の同じ方がつかれているところと、町内会の会長さんと行政員さんが全く別というところもございます。そういう部分で、行政委員さんの会議のときに、町の方の説明、また福祉協議会さんの方からの説明、お願いをしているわけですが、町内会さんが別のところは、直接町内会会長さんは説明を受けていないものですから、そういう部分が少しご了解をいただく部分で一つの課題かなと思っております。そういう部分も含めながら、この制度をそれなりに活用度も高いわけございまして、一つは今後も今の形をお願いをしていくことになると思いますけれども、しっかりと説明等を議員さんからいただきました。そういうまず納得をしていただいて、そしてあくまでも強制ではないんだよということ、誤解を招かないように事前の金額が入った部分がどうかと。そういう部分もしっかりと話し合いをしてまいりたいと、こう思っております。

それから、定住促進の方でございますが、空き家バンク等の進め方については、議員さんと私は全く同じ考えでございます。やはり当町に来て、短期、中期、長期なり、住んでほしいと。こ

う訴えていくには、やはりある程度それを確保しないと進まないわけでございますので、ここは担当課の方にも前から話も指示もしてございますが、やはり待っていただけでは、ふえてこないだろうなど。広報に出しました。ホームページで出しました。来ません。だったら、恐らく今後とも同じような結果になるのでは、やっぱりこっちからもどんどん仕掛けていく、攻めていく、空き家自体はだれが通っても、もうあるわけです。ただ、それを職員の担当課だけでなく、ここはまだ使えるような物件だとか、自分の周りだけでもわかると思いますので、そういう情報を待つだけではなく、積極的にまず収集をして、そうすることによって1件でも2件でもふえればまた、外への発信というのでございますので、ここはご指摘いただいたとおり、私もそのように思っております。

そして、農地なども取得しやすくして、合併後20アールに下限いたしました。そういう部分でも求めやすい。ここはまた農業委員会の方も情報をしっかり発信をして、取得なり、賃貸できるように進めてまいりたいと、こう思います。あと、短期間等では、当時横浜から来た谷中ご夫婦でございますが、法光寺のケビン、ここを使用しまして、3カ月滞在し、その後横浜の方に戻りまして、冬の南部町も体験したいということで、その後また冬に1カ月、そのときもケビンを提供してございます。長期となれば、また別ですけれども、そういう短期などにおいては、ケビン、そういう活用もできるということもやはり情報としてただ空き家だけではなく、短期であれば、そういうふうなケビン等の貸し出しをしますよと。こういうこともやはり発信の仕方もあると思います。きょうは担当課長も議場にいますので、そういうご質問、また、私も答弁等々を聞いておりますので、そういう部分をしっかり今後取り組みをさらに強化したいと思っております。

あと、子育て対策でございますが、議員の方から転入者をふやしていく方針にもう転換せざるを得ないのではないかというご意見でございました。私は基本的にはやっぱり子どもがふえていかなければならないと。これはやっぱりこう思っております。ただ、大変厳しい、また教育費に相当の金額もかかるということで、なかなか出生率というのが今の社会情勢だと厳しいというのは感じておりますが、そういう部分も含めながら当然転入者をふやす。そのためには、南部町の魅力というものをやっぱり出していかなければならない。それと今子育て対策、今までは、担当課別々にこういうのをやっていますこういうのをやっていますという形でした。これだとアピールが足りない。一つの子育て支援策、建設課もあるでしょうし、福祉課、保健関係も全課がある。教育もあります。これを南部町の子育て支援策として一つの取りまとめをしてございます。それをやっぱり一つにして、住宅の場合はこういう部分があるんだ。教育はこういうのがあるんだと。一つにして、発進していくことによって、少しでも転入者がふえればいいなと、こう思っ

ておりますので、今少しお時間をいただきながら、その整理をして、一つの冊子にしていきたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議員の言葉に、担当課も認識するよということがございました。担当課としても議員のおっしゃるような苦情等は認識しておりました。ただし、こちらの方で指導した際には、現場の声であるということの部分もございました。集金活動に関しましては、ほとんど夕方の暗いときに募金活動をしているということで、電燈等も配布したりはしておりますが、暗い玄関先で領収書等に金額を記載するのが大変わずらわしいということで、要望されて金額を入れるようになったという現実もございます。

また、組長さんがわからないというような言葉も確かに聞こえております。ただ、現実集金活動に行くのは、世帯主の方が組長さんになっても、現場に行くのは奥さん、またはお嫁さん等が多いということで、その方々への周知もお願いしますということで、共同募金会への実施主体の方には申しておりますけれども、現実的にはなかなか行政委員をやってくださる方も見つけるのが容易でないという昨今でございます。そのときに無理難題みたいな感じではなかなか言えないんだよという現場の声も認識していただきたいと思います。ただ、所管課としましては、毎年このような苦情が何件か来ているという現実もございますので、それらをゼロにするように早く寄附金を出してくださるようお願いするように、再度再度お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（福田修君） 空き家バンクの件でございますけれども、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、新たな方法でまずふやす努力をしていきたいと。それから、まず、空き家バンク制度を町民の方々が理解していない部分がほとんどじゃないかなと思っております。それで、制度がわかるようなチラシなりを配布できればどうかなというふうな考え方を持っております。そして、空き家のできれば隣の人なんか、多分見回りとか、お願いされている部分があるのかなと。そういうのがありましたら、こういう制度がありますので、空き家の持ち主の方にお知らせくださいというふうな形で、コミュニケーションをとりながら、ふやす努力をとにかくして

きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 有谷課長のおっしゃることもごもっともであります。ですけれども、そういうお互いの言い分の中に食い違いが生じるということは何かしらちょっと多分、そのところが考察の余地ありということなんだと思います。よろしくお願いします。

あとそれから、定住促進南部町というキーワードを入れて、検索してみました。そしたらいっぱい出てきたんですよ。ところが残念ながら、鳥取の南部町であったり、全国各地にいっぱい南部町があるんですね。それで、ここの南部町で簡単な検索にヒットしたのが、空き家バンクのことだけでした。ですが、空き家の実態たるやちよいとねという、よその南部町さんのを見てみますと、やっぱり宅地開発、ニュータウン開発だとか、そういったのが自慢げに写真がアップされているようなところを見ると、お土地柄とか、そういった事情は別にしても、何か微に入り細に入り、ちょっとチェックといいますが、意識の外にあるような、何かちょっと取り残されたような感じがして、寂しい思いでちょっと調べていました。例えばホームページをちゃんと一つの項目をふやすということは、それに対して責任を持つという意味で、裏ではもうすごい努力が必要なのはなんですよ。すごい労力と努力が必要で、お金もかかたりして、そういう結果として、空き家バンクが充実したワンコーナーになればいいかなと思っていました。

質問を終わります。答弁はいいです。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時50分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤君。

(14番 工藤久夫君 登壇)

○14番(工藤久夫君) 私は、平成22年度最後の定例会に当たって、大きく2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目として、南部町の少子化、人口増のための対策について4項目について町長の考え方、町政への取り組み方についてお尋ねしたいと思います。

その一つ目は、町内の雇用の場をどのようにふやすかということについて、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

二つ目として、若者が住みやすい住宅をどのように提供していくのか。

三つ目として子育てしやすい、育児をしやすい、子供の教育がしやすい環境をどのように今よりもよい方向に持っていくのか。

四つ目として、剣吉地区にある雇用促進住宅を町で活用して定住者をふやそうと考えた場合の課題とございますか、問題点はどのようなことが考えられるのか、町長の所見を伺いたいと思います。

次に、大きな2点目として、南部町の教育についての質問に入らせていただきます。

新年度、ことしの4月からはいわゆる「ゆとり教育」路線から転換し、学習内容や授業時間数をふやした新しい学習指導要領が始まります。また、中学校では来年度の実施に向けて、今年度最終の年度を迎えるわけですが、まず、ことしの4月から、小学校で行われる今後の南部町の教育に関する方向というのは、どのように変わっていくのか、ご説明と見解をお伺いしたいと思います。

2点目として、小学校への入学前の児童は、幼稚園とか、保育所とか、児童館のいずれかで何年か過ごして、その後、小学校へ入学し、中学校、そして高校へと進んでおります。私が素朴な疑問を感じるのは、小学校入学前の数年間の乳幼児の段階での生活や教育によって、進級後の小、中、高校での学習の修得度や学校生活においての総合的な評価は差異があるのかどうかについて教育長の見解を求めたいと思います。

また、その評価によっては現在の乳幼児教育の方向はどのような形が理想的だとお考えなのか、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

3点目として、子供の学力、体力、総合的な能力を向上させるために、家庭や地域に教育行政を担う立場から期待すること、最低限こういうことは必要だと考えることはどのようなものでしょうか。

4点目として、新年度から外国語活動といいますが、英語教育と総合学習は内容がどのように変わるのか、また、それによって町内各学校の対応といいますが、教育現場では取り組みについての準備はどのような状況なのでしょう。

また、ALTを現在3名町では学校現場で活用していると言えいいのか、3名の方から頑張ってもらっていると思います。私の記憶では、このALT活用の発案者といいますが、最初に提案したのはたしかかの有名な田中角栄さんではなかったかと思っております。しかし、このALTを各自治体の学校現場に派遣する制度は、結果としてどのような経過をたどり、どのような成果を上げてきたのでしょうか。

また、今後どういう方向に変えていくべきかという議論は余り聞いたことがありません。

私は、単に国の制度だからとか、文部科学省の予算があるからとか、そういう方針だからという理由だけではなく、南部町独自の学習システムのようなものが構築されてもいい時期ではないかと常に考えておりますが、町ではどのようなお考えでしょうか。

例えば、町内にそういうALTにかわるような適任者がおった場合に、その方たちをうまく活用する場合の課題といいますが、問題点はどのように考えているのか。探せば私は結構そういう人材はこの町におると思うんですが、その点についての見解をお伺いします。

5点目として、町内の小、中、高校生がいわゆる塾というものにどの程度の比率で行っているのか。また、それに伴う保護者の負担はどの程度の金額になっているのでしょうか。私は、小、中学生向けの学習塾を営んでいる市内の方、あるいは中、高校生向けの大手学習塾の営業責任者など、知っている方からいろいろ話を聞いてみますと、これはあくまでも私の個人的な推測ですけれども、小学校高学年ぐらいで月に1万円から1万5,000円ぐらい、中学生で2万円から3万円ぐらい、あるいは大学受験を目指す高校生であれば親の負担は3万円から5万円ぐらいはかかっているのではないかと思います。また、それに送り迎えの手間ひまというのも大変な負担になっていると思いますが、すべての子供が今のような状況ではないにしても、南部町の父兄の負担というのは、子供1人当たりかなりの金額になり、町全体の数字を集計した場合に、大変な額に上ってくると思います。町ではこれについてどの程度認識といいますが、把握しているのかお伺いしたいと思います。

私は、この町の教育の方向として、このような私塾みたいな、そういう学校義務教育以外に頼らなくても、学力とか、総合的な力が子供たちの身につく方策は考えれば可能ではないかと思いますが、その点、町ではどのようにお考えでしょうか。

石原東京都知事がある新聞に寄せた寄稿文を見ますと、現代の子供たちを悪い方向に向かわせ

ている最大の要因は、テレビとパソコンと携帯電話でないかというような文が載っておりました。私もそういう部分の比率が結構高まっているのではないかなと思っております。私は南部町独自の教育システムを構築することによって、最終的に子供たちが社会人になってからの力をどのようにつけるかという視点で地域、父兄、この教育関係者が議論する、そういう時期に来ているのではないかと思います。町ではどのように考えているのでしょうか。

以上、いろいろ答えに困る質問も出させていただきましたが、大事なこの町の将来を担う子供にとって、必要なことは何かという観点から、お答えをいただきたいと思います。

以上です。よろしく答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の少子化、人口増対策等について、順にご答弁をしたいと思います。

まず初めに、少子化、人口増対策のための雇用の場をどのようにふやしていくかでございますが、議員ご質問のとおり、少子化問題及び人口減少化時代の到来によりまして、まちづくりにおいても転換期を迎えているところでございます。今後、人口の年齢構成や世帯構造の変化、経済環境の変化、また、ライフスタイルの変化などによって、多くの課題を抱えるものと認識してございます。

当町においても、先般の国勢調査の速報値では、前回5年前に比べまして1,712人が減少し、1万9,840人となっております。その要因としましては、少子化に伴う自然減が約760人、転入、転出に伴う社会減でございますけれども、約940人と、非常に厳しい状況になってございます。総合振興計画の将来人口、これは平成29年でございますが、さらに減少し、1万8,000人台にまで減少する予測でありまして、今のままでいくとその予測よりもスピードが進んでいくのかなというような懸念も今してございます。いち早く時代の潮流を的確にとらえながら対応すべき課題であると考えてございます。このような状況下の中で、雇用の場の創出によって人口をできるだけ保っていくというのが大事になってくるわけでございます。先ほど川守田議員さんにもお話を申し上げましたが、一つは、人口の場合、理想とすればやはり出生率を上げていくことが大事だと、こう思っているわけでございますが、なかなか厳しい。そういう中でであれば、雇用の場をしっかりと確保しながら、確保できるということは、他からの転入者というのも少しは望めるわ

けでございます、今第二工業団地、2区画、これにまたできるだけ企業が来ていただけるように努力をしてみたいと、こう思っておりますし、また、企業誘致だけではなく、農商工連携によつての雇用創出、また、今取り組みがなされてきます6次産業、こういう部分も踏まえながら、雇用の増大に何とかつなげていかなければならないと、こう思っておりますが、現状は非常に厳しいものがあると思っております。ただ、私どもも、あきらめないで、しっかりと誘致を図りながら、南部町の魅力を発揮しながら、ふやしてみたいと、このように思っております。

次に、若者の住宅の提供でございますが、若者の住宅の提供につきましては、昨日沼畑議員にもお答えを申し上げたところでございますが、当町の町営住宅については、公営住宅になりますので、どうしても入居資格を有する希望者に対して平等でなければならぬため、若者に対しての優遇措置ということはないこととなります。

現在、当町の町営住宅整備でございますが、苫米地駅前団地、第二苫米地駅前団地が完成して、今ひろば台団地へと着手していくわけでございます。その後また南部地区の方の住宅というふうな計画でありますけれども、事業のメニュー、きのう建設課長も答弁しました。その中には基幹事業と効果促進事業がございます、基幹事業で住宅を整備した場合には、国から町に対して家賃補助もあるために、公営住宅法の適用となり、世帯構成や所得等の入居資格に制限を受けることとなります。効果促進事業では、住宅を整備した場合に、国から町に対する家賃補助がございません。その分、逆に住宅法の適用は受けないわけでございます、学校跡地や町有地などに町または民間事業者が整備を行い、買い取り方式または借り上げ方式を活用して、若者向け住宅、また定住促進住宅として事業ができます。この効果促進事業で整備した町営住宅や民間賃貸住宅に入居した若者には、家賃の補助を行うほか、町に分譲地を含め、宅地を取得し、新築した場合に、それなりに助成等ができないか。これは検討してみたいと、こう思っております。

今町の方もひろば台団地につきましては、既に国庫事業で取り組みをしておりますので、基幹事業の方で取り組んでおりますので、制約がどうしても入ってきますが、その後の南部地区の住宅の計画着手に入っていく場合には、今申し上げましたさまざまな子育てを含めながら、若者向け、そういう部分も入居しやすいような案を今の段階でちょっと整理をしております。そういうことでできるだけ若い方々も入居してもらえるように考えながら、そしてまた、自治体によってはそういう事業を行っているところがございます。恐らく町単独事業、もしくは効果促進事業等で建設している町営住宅だと思うんですけれども、そういう部分をさらに勉強させていただきながら、事業に向けて、そしてまた少しでも増につなげるように考えてみたいと、こう思っ

てございます。当然、財政状況も見ながらということになりますので、一つの歳入という中、今後歳入は恐らく減っていくだろうと。そういう予測のもとでできるものは何かと、どこまでまた助成をしていけるかということを考えてまいりたいと思っております。

次に、子育て・育児、また教育の方向性等についてでございますけれども、町の少子化の現状について、まず数値を出してみたいと思っておりますが、出生数は平成11年は174人、5年後の平成16年は128人、この5年間で46人の減になります。それから、そのまた5年後、平成21年は107人、この5年間では21人の減というふうに減少が進んでございます。このことから、町では、平成20年3月にすべての町民の健康づくりのため「すこやか南部21」を、また平成22年3月には次世代を担う子供や子育て家庭の支援のため、「後期次世代育成支援地域行動計画」をそれぞれ策定し、取り組んでいるところでございます。

子育て支援対策についての各課の取り組みについては、健康福祉課・学務課・社会教育課・住民生活課などなど、内容は多岐にわたってございます。これらにつきまして、企画調整課におきまして取り組みを統括的に検証、見直しをし、新たな子育て支援対策を協議、検討しているところでございます。先ほど、川守田議員さんにも答弁をいたしました。今各課で取り組んでいるものを全項目を整理してございます。これをただ刷新しただけでは、少ししっかりと理解、納得してもらうために、複雑過ぎる。これをしっかりとわかりやすい形でまとめていく作業を今行っていると、答弁しましたが、今述べたのはまさしくそのことでございます。

それから、健康福祉課関係でございますが、参考に。保育園、学童保育機能の一層の充実や子育て家庭への経済的支援、また母子保健事業の推進、子育てに関する不安の解消に向けての各種サービスを実施しておりまして、今後も継続してまいりたいと思っております。

保育園につきましては、現在保育園、幼稚園、児童館の統廃合及び民営化等推進計画を作成するため、関係課職員によるプロジェクトチームを設置し、運営方法や方向性について検討しているところでございます。その後、当然関係者の方々、学識経験者等の方々の組織も設置しながら、方向性を決めていかなければならないと、こう思っております。

経済的支援につきましては、子ども手当や乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭、障害児を抱える家庭への支援を今後も継続してまいりたいと考えてございます。

また、母子保健事業につきましては、安心して出産していただくために、妊婦委託健診診査受診券、これは14枚でございますけれども、交付を平成23年度も継続してまいりたいと考えてございます。

いずれにしても多岐にわたる課が関係してまいります。それをそれぞれ単発にとらえないで、

子育て支援、全課が関係しているという考えのもとで取り組みをしてまいりたいと、こう思っております。

次に、教育の方向についてでございますけれども、基本的に教育委員会の方から個々の部分と、また町全体の教育の方向性についてのご質問は教育委員会の方から答弁をいたしますが、まず、「教育は人づくり」、「人づくりはまちづくり」これはまさに基本理念なわけでございます、いかに人を育てていくかと、育成していくかというのが大事になってくると思います。その中で、それぞれの持っているすばらしい一人一人の個性、特徴、こういうのもしっかりと伸ばしていける教育にしていかなければならないと、私自身は思っております。そういう中で、教育委員会の方もさまざまな取り組みをしておりますので、いいものは継続をし、また見直していくべきことがあるのであれば、また見直しというのも含めながら、よりよい子供たちの教育にしていかなければならないと、このように考えてございます。

次に、雇用促進住宅のメリット、デメリット、事前の分に載っておりましたので、答弁をいたします。

剣吉地区の雇用促進住宅名川宿舎の活用策でございますが、メリット、デメリットでございます。ご承知のとおり、同宿舎は、現在の独立行政法人雇用・能力開発機構が平成5年に2棟60戸で運営を開始し、ピーク時には入居率が約60%、ピーク時でも60%というふうにもとれます。地域の勤労者住宅として役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年の住環境と利用者ニーズの変化に伴いまして、入居希望が非常に減少している状況でありました。このため、国の規制改革3カ年計画が平成19年6月に閣議決定され、同宿舎は、平成33年度までに譲渡、廃止を完了することとなり、既に平成19年4月から入居停止となっております。その時点においても、5名から6名の入居者でありました。また、住宅の明け渡し期限は、平成26年11月末までになってございまして、現在60戸のうち1戸以外すべての世帯が明け渡してございます。これにつきましては、以前にも議会で答弁したことがございまして、私どももメリット、デメリットをその時点でも検討してみました。

平成19年には、同機構から町に対して数回にわたって売却譲渡の要請がありましたが、町営住宅の建て替え計画、これはひろば台団地を含めながらでございますが、ちょうど進めているときでございました。平成20年5月に譲渡を希望しない旨を同機構へ伝えており、平成20年9月定例会においては、議員各位へご報告を申し上げたところでございました。先ほど申し上げたのが平成20年9月の定例会でございました。

その際に、同宿舎の活用策については、十分協議しましたが、次の課題とデメリットにより、

譲渡を最終的に希望しないという結論に達したのでございます。そのときにもお話を申し上げましたが、また説明させていただきますが、築18年以上の経過、今後修繕費等の維持費が負担が多くなると。また、耐震性にも不安があるということ。さらには、5階建てでありながら、エレベーターが未設置でございます。その点が集合住宅としての魅力が少なくなっていると。入居率の低下にもなったのではないかと、こう思っております。

この2棟60戸、1棟30戸でございますが、三つの仕切りになっておりまして、仮にエレベーターを1基設置して通路がつながっていないものですから、仕切られていますので、1棟に3基ずつをつけなければならない。そういう構造でございます。そうすると、非常にその後の修繕費等が逆にかかるということも含めまして、結論を出したわけでございます。

一方、じゃあメリットは何もないのかということになりますが、現在入居停止となっておりますが、解雇や企業倒産により社員寮などの退去を余儀なくされた住居を喪失した求職者に対しては、6カ月間の契約で入居できることとしており、セーフティーネットの役割を果たしてございます。これはあくまでも6カ月という限定になるわけでございますが、使用用途を変更することができれば、利用価値が今よりは上がるということは考えられます。ただ、同機構からの譲渡の要件には、10年間は同じ条件の住宅として使用しなければならないこととなっております、非常に厳しい条件であると考えてございます。このようなことから、今後、同機構の動向に注視しながら、考えてまいりたいと、こう思っております。

次に、町の教育についてでございますけれども、ここの部分については、教育委員会の方からまた答弁をしてみたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） では、先ほど町長さんに引き続きまして、少子化、人口増のための対策についての教育をどのようによい方向へ持っていくかというふうなことに答え申し上げたいと思います。

少子化、人口増のための対策について、教育をどのようによい方向に持っていくかについてお答え申し上げます。少子化問題の対策については、雇用の場の確保、住環境の整備、教育等、多方面から検討が必要であると思われまます。先ほど町長も申し上げましたように、町ではこれまで「教育は人づくり」「人づくりはまちづくり」という基本理念のもとに、教育活動を推進に取り組んでまいりました。子供・地域の実態に即した教育活動を積極的に推進しております。

具体的には、例えば子供が安心して学校に通うことができるように、町独自の取り組みとして、全小・中学校にスクールサポーターを配置して、児童生徒の学校生活を支援しているところがございます。このスクールサポーターというのは、南部町独自の取り組みでありまして、小学校8校、それから中学校4校、計12校に1人当たり950時間、1日に換算しますと学校に五、六時間の勤務で、年間を通して子供たちの学習支援、それから特別支援、学級の支援、それから教育活動全般に関するサポート、これを行っておるところであります。

来年度から、小学校において本格実施される新学習指導要領に向け、現在3名の外国語指導助手により、既に英語教育を実践しております。先ほど工藤議員さんからありましたように、町内にはアメリカ本土から来ている英語助手2人、ハワイ州から来ているALT1人、計3名で、現在南部でALTの仕事をしています。また、義務教育終了後における取り組みといたしましては、高校あるいは大学等への進学の際、奨学金の貸付制度があり、将来を担う生徒の就学を手助けし、できるだけ家庭に負担のかからないようにしております。今年度現在85名の高校生、それから大学生がこの奨学制度を受けて勉学に励んでいるところでもあります。

反面、いずれの事業も少なからぬ経費を伴うものでありますので、今日の財政状況を考慮しながら、できる限り継続してまいりたいと考えております。

続きまして、町の教育について、町の教育の方向性について、工藤久夫議員にお答えを申し上げます。

まず、町の教育の方向性についてであります。議員ご案内のとおり、新学習指導要領が小学校では今年4月から、中学校では来年の4月から完全実施されることになっております。この学習指導要領というのは、学校教育法施行規則に基づき、小学校、中学校、高校、各教科の目標や内容について、その基準を定めたものであります。各学校ではこの基準に沿って教育を進めているわけでございます。今回の学習指導要領の改定の特徴は、大きく分けて三つ特徴があります。一つは、平成18年に改正された教育基本法に盛り込まれました子供たちが育っていく上で、非常に大切な事柄、その一つ、「公共の精神」「生命や自然の尊重」「環境の保全」「伝統や文化の尊重」これを踏まえた教育内容にすることです。

二つ目は、保護者の関心の高い「学力の低下」という指摘にこたえた改訂であります。学力には三つの要素があります。

一つは、基礎的、基本的な知識や技能の修得、二つ目は、知識や技能を活用して、問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成、三つ目は、子供たちの学習意欲を図る。であります。特に今回は、言語活動や理数教育の充実が挙げられております。

三つ目は、子供たちの豊かな心とたくましい体を育むため、道徳教育や体育の充実が挙げられております。

こうした教育内容の充実を実現するため、国語、社会、算数、理科、体育、小学校ではこの教科の授業時数が増加しております。中学校では、国語、社会、数学、理科、英語、この教科の授業時数が小・中とも約1割程度ふやされております。かつ保護者の不安感にこたえるために、理数系を中心に可能な部分は移行期間やってもいいということで、もう実施されております。

変更点についてでございますけれども、年間の授業時数を例にとりますと、小学校4学年以上で、4、5、6年生でございます。945時間であった授業時数が4月から980時間になって、35時間増となります。また、中学校は、全学年980時間から1,015時間の35時間増となります。

町内の学校の現状につきましては、先ほど工藤久夫議員から指摘ありましたように、その取り組みはどうなっているのかというふうなご質問がありましたけれども、平成21年、22年の移行期間中に平成23年度新学習指導要領完全実施に向け、諸準備を進め、スムーズに実施できる見込みとなっております。また、中学校におきましては、あと1年の移行期間があります。完全実施に向け、各中学校及び各研究会等で教育課程実施に向けた検討を現在進めているところであります。

先ほど町長が申し上げましたとおり、町では「教育は人づくり」「人づくりはまちづくり」という基本理念のもと、教育活動を推進してまいりました。また、各小学校、中学校においても、子供・地域の実態に応じた教育活動に熱心に取り組んで、さまざまな成果を上げていております。今後は、新学習指導要領の改訂のねらいに即した教育が行われるよう、教育委員会としても指導・支援してまいりたいと思っております。

続きまして、学習の習熟度、総合的な評価についてお答え申し上げます。

小学校入学後の子供たちの保育園、児童館、幼稚園それぞれの卒園児の学習の習熟度、学校における総合的な評価についてでございますけれども、学校教育法に基づく学校である幼稚園、児童福祉法に基づく児童福祉施設の保育園で、遊び中心にした生活で総合的な指導を行っている幼稚園と、子どもを健やかに育てることを子育ての保護者支援を役割としている保育園であります。どちらも共通して子どもを保育している五つの領域があります。「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」、この五つの領域については、幼稚園も保育園も同じく教育をしております。そういうふうなことから特段の差異は見られないと考えられます。ということで、小学校の方から聞き取りを行いました。どの学校も個々の違いは多少ありますけれども、学習の習熟度、それから学校生活における総合的な評価に大きな差は見られないというようなご回答をいただ

いております。これも県教委の方では、この1年ギャップという保育所、幼稚園から学校に入るとき、そういうふうなギャップが生まれると。これを解消するために、幼・保・小推進事業というふうなものを今実行しております。そういうふうなこととか、幼稚園の先生方、それから保育所の先生方、小学校の先生方、本当に交流を含めて、そういうギャップのないようにいろいろ対応をとってやってくれております。このことも報告申し上げます。

続いて、総合力向上のために、家庭や地域に期待することでございますけれども、平成19年度より、全国学力・学習状況調査が行われております。これらの分析結果から、家庭での生活・学習習慣、学校での学習態度などが学力に大きく関係していることが指摘されています。

また、朝食を毎日食べるとか、学校への持ち物を確認するとか、毎日同じぐらいの時刻に寝たり起きたりするとか、このような基本的な生活習慣と、正解数との相関が比較的強いことが明らかになっております。さらには、基本的な生活習慣は、学習習慣にも関係しており、規則正しい生活習慣と学習習慣の確立が学力と関係しているということが示唆されているところであります。こういうふうなことから、家庭での生活・学習習慣は、基本的には家庭において形成されるものであると想定され、家庭では子どもとじっくり向き合う時間を意識してつくるのが今の世の中、大変大切だと強く感じております。ともに喜んだり、泣いたり、悲しんだり、そうした感性を家庭でも小さいころから一緒になって育んでいくことが今大切ではないかと感じております。

重ねて申しますが、「教育は人づくり」「人づくりはまちづくり」という基本理念のもと、全保護者、町民が子供たちの教育に積極的にかかわっていくことが南部町の子供たちを育て、そして南部町をつくっていくということから、こういうふうなつながりが強く考えられますので、今後ともこの辺、教育委員会、学校一体となって頑張っていきたいと思っております。

次に、新年度の英語教育、総合学習はどのように変わるのかについてお答え申し上げます。

まず、新年度の英語教育と総合学習についてであります。英語教育と総合学習の変更点については、3点あります。

一つ目は、新年度から小学校の5年生、6年生における外国語活動が完全実施となります。ということは、小学校5、6年生が英語の学習をするということになります。

二つ目は、総合的な学習は先行実施されてきておりますけれども、年間の時数が今まで110時間あった時数が70時間に減ります。

そして三つ目は、新たに外国語活動が総合的な学習とは別に35時間設けられることになっております。指導の内容としましては、学習指導要領によって、「コミュニケーションについて」と「言語と文化について」が示され、また、小学校5年、6年の2学年間を通じてこの英語学習を

するというふうなことになっております。

次に、英語助手 A L T の継続活用と町内適任者がいる場合の問題点についてでございます。現在、町では福地地区、名川地区、そして南部地区に 3 名の A L T を配置しております。そして、日々小学校、中学校で英語教育のいろいろなサポート、それから教育活動に当たっております。

この人材活用については、A L T でも地域に住む英語に堪能な方でも教育上、特段問題はないとされます。ですから、特別に外国からお願いして、こういうふうな指導をしてもらう、そういうふうな方法もあるし、地元の堪能な方をお願いしてできる、どちらも可能というふうなことであります。中学校では A L T が日本語を話せなくても問題は余りないんですけれども、小学校では日本語を話せる A L T ですと、児童とのコミュニケーションの点からも利便性がよいと考えております。さらに、この点におきましては地域の人材でもよいと思いますが、英語を話す外国人の持つ雰囲気や、本物の英語、文化に触れること等、魅力的なところが我々日本人と違うところがある関係、そういう部分もあります。

いずれにしても、学級担任が英語を駆使できなくても、児童と一緒に学ぶ姿勢を持ち、率先して取り組むことと、担任として授業をコントロールしていくことが本当に大切と思います。

最後、塾通いの比率と金額、学力向上の方策についてお答え申し上げます。

まず、学習塾通いの比率と金額についてでございますが、町内小・中学校の学習塾通いの比率と金額は、2 月現在の調査で、小学校は 910 名中 107 名、約 11.8% の子供たちが塾に通っております。月謝は平均、先ほど久夫議員さんの方からもありましたけれども、私たちの方で調査した部分では 7,100 円程度となっております。中学校では 614 人中 123 名、約 20% の生徒たちが塾に通っております。月謝は平均 1 万 5,000 円前後となっております。全体では 15.1% の児童生徒が学習塾に通っていることとなります。ただ、高校生の場合、ちょっと情報収集が難しいところがありまして、ある部分、聞きました大学受験をしている高校生 3 年生の親から聞いた部分ですけれども、フルタイムで年間約 70 万円かかるというふうな部分でございます。

そういうふうな部分で、次に学力向上の方策についてですが、先ほど議員のご質問に対し、町長が申し上げましたとおり、子供が安心して学校に通うことができるように、町独自の取り組みとして、全小・中学校にスクールサポーターを配置し、通常学級において特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活を支援しており、担任教員及び他の児童生徒は授業に集中できるなどの評価が得られております。新年度も学校の方からこのスクールサポーターの活用については熱い要望がありますので、引き続きやることになっております。

現在、南部町では、全小・中学校とも 2 学期制を実施しております。この 2 学期制の大きなメ

リットは、長期休業中も子供たちに継続的な学習指導が行えることであります。まず、塾に通えない子供たちも現実にはあるわけです。経済的にはなかなか厳しい。そういうふうなことを考えて、各学校では早朝学習会、先生が自発的に子供たちのためにやっている学校もたくさんふえています。それから、いつも3年生は学習会、さらには希望する生徒たちを集めて学習会を行う。小学校、中学校ともそういうふうに熱意を持った先生方、本当によくやってくれているということも議員の皆様にお伝え申し上げます。まず、日々の授業で十分に基礎学力が定着しない子供たちへの指導や中学校でも高校受験に向け、放課後や長期休業中の学習会などが行われております。きょう公立高校の前期入試が行われている最中でありまして。南部町内の子供たちが今まで培った、頑張ってきた力を十分発揮してきていただきたいのと、本当に心に念じているところでございます。

さらには、子供たちの確かな学力の育成のために、小・中学校が基礎、基本の定着、または思考力、判断力、表現力の育成、そして家庭学習の習慣化を目指し、お互いの取り組みを共有し合いながら、子供たちへの指導をすることでより期待できると考えます。

今後も、学習指導に力を入れ、学力や総合的な力が身につくよう、各学校と協力し合いながら、学力の向上に努めてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、新年度から小学校で完全実施されます新学習指導要領、これを各小学校に周知徹底いたしまして、南部町の子供たちの生きる力の育成に向けて、確かな学力、豊かな心、健やかな体、これを育てるために、学校と教育委員会が連携して子供たちの教育に当たってまいりたいと思います。今後とも御指導よろしくお願ひ申し上げます。

終わります。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 残り時間が9分を切りましたので、丁重な答弁をありがとうございました。

言いたいことはいろいろあるわけですが、時間の関係で二、三点に絞って質問をして、お答えできる時間があれば、お願いして終わりにしたいと思います。まず一つは、先ほど町長の答弁を伺ってしまして、例えば雇用促進住宅の件でもそうなんですけれども、例えば、町がただで払い下げを受けるとか、解体費用のお金を5,000万円だり、1億円つけて受けて、民間にその運用を任せるとか、余りこの縛りをちょっと10年というその縛りがあつたら5年に減らしても

らうとか、そういう協議だけは必要じゃないかなと。私よく町民の方に聞かれるのは「何であそこあいているのさ、使わせないんだべ、入らせないんだべ、もったいない」と、私も生まれつきけちくさいものですから、もったいないという気持ちを大事にしながら、あれを何とか今のままで町の負担がゼロで、町に払い下げを、譲渡を受けて、その運用は民間に任せて、あんまり制約がないようにすれば、もうちょっといい夢が描けるんじゃないかなと、そういう視点で質問をしました。

それと、この今人口が減っているわけですけども、住民が1人ふえることによって、今の交付金の制度からいきますと、たしか二、三年前のデータで年間1人ふえることによって、十五、六万円から十六、七万円交付金がふえるんだという話をよく聞きます。そうすると、ふえる部分の交付金というのは住民のために使わなければならないわけですけども、その一部を活用してでも、何かふやすための町独自の企画というのをぜひ考えてほしい。

それから、例えば今のこの教育のことですけども、幸いというか、何というか、この町には教職員のあかね団地がある環境もあって、学校の教職員を退職なさった人材というのがいっぱいいると思うんですね。そういう退職して、有償か、無償かというのは、それからの問題としても、そういう人材をうまく登録してうまく寺子屋みたいに活用するとか、さまざまこの地域の子供たちの教育のレベルをアップする方法として考えられると思いますので、庁内の中だけの議論も必要でしょうけれども、ひとつ町内全般の有識者の意見も聞きながら、なるべくお金がかからなくて、この地域全体の底上げにつながる施策というのをぜひ進めてもらいたいと思っております。

それから、今学習指導要綱が変わるということで、自治体によっては、土曜日の授業を一部復活するとか、あるいは教職員の小学生五、六年に対する英語の教育で、自信がないと訴える先生方もいるように聞いておりますけれども、私が考えるに、さっき言った携帯電話等、テレビとパソコンがなければ、毎朝6時に起きて、NHKの基礎英語だとか、そういうのを聞くようにするとか、そういうもうちょっと昔に戻る言い方になるかもわからないですけども、家庭、地域のそういう教育が大事だと思っています。私も自分の子供を育ててみて感じることは、たまたま私らの地域というのが郷土芸能活動ということで、えんぶりを一生懸命教えてきた経緯がございます。そうすると、20歳になっても、30歳になってもえんぶりの時期になれば、やっぱり戻ってきて、そういうのがあれば参加したいとか、この町内に住んでいなくても、ふるさとに帰ってくるという意識が強くなるようでございます。ですから、郷土を愛する心というのは、家庭だけじゃなくて、地域である程度育てていくものだと思っておりますので、そういう活動に対しても、お

金を使わなくても何か効果が上がる方法というのはいろいろ考えられるように思いますので、ぜひこれはやってみる価値があるというのは、失敗をおそれず、試行してほしいというのが私の希望です。

そういうことでいつも注文ばかり言いますけれども、後々この町がやってよかったというふうになる施策であってほしいことを希望して、私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 雇用促進住宅でございますが、私どもも実は町の方からいろいろな条件も出させていただきました。そういう中で、相手方の方も一つの基準で来ていまして、なかなか我々の要望もすんなり通らなかったという部分もございます。また、今後、若干の考えを直してもらえる部分があるのかどうか、そういう部分も含めながら調査をしながら、有効に工藤議員おっしゃるように、できるだけ我々は町の負担というのではない中で、というようにやっぱり考えていかなければならないわけですので、少しまた調査をしながら考えてまいりたいと、そう思っております。

それから、交付金にかかわる人口増でございますが、交付金はさまざまな計算方法から成り立って、わかりやすい部分が一人当たり幾ら幾らという部分でございますが、ここも先ほども若干申し上げました、職員の方にも今回の5年間の減少を見て、次の5年後の国勢調査、これは現実的にはふえていくというのは、厳しいことだとは思いますが、ただ、減少するにしても、減少率をいかに抑えられるかというのが次の国勢調査へ向けての5年間のまちづくりにもなっていくだろうと。そういう中で、それぞれの課で一つにしながら、取り組んでいかないと、なかなか厳しくなるよという話を課長会議でも話をしてございます。そういう中で、町独自なり、そしてそれを一つの冊子なり、わかりやすくしていくということが非常に大事になってくると思っておりますので、またできるだけ限られた予算の中でいかに有効にできるか、町民のいろいろな方々の皆さんもまた活躍していただきながらという部分も含めながら、取り組んでまいりたいと、そう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 教育長、簡単に。

○教育長（山田義雄君） 本当にいろいろご提言、ありがとうございました。生かせるところ

から早速、教育委員会の方でも前向きに検討して頑張っていきたいと思います。まず、将来を担う南部町の宝、子供たちのために頑張っていきますので、今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時03分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時01分）

○議長（小笠原義弘君） 15番、坂本正紀君の質問を許します。坂本君。

（15番 坂本正紀君 登壇）

○15番（坂本正紀君） 通告に従いまして、2点ほどご質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、ニュージーランドで起きた大地震で富山外国語専門学校の生徒ら日本人28人の被害を受けた方々、そして九州霧島連山の新燃岳の噴火による火山灰の被害を受けた方々へ心からお見舞いを申し上げます。

さて、今、国内外を見るとき、国は、国債発行額はふえ、景気は低迷、失業者も多く、依然として厳しい状況が続いております。国外においては中東地域での独裁政治の批判が高まり、政情不安、国内紛争が広がっており、原油価格が高騰している。さらには異常気象による洪水や干ばつが発生し、穀物の不作で、トウモロコシ、小麦、大豆の価格が上がっており、我が国の消費物価の上昇が大変心配されております。このような中で、平成23年度予算審議が行われるわけですが、厳しい経済、財政状況の中で、理事者としても大変かじ取りが難しいと思われませんが、当局の適切な対応と町政運営をお願い申し上げ、私の質問をさせていただきます。

工藤正孝君 退席

まず、第1点は、子ども手当についてご質問いたします。

国の2011年度予算は、3月1日衆議院で可決されましたが、ねじれ国会のため子ども手当法案

の成立が困難と予想されており、先行きが不透明であります。国は財源不足のため今年度と来年度、地方負担を求めておりますが、当町の負担分は幾らになるのかお伺いいたします。

新聞等によりますと、児童手当法案の成立が4月1日以降にずれ込むと、前身の児童手当が復活するようなことも予想されますが、その場合、電算システムの改修や事務処理に時間がかかるようですが、町としてはどのような対応を考えているのか、お伺いいたします。

2点目は、合併処理浄化槽の普及促進についてご質問いたします。

町は、達者村グリーン・ツーリズム、修学旅行、研修生の受け入れ等、さまざまな事業を実施しているところでありますが、町外、県内外からの来町者も多く、町の環境整備も当然行わなければならないと考えます。現在、町は、南部地区は下水道、名川、福地地区は農集排事業の実施と計画を進めているところでありますが、下水道事業、農集排事業の計画区域外の合併処理浄化槽の普及促進はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

さらに、町の公共施設（研修館、集会所等）では、老若男女を問わず使用されており、最近ではお葬式で使用する方がふえているように思われます。水洗化が進んでいない施設は、町全体としてまだまだたくさんありますが、悪臭が漂う施設は町のイメージとしてもよい感じがいたしません。町のイメージアップのためにも、よい環境づくりのためにも、水洗化を図るべきだと思いますが、どのようにお考えなのか、以上、2点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、坂本正紀議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、子ども手当に関する件でございますけれども、子ども手当の国の求める地方負担に係る町負担分についてのご質問でございますが、平成22年度の子ども手当は一人当たり月額1万3,000円でありましたが、平成23年度の子ども手当は3歳未満は一人当たり月額2万円、3歳以上は前年度同額の月額1万3,000円となる予定となっております。国で示されている負担割合で当初予算を計上してございます。これに対する町の負担分でございますが、3歳未満の被用者分を例に申し上げますと、平成22年度の町負担金額は1万3,000円のうち、1,000円、平成23年度の子ども手当で支給額が2万円となっても町負担分は1,000円と、同額の負担金であり、支給額がふえても町負担分の金額に変更はないということでございます。

また、中学生分につきましては、支給額1万3,000円であり、全額国の負担となっております。

以上のことから、支給対象児童の人数や年齢等により違いがありますが、平成23年度当初予算においての子ども手当の支給額は3億8,988万円となり、このうち町の負担分は3,980万円であり、支給額のおよそ1割強が町の負担となっております。

工藤正孝君 着席

なお、平成23年度法案不成立時は、児童手当法での支給となり、その場合の支給額は1億4,040万円となりますが、町の負担分は3,980万円と負担額に変更はございません。町の負担分は同額となるわけですが、単純に比較しますと支給額の方で約2億5,000万円減になるという計算になります。

次に、子ども手当法案不成立の場合の対応についてでございますが、平成22年度の子ども手当法は1年限りの時限立法であるため、平成23年度法案が成立しなければ、子ども手当法が廃止され、4月からは子ども手当法の一部として残っていた児童手当法による支給となります。これに伴い、子ども手当法でなくなっていた所得制限等が適応になるため、これについてのシステム改修が必要になりますし、児童手当法による給付のための事務処理が発生すると思われま。国の対応や通知等があったからの対応となりますが、それらの通知等により、児童手当の支給時期である6月支給までに支給事務の準備が間に合うように対応していかなければならないところでございます。

児童手当法による給付となりますと、以前の3歳未満1万円、3歳以上小学校終了前の第1子・第2子に5,000円、第3子以降に1万円の支給額となりますし、所得制限による高所得者と中学生が支給対象外となります。法案が不成立となった場合は、国の通知等に基づき受給者への周知等を徹底し、ご理解を得るように努めながら、支給がおくれることのないよう事務作業を進めていかなければならないと思ひます。

次に、合併処理浄化槽の普及促進についてという中で、公共下水道、集落排水事業等のご質問でございますけれども、まず、下水道事業、農業集落排水事業計画地域外の合併処理浄化槽普及促進計画でございますが、現在、本町では生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置事業費補助金を交付して合併処理浄化槽の普及促進に取り組んでいるところでございます。

この事業は、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽を家庭で設置する場合に、経費の一部を補助するもので、補助金の額は、住宅の規模に応じまして5人槽は35万2,000円、

6人から7人槽は44万1,000円、10人槽は58万8,000円を交付しておりまして、この財源は国から3分の1、県から6分の1の補助金を受けて取り組んでございます。国、県合わせると2分の1、町が2分の1というふうになってございます。

合併処理浄化槽設置事業は、旧福地村では平成2年度から実施されており、旧名川町と旧南部町では平成3年度から実施してきております。今年度末の設置数でございますが、名川地区が207基、南部地区が165基、福地地区が380基、町全体で752基となっております。

対象地域でございますが、公共下水道事業認可区域外、また農業集落排水事業実施区域外、団地排水処理区域外としてございます。

具体的には名川地区は、現在、下名久井地区と上名久井地区が農業集落排水事業で汚水処理をしておりますので、その他の地域が合併処理浄化槽の対象地区となります。将来、剣吉地区は、諏訪ノ平地区と相内地区を含めた農業集落排水事業が計画されておりますので、事業に着手すれば対象外区域となります。

南部地区は、大向地区を初めとする9地区が公共下水道事業で、赤石、諏訪ノ平、相内の3地区は農業集落排水事業で、また二又地区は合併処理浄化槽で取り組む計画でございますが、現在、まだ、事業認可を受けていない公共下水道計画区域と着手していない農業集落排水事業予定区域は、合併処理浄化槽設置費補助金の対象となります。

福地地区でございますが、苔米地、片岸、福田の3地区が農業集落排水事業で行われており、あかね・東あかね地区は団地排水施設で汚水処理をしておりますので、杉沢地区を初めとするその他の地域が合併処理浄化槽の対象となります。

合併処理浄化槽設置事業におきましては、循環型社会形成推進地域計画に盛り込んで平成18年度から平成22年度までの5カ年計画で取り組んでまいりましたが、今後、平成23年度以降も人口の減少や社会情勢の変化を踏まえながら、5年ごとに計画を立てていきたいと思っております。

なお、平成23年度におきましては、平成27年度までの5カ年計画の初年度として、20基分の合併処理浄化槽設置費補助金を当初予算に計上してございます。

合併処理浄化槽の普及促進につきましては、今後も計画的に補助金を交付し、合併処理浄化槽設置事業を推進してまいりたいと考えてございます。

次に、公共施設等の水洗化計画についてでございますが、まず、各地区の集会施設について、トイレの水洗化などの個別の改修のみではなく、全体を確認していく必要があると考えてございます。

老朽化が激しく、施設そのものの建てかえを検討しなければならない施設、またはバリアフリーなどを含んだ大規模・中規模の改修が必要な施設、そしてトイレは水洗ではないが、建物はまだ十分使用に耐えられる施設などなど分けられていくものと思います。トイレだけ改修すればいいのか、また、他の部分の改修時にトイレも含めて水洗化していくのがいいのか、施設の使用頻度も考慮に入れ、検討していかねばならないと思っております。

工藤幸子君 着席

現在トイレが水洗化されている研修館、集会所施設は、浄化槽によるものが9施設でございます。集落排水によるものが8施設となっております。

先般、公共施設の維持管理費について行政員を通じ調査を依頼したところでございます。5月までに関係課の町職員と全行政員の方と面談をして、さらに詳しく施設の状況について聞き取りを行うこととしておりますので、このトイレの水洗化に関しても、実情を確認して整備計画に反映していきたいと思っております。ここの集会施設でございますが、一つの課題は、公共的、いわゆる自治体、役場が建てた集会施設、それとまたそれぞれの町内会さん、財産区さんとかで建設している施設等があるわけでございます。非常に私どもも同じ地域の集会施設として、町が建てた施設とそれぞれの地域で建てた部分、これを何らかの形で統一していかねばならないということで、数年前から担当課の方にも指示しながら、それぞれの集会施設がどういう管理になっているのかどうかというのを行政員の皆さんを通じて全施設を調査したところでございます。それに伴いまして、今後統一していくためには、財政も限られているわけございまして、そういう中でどのような統一の仕方をしていかねばならないのか、今協議に入っているところでございますので、できるだけ早く統一しなければならぬなという思いでございます。そういう状況、もろもろありまして、違いがありますが、いずれにしても何らかの形でそれぞれの地域が管理している施設においても、正直トイレの改修、これはご要望が何力所かやはり来てございます。そこに何とか全額の支援は厳しいんですが、その助成を少し考えてまいりたいということで、その予算を少し確保しながら、水洗化が進んでいくように、今考えているところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

また、詳細等々の場合については、それぞれ担当課の方からまた答弁してまいりたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 社教課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 社会教育施設のトイレ水洗化の状況についてご説明申し上げます。

社会教育課では、管理している施設ですが、公民館につきましては、五つの施設がございまして、5施設とも水洗化となっております。また、社会教育施設につきましては、3施設とも水洗化であります。体育施設につきましては、6施設のうち4施設が水洗化であり、1施設の2カ所につきましては、非水洗化となっております。このほか、平運動公園につきましては簡易トイレで対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。坂本君。

○15番（坂本正紀君） 子ども手当のことについては町長から答弁ありがとうございます。どちらにしても、子ども手当、児童手当、どちらに変わろうとも受給者の方々が不便、あるいは間違い、トラブルがないように進めていただきたいと思います。

あとは、合併浄化槽の方ですけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、助成金ですけれども、国が3分の1、県が6分の1、町が2分の1ということになっていきますけれども、この基準は決められているのか、それとも例えば町の方の補助率は変更はもしかしたらできるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 合併処理浄化槽の設置事業の補助金額の基準でございますけれども、これは浄化槽を設置する場合には、世帯数の人数ではなくて、延べ床面積によって、浄化槽の規模が決まりますので、その規模に応じた国の基準をもって現在補助金を交付してございます。現在のところ、この制度に準じてやっておりますので、制度改正がない限り、この状況で取り組んでまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。坂本君。

○15番（坂本正紀君） 先ほど町長の答弁で、町全体で750基ということですが、今までは広報とか、そういうのに載せて、希望をとって、恐らく申し込みを受けて、設置しておられたと思いますけれども、大きい事業、下水道事業、そしてまた農集排事業とできれば並行して、希望者が全部というわけではないんですけれども、町の環境を整備するためにも、もう少しPRといますか、希望者はそれなりに聞いたり、勉強したりしていますけれども、まだ知らない方も結構ありますので、その辺の説明とか、PRとかもあわせてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） この補助金制度につきましては、これまで対象者や対象地域、それから手続等について毎年広報に掲載をして、住民の皆様にお知らせをしております。今後もさらに継続して、また町のホームページにも今度は掲載をして、周知徹底を図りたいと考えております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で坂本正紀君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月5日、6日は休日のため休会とし、3月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時26分）

第35回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成23年3月7日（月）午前10時開議

- 第 1 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第1号 平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)
- 第 2 議案第3号 平成23年度南部町一般会計予算
- 第 3 議案第4号 平成23年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 4 議案第5号 平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 5 議案第6号 平成23年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 6 議案第7号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第8号 平成23年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第9号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 9 議案第10号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 10 議案第11号 平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 11 議案第12号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 12 議案第13号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 13 議案第14号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 14 議案第15号 平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 15 議案第16号 平成23年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 16 議案第17号 平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 17 議案第18号 平成23年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 18 議案第19号 平成23年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 19 議案第20号 平成23年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第21号 平成23年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 21 議案第22号 平成23年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 22 議案第23号 南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議案第24号 南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 24 議案第25号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例及び南部町の消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第26号 南部町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第27号 南部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定について
- 第 27 議案第28号 南部町大平財産区管理会委員の選任について
- 第 28 議案第29号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第 29 議案第30号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第 30 議案第31号 平成22年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第 31 議案第32号 平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 32 議案第33号 平成22年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 33 議案第34号 平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第 34 議案第35号 平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 35 議案第36号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 36 議案第37号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 37 議案第38号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 38 議案第39号 平成22年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君

15番 坂本正紀君

16番 小笠原義弘君

17番 佐々木元作君

19番 西塚芳弥君

欠席議員（2名）

18番 東 寿一君

20番 佐々木由治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原 覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極 檀義昭君	健康福祉課長	有谷 隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田 修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	佐々木博美君	教育長	山田義雄君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本 勝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田辺弘治	主 幹	板垣悦子
主 査	秋葉真悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第35回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第1号、平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（佐々木博美君） 1ページでございます。

報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。

処分の理由でございますが、受託販売収入の増額に伴い、受託販売代金の支払いに不足を生ずる恐れが生じたので、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第1号、平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,569万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,052万2,000円としたものでございます。平成22年2月18日付けで専決処分してございます。

6 ページをお開き願います。歳入でございますが、市場の取引売買に関する事業勘定の 1 款 1 項受託金、1 目受託販売収入に 2 億 3,000 万円を増額して、補正後の額を 28 億 3,000 万 1,000 円としております。販売収入の状況ですが、4 月から 2 月までの 11 カ月分の総計では、およそですが数量で 1 万 5,232 トン、金額では既に 26 億 1,176 万円となっております。およそ 23 億 7,000 万円の売り上げとなった前年度と同じ時期と比較しますと、数量では 419 トン、3 % の減でございますが、金額ではおよそ 4 億 80 万円、率で 18 % の増加となっております。

特に、リンゴがつがる、ジョナゴールドの時期から通して好調な価格で推移してきておりまして、特にリンゴでございますけれども、数量 2 月末で 41 トンより少ないですが、金額においては 2 億 3,000 万円。前年の同じ時期に比べますと、37 % 増となっている状況でございます。

川守田稔君 着席

残る 3 月の販売収入の見込みですが、現在 1 日当たり、前年より 150 万円ほど多い 900 万円前後の売り上げとなっておりますので、それに営業日数 23 日で見込んでございます。

市場の業務運営に関する業務勘定の 1 款 2 項手数料、1 目受託販売手数料に 1,610 万円を追加し、1 億 9,758 万円としてございます。出荷された方からいただいております販売額の 7 % の手数料収入でございます。

7 ページの歳出でございます。事業勘定 1 款 1 項受託費、1 目受託販売代金でございますが、出荷された方へ支払う販売代金として 2 億 3,000 万円を追加計上してございます。

業務勘定 1 款 1 項市場管理費、2 目一般管理費に 1,569 万 1,000 円を追加し、2 億 1,751 万 1,000 円としてございます。給与改定に伴う人件費の調整及び事務費の確定に伴う不用額の減額などのほか、今回の補正による増収分として、25 節積立金に 2,004 万 1,000 円を追加し、補正後の積立金は 3,245 万円となりますが、予算執行にあたっては今後の販売収入にもよりますが、財政収支をみて範囲内において積み立てすることになります。

27 節公課費は、消費税について 21 年度分の確定申告によります中間納付額が確定しましたので減額としてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

議案第3号から議案第22号の上程、委員会付託

○議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

この際、日程第2、議案第3号から日程第21、議案第22号までの平成23年度南部町各会計予算議案20件を会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第22号までの平成23年度南部町各会計予算議案20件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題といたしました議案20件については、委員会条例第6条の規定により議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第22号までの議案20件については、予算特別委員会を設置しこれに付託して審議することに決しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。よって、委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会を、この席から口頭をもって招集いたします。本日、会議終了後、この議場において開催いたしますので、ご了承願います。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第22、議案第23号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 9ページをごらんください。議案第23号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、後期高齢者医療制度の創設に伴って廃止された老人保健制度の経過措置が平成23年3月31日で終了することから、南部町老人保健特別会計を廃止するため、条例の改正を行うものであります。

次のページをごらんください。南部町特別会計条例の一部を改正する条例。南部町特別会計条例の一部を次のように改正する。文中、第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第20号までを1号ずつ繰り上げるとございます。これは会計条例の方に、1号から20号まで現在特別会計が定められておりますが、そのうちの第3号に定められております南部町老人保健特別会計、老人保健事業が廃止されることから4号が3号になり、以後1号ずつ繰り上がり、最後の20号、南部町大平財産区特別会計、財産区管理事業が19号になるものであります。

なお、附則にございますけれども、経過措置としましては、平成23年5月31日までは、当該特別会計の出納整理に必要な限度においてなお存続するとし、22年度の決算において生じた余剰金は南部町一般会計に繰り入れるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第23、議案第24号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） ページの11ページをお開き願います。議案第24号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけども、地方税法の一部改正に伴い、上場株式の分離選択課税の特例が創設されまして、これに伴って、町税の減免判定の合計所得金額に上場株式等に係る配当所得の金額を含む等所要の整備をするため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関

する条例の一部を改正する条例。南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第2項中の改正でございます。第4条第2項は、町民税の納税義務者が特別災害により所有する住宅・家財に生じた損害が、住宅・家財の価格の3割以上で、前年中の合計所得金額1千万円以下で在る者が納付すべき町民税を、特別災害を受けた後の納付金額の全額を減免するという規定でございます。この中で、先ほど申し上げました上場株式が法が新しくできまして、その分を合計所得に含む改正でございます。第4条第2項中「、家財及びその他の財産」を「又は家財」、これはその他の財産が入らなくて、住宅と家財について該当するんだと、判定するんだということでございます。

次に、「附則の第33条の3第1項」を「附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に」という、ここは先ほど言いました上場株式を加える規定でございます。

その後は、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」にとかずっとありますけども、これらについては所得で分離課税されています。長期譲渡所得とか短期譲渡所得とか、株式ですとかそれらについては、今まで町税の減免で引用する部分、県民税の規定のところを引用していたんです。それを分かりやすくするために、市町村民税を規定する税法のところを引用すると変えた。内容は全く同じです。分かりやすく整理したということです。

この改正の附則についてでございますが、この条例は公布の日から施行するということになります。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第24、議案第25号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例及び南部町の消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小萩沢孝一君) 13ページでございます。議案第25号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例及び南部町の消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のページをお開きください。今回の改正につきましては、南部町福地消防団、南部町名川消防団及び南部町南部消防団の連合消防団制としていたものを統合し、平成23年4月1日から南部町消防団を設置するため、名称を南部町消防団、管轄区域を南部町の全域というふうに改めるものでございます。

また、消防団長の推薦につきまして、これまで各分団の正・副分団長も組織する幹部会を消防団本部に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第25、議案第26号、南部町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(中野雅司君) 15ページをごらんいただきたいと思います。議案第26号、南部町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、南部町農業集落排水事業効果の向上をさらに図ることを目的に、分担金減免等の対象に公の生活扶助を受けている受益者を加える等所要の整備をするため、条例の改正を行うものでございます。

当町の農業集落排水事業における分担金は、これまで名川地区と福地地区の取り扱いが異なっておりましたので、この度、公共下水道事業供用開始に伴い、農業集落排水の分担金の取り扱いを統一して、両事業の均衡を図り、加入促進を推進するものでございます。

それでは、次の16ページをお願いいたします。南部町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

第6条は分担金の減免等についての規定で、第2項では町長は次の各号に該当する受益者の分担金を減免することができるものと定めておりますが、この第2項の第3号中の条文を改め、第2号の次に、次の第3号と第4号を加え、さらに新たな第3項を加えるものでございます。

第3号の、公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者とは、生活保護受給者等があげられます。

第4号の、農業集落排水事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者とは、具体的にはマンホール操作電源盤を設置するために土地を提供したケースがございます。これらの受益者につきましては、分担金を減免することができることとなります。

それから、新たに第6条に、次の第1項を加えるものでございますが、第3項、町長は前2項のほか、事業効果の向上の必要性があると認められる土地に係る受益者の分担金について、期間を定めて免除することができるものと定めるものでございます。この条項に基づきまして、別に定めます南部町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の第7条第4項で供用開始から5年以内に接続、加入した場合は受益者分担金を減免すると定め、事業効果の向上を図るものでございます。

以上の追加した条項につきましては、次の日程の第26で提案しております南部町公共下水道事業受益者負担に関する条例にも盛り込まれており、両事業の負担金、分担金の取り扱いの均衡を図るものでございます。

附則の施行期日でございますが、第1項、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

経過措置としまして、第2項ではこれまで分担金を徴収していなかった苦米地、片岸、福田の3地区の農業集落排水処理施設において、平成23年4月1日以降に加入する方からは分担金を徴収することとし、第3項では現在すでに供用開始している名川地区と先ほどの福地地区の農業集落排水処理区域においては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間の間に加入する場合は分担金を免除するものでございます。

この分担金免除制度の導入によりまして、名川地区のすでに供用開始している区域におきましては、これまで期間を定めて加入促進奨励金を交付してはりましたが、平成23年度からの加入者には交付しないこととなります。

なお、平成22年度以前の加入者の中に、供用開始から3年経過後に加入したため、加入奨励金の交付を受けていない方、奨励金の対象外だった事業所を含む62件につきましては、公平を期するため、さかのぼって奨励金を平成23年度中に交付することとしております。

福地地区におきましては、これまで分担金をいただいておりませんでした。平成23年4月から平成28年3月までの5年以内に加入した場合は、分担金を減免する形となります。そして、5年後の平成28年4月から分担金を徴収するということになります。

そして、今後新たに農業集落排水事業に取り組み、供用開始した地区におきましては、それぞ

れの地区ごとに供用開始から5年以内に加入した場合、分担金を減免するということになります。

下水道事業につきましては、合併前からそれぞれの地区で取り組んできたわけですが、この度の公共下水道事業供用開始を契機に、南部町の下水道事業の均衡を図り、統一した取り組みでさらなる普及促進に努めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） これに関連して、二、三点質問させていただきます。

仮に、分担金といいますか、免除して何ぼでも下水道につなぐというのは非常にいいことだと思うんですけども、当然、負担金を免除するということは、町の当初の予定の収入が減ることになるんですけども、この減った場合について交付金か何かの措置があるのかなのか。それが、1点です。

あと、この地域は農家、兼業農家が非常に対象の住宅がいっぱいあるわけですね。そうすると、いわゆる炊事とか洗濯とかトイレの他に、例えばビニールハウスだとかそういうところに大分水を使っている農家もあると思うんですけども、そういう方たちは使われた水の量に応じた、付加した処理料を払うことになると思うんですけども、その辺のなんて言いますか、利用者に対する説明と言いますか、加入を進めるために当然いろいろ広報の活動が必要で、これだったらやっぱり加入しなきゃならないと。ただ水を例えば農業用に大分使っているから、このままだと大分負担がふえるという方、そういう世帯も出てくるかと思うんですけども、そういう方に対する対応とかその辺はどのように考えているのでしょうか。

それと、こういう免除することによってですね、期待する加入率の向上というのはどの程度のものか、簡単に説明していただければと思います。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 財政に与える影響、減免によつての財政的負担ということでございますが、農業集落排水事業の分につきましては、対象戸数がおよそ2,200戸ございます。そのうちの85%の加入を見込みますと、現在およそ1,000戸加入しておりますので、残りの870戸の

分担金、およそ1億440万円、これが5年間の財政負担。単年度でいきますと、およそ2,000万円ほどの財政負担ということでございます。

それに対する交付税の措置ということでしたが、これはすべて一般財源で賄うということになると思います。

それから家庭雑排水と農業用の使用料ということでしたが、これに対しまして特に、農業用を特別な措置ということは現在は考えてございませんが、加入率を向上させるためには今後、何らかの施策も考えなければならないのかなということは考えてございます。

あと、加入率の目標につきましては、本来であれば100%という数値を目標とするわけですが、当然無理なわけございまして、事業を運営するにちょうど良いとんとんとなるような運営ということになりますと80%から85%の加入を目標とするものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） お尋ねの分担金の免除に関して、交付税の措置というお話でございます。農業集落排水事業も公共下水道事業も考え方は同じですけれども、地方交付税の措置といえますのは起こした起債の元利償還金の、市町村が7割負担が原則ということになっておりまして、交付税はその7割のさらに7割というルールがございまして、ですから7掛ける7で49%と。元利償還金そのものに対しては49%の交付税措置はございますけれども、この分担金の免除に関しては、特に何もございません。環境衛生課長が答弁したとおりでございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第26、議案第27号、南部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(中野雅司君) それでは、17ページをごらんいただきたいと思います。議案第27号、南部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、平成23年度から一部供用を開始する公共下水道事業に係る受益者負担について、都市計画法及び地方自治法に基づき、条例の制定を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。南部町公共下水道事業受益者負担に関する条例を、次のとおり定めるものでございます。

第1条は目的でございます。この条例は、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担金及び地方自治法第224条の規定に基づく受益者分担金を徴収することについて、必要な事項を定めることを目的とするものでございます。公共下水道事業は利用できる人や地域が限定されることから、下水道の建設費をすべての一般町費の税金で賄うことは公平を欠くこととなるため、下水道の整備によって利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただく受益者負担金制度を導入するものでございます。

第2条の受益者でございますが、この条例において「受益者」とは、公共下水道の排水区域内における土地の所有者としております。ただし、地上権等に係る権利者が当該土地の所有者と協議して負担金等の徴収を受ける者を別に定めたときは、その者を受益者とするとしてございます。

第3条は、排水区域の公告について。排水区域を決定したとき、いわゆる供用開始する区域を決定したときはこれを公告するとしております。

第4条は、この公告された供用開始区域内の土地を、負担金等の賦課対象区域と定めるもので

ございます。

第5条は、受益者の負担する負担金等の額を14万円とするものでございます。負担金の算定にあたりましては、総務省からの通達によりまして、全体事業費の5%の額を総負担額としまして、その総負担額3億2,598万1,000円を下水道区域内の宅地筆数2,321筆で除して算出しております。

次に18ページから19ページにかけまして、第6条では負担金等の賦課及び徴収について定めております。受益者が排水設備の設置の確認を受けようとするときに負担金等を賦課するものとし、負担金等の額及び納期限等を受益者に通知することとしております。

第7条は、負担金等の徴収猶予について。受益者が災害、盗難その他の事故により負担金等を納付することが困難であると認められるときは、その徴収を猶予することができることとしております。

第8条は、負担金等の減免について。国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金等を徴収しないものと定めております。第2項では、次の第1号から第6号の一に該当する受益者の負担金等を減免することができることとしております。第3項では、町長は、前2項のほか、事業効果の向上の必要があると認められる土地に係る受益者の負担金等について、期間を定めて免除することができることとするものでございます。このたびの公共下水道供用開始に伴い、南部町下水道全体の均衡と事業効果の向上を図るために、この条項に基づきまして、別に定めます南部町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第8条第4項で、先ほどの農業集落排水事業の分担金と同様、供用開始から5年以内に接続した場合は受益者負担金等を減免することとしております。このたび、供用開始となる沖田面地区の一部は、平成23年4月から平成28年3月までの5年以内に加入した場合は分担金等が減免となり、5年後の平成28年4月以降に加入した場合は、分担金を徴収することとなります。その他の地区で新たに供用開始した場合は、それぞれの地区ごとに供用開始から5年以内に加入した場合は免除ということになります。

第9条には、受益者に変更があった場合の取り扱いについて。

第10条には、督促手数料及び延滞金について。

第11条は委任について。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第27、議案第28号、南部町大平財産区管理会委員の選任について
を議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小萩沢孝一君) 20ページでございます。議案第28号、南部町大平財産区管理会委員の選任についてでございます。

提案理由といたしまして、南部町大平財産区管理会委員の任期満了に伴い、委員7名を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次のページをお開きください。選任したい方々の住所、氏名、任期を読み上げさせていただきます。

住所、三戸郡南部町大字苫米地字明戸2番地。氏名、山道金太郎氏。昭和25年8月13日生まれ。任期、平成23年4月1日から平成27年3月31日まで。任期につきましては、次の以下の方々も、任期については同じでございます。

住所、三戸郡南部町大字苫米地字町中12番地。氏名、山村幸右工門氏。昭和29年4月6日生まれ。住所、三戸郡南部町大字苫米地字後小路18番地。氏名、美曾作正次郎氏。昭和7年2月21日生まれ。住所、三戸郡南部町大字片岸字砂押6番地。氏名、八木田正志氏。昭和21年11月8日生まれ。住所、三戸郡南部町大字片岸字片岸50番地1。氏名、滝田康雄氏。昭和25年3月14日生まれ。住所、三戸郡南部町大字麦沢字家ノ向1番地。氏名、島守敏孝氏。昭和25年4月21日生まれ。住所、三戸郡南部町大字麦沢字家ノ向20番地。氏名、八幡正義氏。昭和19年5月6日生まれ。

この方々を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） この大平財産区に限ったことではないんですけど、いわゆる町長管理っていうのでしょうか、そういう財産区の登記っていうのは、どこに登記っていうふうに、どういう登記になっておるのかちょっとご説明ください。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 財産区の管理会管理者は町長でございますので、管理者町長の名前で登記になってございます。管理者の名前で登記になってございます。管理会という名前で。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 登記簿謄本には、所有者がだれになっているかということなんですけども、町長っていうことでいいんですか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 管理者、南部町長、工藤祐直というふうになってございます。管理者。そういうふうになってございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） そうするとですね、今のところ南部町が南部町であるうちはいいのでしようけれど、例えばまたいつのことになるか分かりませんが、市町村合併ということがあると思います。例えばそうすると、どこと合併するのは分かりませんが、そうするといわゆる登記ってというのは、新しい合併した首長のものに登記が移っていくということですよ。そういうことですよ。そうすると、財産区に対して歴史的にですとか経緯ですとか、そういったその正しい認識があって良識のある首長がつかれた場合にはそれは尊重されるのかもしれませんが、全く理解がなくて単なる可処分財産として捉えられるような場合には、そういったときにはこれは現在町長管理の財産区ってというのはどういう運命をたどることになるんでしょうか。ちょっとご説明ください。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 失礼いたしました。町長の名前ということではなく、大字の名前でついていると。登記簿はですね。大字どこどこと、ということでございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） そうすると財産区の所有になっていて、管理者は、ということですよ。私さっき申しました、例えば首長が変わった場合には、じゃ今の状態でどういうふうになるのかということで、改めて答弁してください。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申します。

登記はですね、財産区の場合は当時の地域で財産区を所有しているという形で、大字苦米地、大字片岸、大字麦沢とかっていう登記になっています。それを今後どうするかってというのはあくまでも登記については申請してやるべきですので、その管理者なり所有者がどうするのかという

のを決めてやるという形になると思います。ほとんどの場合、皆さんもご承知のとおり、登記は相続しなくてもそのまま置いて、実際使っているのは相続人が使っているという事例が多いですね。

だから今の場合も、例えば合併前でそのまま旧町の名義でなっている土地も沢山あるんです。それはただ承継ささって、今南部町で管理してやっていると。何かあったときには承継して登記しないとよそに移ったりできないと、そういう形でございます。

だから今、罰則がないから相続しないでいるとか登記を変えてないというのがたくさんあると、そういう状態です。財産区の場合には、その地域で管理するんだというか、その地域の名前で登記がそのまま、大字どこどこかで登記になっていると。だからだれだれと入っていないと。大字で管理してますよという登記になっております。そういう形です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。3回以上いってますので、最後です。

○13番（川守田稔君） 最後ですか。じゃ、長くしてもいいですか。予算委員会でもちょっと伺おうと思って、基本的なところをお聞きしておこうかということなんですけれど。何でこんなことって思うのかもしれませんが、TPPが予定どおりに締結されてしまうと、個人財産もそうなんだろうけども、こういった財産区ですとかこういうまとまったあれというのが多分どこぞの外国資本のターゲットになっちゃうんじゃないのかなという、そういう危惧が現実的に私思うんですよ。ですから町長管理していて何か外国資本に取られたとなると、そういうのもあまりよろしくないことかなと思ひまして、そういうことの確認でした。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は同意することに決しました。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第28、議案第29号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本与志美君） 22ページをお開き願います。議案第29号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてでございます。

提案理由であります。青森県新産業都市建設事業団の平成23年度の設置団体各負担金の額が変更となることから、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を変更することを地方自治法によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次の23ページをお開き願います。平成23年度において設置団体で負担する額は、下段の計の757万2,000円でございます。この負担につきましては青森県が2分の1、残り2分の1を3市5町が均等割、基準財政需要額割、委託事業費割によって負担するものでございます。

平成23年度の南部町の負担額につきましては、20万円となります。平成22年度につきましては、19万4,000円ございました。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

(午前10時50分)

○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第29、議案第30号、平成22年度南部町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小笠原覚君) それでは、24ページをお願いいたします。議案第30号、平成22年度南部町一般会計補正予算(第5号)の説明をいたします。

川守田稔君 着席

本補正予算は、年度末を迎え、各事業費や各種負担金等の確定に伴う不用額の減額、それに伴う特定財源の調整を行ったものでございます。さらに地方交付税の補正に伴う基金の積み立て、それから緊急総合経済対策として国の地域活性化交付金が交付されるため、所要の事業費を計上するものでございます。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,708万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,802万8,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費を設定するものでございます。

第3条は、事業費の減額等に伴い、地方債の補正をするものでございます。

最初に歳出から主な項目について説明をいたします。41ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項5目の財産管理費、このページの一番下でございます。624万7,000円を減額し、1億4,312万円とするものでございます。燃料費、郵便料等管理経費の減額をするものでございます。次のページをお願いいたします。10目の地域交通対策費でございますが、447万8,000円を追加し、9,174万4,000円とするものでございます。次のページの上段13節委託料でございますが、多目的バス運行業務委託料として130万円を追加するものでございます。19節は南部バスに対する生活交通路線維持補助金499万6,000円を追加するものでございます。次の11目情報化推進費でございますが、489万3,000円を減額し、3,873万3,000円とするものでございます。これは、テレビ共聴施設整備事業補助金を減額するものでございますが、難視区域の事業内容が一部補助対象外となったために減額をするものでございます。次、14目の減債基金費でございます。3億9,370万3,000円を追加し、3億9,486万3,000円とするものでございます。これは将来の公債費負担に備え、減債基金に積み立てをするものでございます。15目の公共施設整備基金費でございますが、4億1,842万3,000円を追加し、6億274万5,000円とするものでございます。これは、公共施設整備基金に積み立てるものでございます。庁舎、公民館などのほか各町内の集会施設など公共施設の中には老朽化が著しく、今後修繕の必要なもの、あるいはトイレの水洗化などを進めなければならないものもありまして、その財源とするため積み立てるものでございます。次に、16目の地域振興基金費でございますが、117万5,000円を追加し、1億7,557万2,000円とするものでございますが、地域振興基金の積立金でございます。ふるさと納税寄付金が4件ございまして、その分を積み立てるものでございます。次、29目のきめ細かな交付金事業でございます。これは目の新設でございます。1億6,765万円を予算計上いたしました。円高、デフレ対応のため緊急総合経済対策として、国の平成22年度補正予算において創設された交付金でございます。町の交付限度額は財源内訳のところに記載してございますが、1億5,842万3,000円でございます。事業は町道それから農道、林道等の改修、各小学校の備品購入等に充てるものでございまして、全額平成23年度へ繰り越して使用するものでございます。13節の委託料509万8,000円、15節の工事請負費1億5,435万2,000円、18節備品購入費820万円の計上でございます。それから次、30目住民生活に光をそそぐ交付金事業でございます。これも同じく目の新設でございます。3,670万7,000円の計上でございます。これも同じく緊急総合経済対策として創設されたものでございます。この光をそそぐ交付金は、ハードのみならずソフト事業も対象となるものでございまして、公民館などの改修のほか小中学校の図書整備、それから高齢者対象の緊急通報体制整備、自殺予

防対策等に充てるもので、これも全額23年度へ繰り越して使用するものでございます。

次のページをお願いいたします。46ページでございます。ちょっと、とびます。46ページでございます。3款民生費、1項3目の老人福祉総務費でございます。1,801万2,000円を減額し、2億6,842万3,000円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、療養給付費負担金を1,528万7,000円減額。28節の繰出金でございます。老人保険特別会計繰出金を40万円減額。後期高齢者医療特別会計の繰出金を232万5,000円の減額。いずれも繰り出し額確定による減額でございます。その下、4目の老人福祉費でございますが、371万円を減額し、3億7,691万5,000円にするものでございます。これは介護保険特別会計繰出金を371万円減額するものでございます。

工藤正孝君 着席

次、3款2項1目児童福祉総務費でございますが、7,103万2,000円を減額するものでございますが、これは子ども手当でございます。事業費精査により減額するものでございます。

次のページ中段でございますが、4款衛生費、1項4目母子保健費でございますが、581万7,000円を減額し、1,861万2,000円とするものでございます。妊婦、乳児健診の委託料を減額するものでございます。

下の表に移ります。4款2項2目の環境整備事務組合費については、1,617万8,000円の減額。3目の塵芥処理事務組合費につきましては、1,401万8,000円の減額。どちらも、負担金額確定による減でございます。

49ページをお願いいたします。6款に入ります。農林水産業費、1項11目農村整備費でございますが、2,687万4,000円を減額し、3,157万7,000円とするものでございます。13節委託料は500万円の減額。17節公有財産購入費は600万円の減額。19節はトータルで444万9,000円の減額。22節は立木等補償費1,100万円の減額となっております。一般農道整備費の減とそれから中山間地域総合整備事業の用地買収費等の減額でございます。

次のページをお願いいたします。50ページでございますが、7款商工費、1項2目の観光費でございます。825万3,000円を減額し、3,316万9,000円とするものでございますが、説明のところをごらんいただきたいと思っております。企業提案型新技術開発研究推進事業委託料を減額するものでございます。その下、3目の観光施設費でございますが、199万7,000円を追加し、1億1,185万2,000円とするものでございます。28節の繰出金のところをごらんいただきたいと思っております。農

林漁業体験実習館特別会計繰出金278万7,000円が主なものでございます。

次のページの下段でございます。8款土木費、2項2目の道路橋りょう新設改良費でございますが、1,680万5,000円を減額し、1億111万8,000円とするものでございます。これは用地買収等事業費の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。中段でございますが、8款4項1目の下水道整備費でございます。2,736万9,000円を減額し、979万8,000円とするものでございますが、公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものでございます。これにつきましては、前年度発注工事分の消費税の還付金が1,500万円ほどございましたので、一般会計の負担が減額となるものでございます。

次のページの上段でございます。9款消防費、1項1目常備消防費でございます。1,151万4,000円を減額し、2億9,997万2,000円とするものでございますが、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金を同額減額するものでございます。これも負担金確定による減額でございます。

55ページをお願いいたします。下段でございます。10款教育費、7項1目の給食センター管理費でございますが、1,017万1,000円を減額するものでございます。これは、学校給食センター特別会計の繰出金を減額するものでございます。燃料費など経費節減による減でございます。

次に歳入の説明をいたします。35ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款町税、1項1目個人でございますが、所得割の減などにより3,941万4,000円を減額し、4億5,414万3,000円とするものでございます。

その下でございます。1款2項1目の固定資産税でございますが、1,279万1,000円を追加し、7億4,845万円とするものでございますが、徴収率の向上による増額でございます。

それからその下でございますが、9款1項1目地方交付税でございますが、7億1,531万5,000円を追加し、57億5,289万5,000円とするものでございます。これは普通地方交付税の追加計上でございます。平成22年度の普通地方交付税は、最終的に53億3,789万5,000円となりました。平成21年度に比較して、5億488万3,000円、10.4%の増となりました。増額の要因は、社会保障関連経費、それから地域振興費などがあげられます。なお、この補正後の予算額のうち、4億1,500万円は特別交付税でございます。特交につきましてはまだ確定しておりませんので、最終専決で計上したいというふうに考えております。

一番下でございますが、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございますが、5,429万7,000円を減額し、4億3,564万1,000円とするものでございます。これは次のページをお願いいたします。9節の子ども手当負担金でございますが、5,415万4,000円の減額でございます。これは、子ども手当を決算見込み確定により減額するものでございます。

次、13款2項1目民生費国庫補助金でございますが、1,443万1,000円を追加し、3,259万8,000円とするものでございます。次世代育成支援対策交付金を増額するものでございます。一番下の6目の総務費国庫補助金でございますが、1億8,748万円を追加し1億9,998万円とするものでございます。1節の総務費補助金でございますが、先ほど歳出で説明いたしました辺地共聴施設整備事業補助金、これを489万3,000円減額。きめ細かな交付金1億5,842万3,000円を追加。住民生活に光をそそぐ交付金3,395万円の追加ということでございます。

次のページでございますが、14款県支出金、1項1目民生費県負担金でございます。748万円を減額し、2億8,946万4,000円とするものでございます。9節子ども手当負担金でございますが、876万5,000円の減額が主なものでございます。

その下、14款2項2目の民生費県補助金でございますが、1,551万円を減額し、6,098万2,000円とするものでございます。これは児童環境づくり基盤整備事業それから一時保育事業補助金、どちらもここに記載のとおり減額をしまして、国庫補助金に組み替えをするというものでございます。次のページをお願いいたします。38ページの一番上、7目の労働費県補助金でございます。825万3,000円を減額し、3,466万6,000円とするものでございますが、ふるさと雇用再生特別事業補助金の減額でございます。

その下、14款3項2目の農林水産業費県委託金でございます。1,800万円の減額でございます。説明のところを書いてございますが、中山間地域総合整備事業用地事務委託金を減額するものでございます。

それから一番下でございますが、15款財産収入、2項1目不動産売払収入でございます。2,267万7,000円を減額しますが、町所有の普通財産の売払収入の減額でございます。

次のページ、19款諸収入、3項1目商工業費貸付金収入でございます。916万6,000円を追加するものでございますが、地域総合整備資金貸付金収入がございましたので計上するものでございます。これは平成21年、多摩川精機に貸し付けたものの貸付金の収入でございます。

それから、地方債につきましては第3表地方債で説明をいたしますので、31ページをお開きいただきたいと思います。31ページ、第3表地方債補正でございますが、中山間地域総合整備事業の2,360万円を1,960万円に、400万円の減額でございます。

次の町道整備事業につきましては、これは過疎債でございます。6,910万円から5,300万円に、1,610万円の減額でございます。

それから消防防災施設整備事業でございますが、これはタンク車の購入でございます。3,500万円から3,450万円に、50万円減額するというものでございます。

合計で1億2,770万円の補正前の限度額を、補正後は1億710万円ということで、トータルで2,060万円の減額ということでございます。

次に繰越明許費の説明をいたします。上の30ページでございます。繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、地上デジタル放送受信対策事業につきましては、1,646万7,000円を繰り越すものでございます。これは町内4地域の地上デジタル放送の受信対策を進めておるわけですが、資材不足等で調達が間に合わないため繰り越すというものでございます。

それから、同じく2款1項きめ細かな交付金事業でございますが、先ほども説明いたしました町道、農道、林道改修、それから各小学校の備品など1億6,765万円を繰り越すものでございます。

それから、同じく2款1項住民生活に光をそそぐ交付金事業でございますが、3,670万7,000円を繰り越すものでございます。

その下、8款土木費、2項道路橋りょう費、町道整備事業でございますが、北本村南古館線の用地補償費等1,120万円を繰り越すものでございます。

合計で2億3,202万4,000円、この4事業を平成23年度へ繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 二つ、三つ質問させていただきますけども、この繰越明許費の部分、30ページですね。

地上デジタル放送受信対策事業4地区ということですけども、これが終われば町内には問題ある地域がなくなるってことかどうかということと、次の総務費のきめ細かな交付金事業、農道とか林道とかいろいろ事業があるようですが、これは具体的にこういうところにこれぐらい、こういうところにこれぐらいというのを、もうちょっと詳しい説明をお願いできればと思っています。

それで、一般質問の中にも坂本さんが質問していたのとちょっとだぶるかも分かんないですけど、今だんだん一般家庭でもトイレの水洗化が進んで、なおいわゆるウォシュレットとかシャワレットとかそういうトイレが一般家庭ではもう大分普及してきていると思うんですね。学校とか集会施設、公民館いろんな公共施設においても、いずれはそういうのが一般的になってくるんじ

ゃないかなと思うんですけども、その辺を例えば便器でもちゃんと座る式の便器もあれば昔式のしゃがむ式のトイレもあるわけですけどもね。その辺をそろそろ目標を定めて、使用頻度が高いところから手をかけるべき時期じゃないのかなと思うんですけども。その辺の改修っていいですか、改善っていいですかね。その辺の一応こういう目途をつけて進めていきたいとかあるのであれば、ちょっと対策について伺いたいと思うんですけども。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整議長（坂本与志美君） お答えいたします。

まず最初の地上デジタル放送受信対策事業についてでございますが、先ほども財政課長が申しましたけども、4地区、鳥谷、作和、二又、広辺古牧での4地区でございます。これはもともと共聴でアナログを視聴していた地区でございます。それを補助がらみで整備するということでございます。これが先ほども財政課長が申しましたけども、材料等が調達が困難ということで繰り越しせざるを得なくなったと。でも7月の完全デジタル化には間に合わせるということでございます。

それからその他がどうかということでしたけども、その件につきましては、実は、実はといいますか、新たな難視地区というのが出てきてございます。今、南部町では8地区ございます。それを今、どのようにするかと。どのようにということは、組合を作って整備するというやり方と高性能アンテナで対処するという方法をとる予定でございます。それを今、各地区と話し合いをしております。それにつきましては、7月に間に合わない可能性があります。そういうところにはどうするかと言いますと、衛星放送をつけて対処いたします。でも衛星放送というのは東京のキー局と言いますか、大きいテレビ放送の局しか映らない衛星放送なんですよ。ですから青森放送とかATVとかは映らないです。そこがちょっと問題がありますけども。それをとりあえずつけていて、できるだけ間に合わせてデジタル化にする。組合を作ったりですね。そういうふうにする予定でございます。その8地区プラスまた各地区から今、各家庭でも今デジタル化を進めてございますので、それでうちの方が見えないというのが、うちの方とかデジサボとかそこに話がいっております。そうするとまた新たに出てくる可能性があります。それも全部対応することになりますが、先ほども申しましたとおり、7月には間に合わなくて衛星放送で先に見てもらうというふうな形になると思います。

それからもう一つ、きめ細かな交付金でございますが、これは1億6,765万円繰り越しでござ

いますが、これは9事業ございます。町道舗装改修事業、高橋地区のほ場幹線道路舗装事業、林道舗装事業、それから小、中学校の改修事業でございます。それから保育所の増築、医療健康センターの整備、造成ですね。それから老健なんぶの施設改修事業。それから運動公園、ふるさと運動公園の多目的球場の整備事業、町民体育館のキュービクル改修事業等がございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） トイレの改修の件でございますけども、基本的にはまず水洗化ということで進めたいと思うんですが、まず水洗化になれば今、ご承知のようにウォシュレットというふうなことも考えていかなければならないと思いますが、まず使用頻度、財政的なものも含めながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

.....
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第30、議案第31号、平成22年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

学務課長（庭田卓夫君） 59ページをお開き願います。議案第31号、平成22年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億32万4,000円とするものであります。

65ページをお開き願います。歳出について主なものをご説明いたします。1款1項1目給食管理費、1,014万7,000円を減額し、1億329万7,000円とするものです。11節の需用費560万円の減額は、燃料費が毎月の単価契約が減額となり、光熱水費が需用電力の見込みが低くなったために単価の減額になったものであります。13節の委託料の減額については、給食業務請負委託料などが入札により減額となったものであります。次の2目給食費150万円の減額は、保護者から集めた給食材料費が、行事、欠席者等により給食数の見込みがほぼついたため、減額となるものです。

前の64ページをお願いいたします。2、歳入の主なものですが、1款1項1目給食費負担金は150万円を減額するものでございます。これは、保護者からの負担金で、食数がほぼ確定したためです。

2款1項1目一般会計繰入金を1,017万1,000円減額するものです。これは、管理用経費の燃料費、光熱費、委託料などは入札により減となったものであります。

以上であります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

13番（川守田稔君） 64ページ、給食費負担金に関してなんですが、八戸の場合をちょっと聞きますと、給食費ですとかそういったもの、未納の方が、何かこういろんな人に聞くんですけど、「どことかの何とかさんは払ってないらしいよ」とか聞くと、かなりの数のその未納の件数があることになるんですけど、八戸市内ですよ。そうすると、この150万のこの中ってというのは、どうなんですか。その未納の分とかいうカテゴリーのものなんですか。そうなんですか。どれくらいあるんですか、南部町の中で。未納、意図的に払いませんとかいうそういった。何も無いも

んですか。

それからもう一つ、財団法人学校給食会というのがあります。ありました、根市議員の質問の中で、何か随分の金額の取引がその学校給食会というところにあって、そのどういう存在であるのか。どういう存在で、どういう理由でそういう購入先として位置づけているのか。その事情を説明ください。

議長（小笠原義弘君） 学務課長。

学務課長（庭田卓夫君） 未納についてですけれども、ここ数年話題になっていた、一般質問でも出ていたかもしれませんが、全国的な相当あるみたいですよ。

それで、南部町も去年、おとしぐらいはとりあえず、出納閉鎖までにはほとんど納まっています。それで、21年度にぎりぎり納めれないで年度繰り越したっていいでしょうか、閉鎖までに間に合わない方がおりましたけれども、それは6月入ってから納まったということで、その時点で未納者はいないというふうなことです。

うちの方では、情報としては払いたくないからっていうふうなので、払ってないとかっていうのはまだ聞いておりません。

それから、財団法人青森県学校給食会ですが、先日お話ししたように米、小麦等の安定供給するのがまず、一番の目的のようです。それで、変動があってもそれをできるだけ抑えるっていいでしょうか。それで、12月に来た資料によりますと、1月から3月までの米の価格も下がっております。そのほかに、一般質問でお話ししたのは、レクラークとかっていうのはってことをお話ししましたが、それもジュレを開発したりとかっていうふうなもの。南部町に関してはそうですけれども、ほかの地域に関してもそういうふうな開発っていいでしょうか、そういうものをやったり、あと栄養士たちの研修をやったりとかっていうふうなものをやっております。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 川守田君。

13番（川守田稔君） あの、私もよくわからないんですけども、その学校給食ってというのは、そのアレルギーがあつたり、その安全性をちゃんと確保してですとか、そういった門が狭くなっちゃったもんですから、当然、納入業者もそれに対応した業者しか入っていけないとか、そ

う雑多な事情があるのは断片的には私もわかるんですけど、その米、穀物の安定供給っていうその趣旨もわかるんですけども、確かに、地産地消という観念からいくと必ずしも学校給食会ではなくて、地元のお米を食べさせたらいかなもんだらうと。まあ、ですけどそうなる就非常に価格が何倍にもなるとかいう話は伺っておりますけれども、そういったことを総合的に考えると、例えば、給食は食育の一環であるという位置づけをしているということでした。であれば、食は文化であるということであれば、もっとそれは必要経費として、コストをもっとかけていいんじゃないかっていう結論に持っていったら喜ぶ方たちいっぱいいますよねっていう、まあそういうことを申し上げたいんですね。しかるにそれも、全体的に構成されてしまったシステムの中で動いているっていうイメージがあるんですけども、まだまだ担当の栄養士さんの姿勢次第ではもっとこうその地産地消というその姿勢を少しずつ割合をふやしていくとか、そういったことが可能なその現場があると思います。そういったところをもう少し目を向けてもらうようには行かないものでしょうか。どうでしょうかという質問であります。

議長（小笠原義弘君） 学務課長。

学務課長（庭田卓夫君） アレルギーについては、調査を給食センターから学校の養護教諭を通して調査をしたりしております。人によっては御飯だったりとかソバだったりとか、何かがあるといういろいろ話し合いをして、親御さんがその部分のおかずは自分で持ってきますとかっていうふうなものをやったりしているのもあります。

それから、地産で地元の米をとというふうなことでしたが、これについてもこちらから給食会の方をお願いをして、「地元の米を使ってください」というふうにして、今、南部産のつがるロマンを使うようになっております。

最後に、栄養士の考え方で採用されるのではないかなということですが、結構その辺、材料とか何かについてはそうですが、全体的にこういう形で地産地消でいきましょうとかっていうふうなものは、栄養士っていいでしょうか、教育委員会でこういろいろ今のようなことを参考にしながら取り入れるようにはしていますし、食育の方からも地産地消っていうのを結構話が出ているのでそういう研究会なんかでも栄養士が出ていますので、その辺でもいろいろ研究はされていると思います。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 川守田君。

13番（川守田稔君） そういうふうにならずにシフトしていけるようになればいいなって考えます。

それから、まあちょっとこういうこと言ったら失礼なのかもしれませんが、何年かに1回、八戸だったりいるんなどの給食を何年かに1回食べれる機会は、食べるっていうよりか、行く行って食ってくるってあれがあるんですけど、いつ食っても給食っていうのはうまいなって思ったことはなく食べています。それで、「こったらもん食ってんのかよ」という下世話な思いがあるんですね。これがその学校給食としてのこれが栄養のバランスが取れていますとか、そのカロリーを計算するとかいろいろあるんですけど、まあ普通はああいう学校給食を一日3食食べて言ったら、テーブルをひっくり返すぐらいのですね、何かそんな感じがするんですよ。それで、どうなのよっていう、それでも何かこうよく教育された子供達は、おいしいおいしいって食べてるっていうのをちょっと割りきれない思いがします。その根本的に食文化としてのその学校給食っていうのをもっとコストをふやして見直す必要があるだろうって思うんですけども、どうなんでしょうか。

議長（小笠原義弘君） 学務課長。

学務課長（庭田卓夫君） おいしくないってことでしたけれども、教育民生の方はあまり言わないのかわかりませんが、おいしくないっていうのは聞こえてこないんですが、ただ、一日3食のうちの1食ということですので、結構あの小中学生、子供達の肥満っていうのもありますから、朝と晩かなり栄養の取れたものを取ってると昼で調整してもらおうと。

それから、食文化についてですが、食文化についても食育の方ではいろいろ研究していると思いますので、またさらにその辺も地域を含めた、一般質問でもありましたけれども、郷土食とかそういう面も十分こう念頭に入れた形で取り組んでいけるようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第31、議案第32号、平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 67ページになります。議案第32号、平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正額はゼロでございます。内訳の補正になります。

72ページをお開きください。歳出からご説明申し上げます。1款1項1目管理運営費、その他財源内訳となっております使用料。これは、農林漁業体験実習館の使用料でございます。財産収入が190万、これは財産収入になってございますけれども、物品の売払収入。要するに宴会の費用とか食堂の費用が主なものでございます。総額で内訳の補正、補正額ゼロで7,095万5,000円となっております。

71ページ、歳入のご説明を申し上げます。1款1項1目先ほど説明しました農林漁業体験実習館の使用料。これは、風呂とかの宿泊の使用料になります。100万の減額補正でございます。

2款1項1目財産売払収入のうちの物品売払収入、先ほども申しましたけれども食品等の売払

収入。190万の減額になってございます。

あと、3款1項1目一般会計繰入金、278万7,000円。これは一般会計からの繰入金でございます。

それから、4款1項1目。これは、前年度からの繰越金でございますけれども11万3,000円を充当してございます。

11月までは順調に推移しておりましたけども、年末年始の豪雪の影響もございまして若干、収入等の落ち込みましたものですから、このような決算見込みで補正してございます。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分）

.....
議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）
.....

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第32、議案第33号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 73ページからになります。議案第33号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、第1条からです。歳入歳出予算の総額から1億8,274万4,000円を減額し、総額歳入歳出それぞれ28億3,883万7,000円とするものであります。

84ページをお開きください。初めに歳出の主なものからご説明いたします。84ページの中段に2款保険給付費、1項1目の一般被保険者療養給付費。これが6,000万の減額になりまして15億ちょうどになります。次に、2目の退職被保険者等療養給付費は、1,992万の減額となり、9,000万の予算額となります。

次に、一番下段の2款保険給付費、一般被保険者高額療養費。これは、1件当たりのレセプト点数80万以上の高額療養費にかかわる部分ですが、500万の減額で1億7,300万となります。

次のページをお開きください。85ページの中段、3款1項1目後期高齢者支援金は2,961万9,000円の減額となっております。

次に、86ページの6款1項1目介護給付費からは4,987万6,000円の減額補正となっております。その下、7款1項1目の高額療養費共同事業拠出金、先ほどのレセプト1件当たりの80万にかかわる部分ですが、308万5,000円の増額補正。その下、2目の保険財政共同安定化事業拠出金。これは、1件当たりレセプト30万円以上の高額医療にかかわる部分ですが、ここでは3,788万9,000円の減額補正で2億9,011万1,000円となります。

次に、歳入に入ります。80ページへお戻りください。1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、7,655万9,000円の減額となっております。

3款国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金。これは、国の負担率34%にかかわる部分ですが、一般被保険者療養給付費等で2億910万1,000円の減額。それから、後期高齢者支援金分の1,285万4,000円。介護給付費で1,695万8,000円の減額となっております。

次のページをごらんください。81ページ、3款国庫支出金、2項1目の財政調整交付金。これは、療養費の9%に相当する額ですが、3,549万3,000円の増額補正となっております。

4款1項1目の療養給付費交付金。これは支払基金からの歳入交付金となっておりますが、415万3,000円の減額と。

5款前期高齢者交付金、1項1目の前期高齢者交付金は、同じく支払基金からの交付金であります。5,604万9,000円の増額補正となっております。

次、82ページ。6款県支出金、2項1目の県財政調整交付金。1,100万5,000円の減額となっております。これは、県の負担分の7%にかかわる部分の歳入であります。

次に、7款共同事業交付金、1項1目の高額医療費共同事業交付金と、2目の保険財政共同安定化事業交付金。合わせて6,700万の増額補正となっております。

9款の繰入金は、1項1目財政調整基金繰入金は1,422万2,000円の減額となっております。第9款の繰入金は、一般会計からの繰入金で40万5,000円の増額となっております。増額の理由としましては、右に掲載しております説明の国保税の軽減等の増額が主なものとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第33、議案第34号、平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 89ページになります。議案第34号、平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正で、歳入歳出の補正による総額に増減はございません。

初めに、94ページの歳入をごらんください。歳入の94ページ、一番下段の6款諸収入、1項雑入、1目の雑入に54万の歳入がございます。これは、八戸市民病院の診療報酬の返還金が歳入となったものであり、これに伴う財源補正が主なものとなります。

医療費交付金では、7万7,000円の減額補正。

2款の国庫負担金では、5万1,000円の減額補正。

3款の県支出金では、1万2,000円の減額。

4款繰入金。一般会計から40万の減額となります。

次のページ、95ページになりますが、歳出の財源補正のみの補正となっております。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第34、議案第35号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 96ページをごらんください。議案第35号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条から。予算の総額から2,389万2,000円を減額し、総額を21億9,533万1,000円とするものであります。

103ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明いたします。中段になりますが、2款の保険給付費、1項1目に介護サービス等諸費とありますが、こちらからは1,715万6,000円の減額。同じく、2款の3目高額介護サービス等費からは298万円の増額補正。それから、その下の4目高額医療合算介護サービス等費。これは273万8,000円の減額となっており、526万3,000円は132件に対する歳出となっております。次の104ページをお開きください。同じく6目の介護予防サービス等諸費とありますが、こちらからは447万3,000円の減額で、6,400万となっております。主な減額の理由でございますが、地域密着型介護予防サービス給付費の685万が主な理由となっております。

次に歳入に戻りますので、101ページをお開きください。3款国庫支出金、1目介護給付費負担金は983万9,000円の減額となります。

3款2項1目の調整交付金は、196万9,000円の減額補正。

次に4款の支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金は953万8,000円の減額補正となっております。

これと、5款県支出金、1項1目の介護給付費負担金は、554万の減額補正となっております。

次のページの中段になります。102ページの中段、7款繰入金、1項1目の介護給付費繰入金は335万9,000円の減額補正となっております。

その一番下段、7款繰入金、2項基金繰入金、介護給付準備基金繰入金は700万の増額補正をし、798万円の基金繰り入れとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田君。

13番（川守田稔君） 地域密着型介護予防サービス、地域密着型介護サービスの、その地域密着型っていうそのキーワードがあるんですが、これらはそれぞれはどういったサービスで、どこかの現場でどういった人材が行っているサービスなのか、ご説明ください。

議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

地域密着型介護サービスの内容としましては、29床以下の特別養護老人ホームも地域密着型の介護サービス施設となります。また、町内にございますグループホームもこの地域密着型ということで、趣旨としましては町内の方々を収容する施設と考えていただければよろしいかと思えます。サービスの内容につきましては、介護認定を受けたそれぞれの介護ということになりますので、その施設の介護職員、介護福祉士等が行うサービスとなります。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 川守田君。

13番（川守田稔君） そうすると、保険給付費、1目の中ですね地域密着型介護サービス給付費が1,837万円の増額になっております。それで、逆に施設介護サービス給付費っていうのが4,900万余りの減額になっております。ていうことは、この減少っていうのは、どういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

要介護、要支援というものがございしますが、それらによって介護サービスの料金とありますが、介護給付費が決まっています。どうしても昨今は居宅介護のほうが伸びが多いということで、在宅介護が多くなってきているという言い方になります。施設介護サービス給付費が4,900万の減額となっております。この施設にかかわる部分では国の負担率が25%の負担率になっているわけですが、これらも要介護度によってサービス費が違って来るわけで、介護度が重い方が入れば給付費もふえるわけですが、当然歳入も減るということでそれらの関係で、施設介護サービスが4,900万ほど減額。居宅が1,100万程度増という現象になっております。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 立花君。

12番（立花寛子君） 質問の内容は、今の方と全く同じなのですが、103ページですね、2款1項1目19節、地域密着型介護サービス給付費とその予防サービス給付費のこちらは減、685万円の減なのですが、この介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の扱われ方が、言葉のとおり違うと思いますが、先ほど地域の様々な介護施設のお名前を上げたようでありますが、これは地域密着型ということで居宅、自宅に来てサービスを受けられるものなのか、実際、この地域密着型というのは、項目としては初めての項目なのでしょうか。それで、その使われ方を具体的にお知らせしていただくとともに、地域密着型介護サービスという、また予防サービスをどういうふうな方法で周知徹底なさるのか、この点をお聞きいたします。

議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

初めに、介護予防と介護給付費との違いということになりますと、介護予防というのは、介護認定を受けてない方々及び介護認定は受けましたが、要支援1、2の方々が介護予防という形のサービスを受けることになります。介護サービスという部分では、介護の要介護度1から5の認定を受けた方々が受けるサービスというように考えていただければよろしいかと思います。

それで、地域密着型をいつから創設しているかということですが、今現在、地域密着型の施設が1カ所名川地区にございます。ハピネスながわの特別養護老人ホームがそれに当たるわ

けでありまして、実施時期はちょっと今、ど忘れしましたけれども大体、平成の建設したときですのの後ほどお答えします。

また、この介護予防に関する部分では、町直営の包括介護支援センターが担当しており、こちらに相談においでになれば介護予防サービスの転倒予防教室とか、頭げんき教室、これらを指導してケアプランを立てるわけになります。このケアプランは、無料ということになります。

要介護の方々のケアプランに関しましては、ケアマネージャーがそれぞれ事業所のケアマネージャー等がプランを策定することになります。こちらは介護度によって、介護のプランの策定料が給付費の基になっていくわけでありまして。それで、その周知というものは、包括支援センターに相談に来るか、最寄りの施設、法人さんの方に行ってお相談するという形になりますが、その際はケアマネージャーがついてサービスの相談等に乗ることになっております。

以上であります。

議長（小笠原義弘君） 立花君。

12番（立花寛子君） 今の内容はわかりましたが、この103ページの1目ですね。それで、補正額の財源内訳で国、県、それから繰入とか他というふうになっておりますが、ここには現在は介護保険の方からもその施設に支払われているのか。その1点をお聞きしますけれども、私が行いました一般質問の介護保険制度の中で、要支援1、2、要介護1は介護保険外にするという計画がなされているというふうなやりとりをしたわけでありまして、将来的に介護保険給付費からこの項目に介護保険料が支払われないようになった場合でも、当町ではこのサービスは続けられていくお考えなのかどうかお聞きいたします。

議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） この2款1項1目に関しては、要介護者への介護サービスの給付費ということで、介護予防の方への給付費等になりますと、次にページの6目の方になってくるものであります。こちらが、介護予防サービスの給付費になります。

要支援1、2のあり方についてであります。これは一般質問の際に、町長が答弁したとおりでございます。今のところサービス料とか給付費等の増減等は示されていないということでありまして。

以上であります。

議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第35、議案第36号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 107ページをお開きください。議案第36号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

初めに、第1条ですが、予算の総額からそれぞれ647万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,763万6,000円とするものであります。

112ページをお開きください。初めに、歳出であります。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金から補正前の額1億8,539万4,000円から647万6,000円を減額し、1億7,891万8,000円とします。内容につきましては、後期高齢者医療広域連合の負担金が116万3,000円。保険料負担

金が415万1,000円。保険基盤安定負担金が116万2,000円の減額となります。

111ページ、歳入の主なものになりますが、1款1項1目の特別徴収保険料は613万2,000円の減額。普通徴収保険料は95万8,000円の増額で、517万4,000円の減額補正となっております。

次に、3款繰入金、1項1目の一般会計繰入金は232万5,000円の減額補正となっております。内容としましては、先ほど歳出でご説明しました後期高齢者医療広域連合負担金と、それから保険基盤安定負担金、これに相当する額となっております。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号から議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第36、議案第37号、日程第37、議案第38号及び日程第38、議案第39号を会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第38号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第39号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 113ページをお開きください。最初に議案第37号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

この補正予算は、事業費の確定によりまして、予算を精査して補正するものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,282万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,234万6,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費は、第2表で。第3条の地方債の補正は、第3表でご説明をいたします。

116ページをお開きください。第2表の繰越明許費でございますが、1款下水道建設費、1項公共下水道建設費、事業名、公共下水道事業4,350万円を翌年度に繰り越すもので、大向地区の管渠工事費2件分でございます。

次に、117ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございますが、平成22年度建設事業費の精査により、公共下水道整備事業の限度額2億4,750万円を3,190万円減額し、2億1,560万円とするものでございます。

それでは、補正の主な内容について歳出からご説明をいたします。121ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目公共下水道事業建設費を4,018万円減額しまして、4億2,015万1,000円とするものでございます。事業費精査により、9節の旅費、13節委託料、15節工事請負費をそれぞれ減額するものでございます。

2款1項1目の利子につきましても、事業費の精査によりまして264万3,000円を減額し、1,211万2,000円とするものでございます。

次に歳入でございます。120ページに戻っていただきます。歳入の2款1項1目一般会計繰入金につきましても、事業費の精査によりまして、予算総額と町債の減額、それから前年度繰越額と諸収入の確定によりまして、2,736万9,000円を減額しまして979万8,000円とするものでございます。

3款1項1目の繰越金は、前年度の決算実績収支額の繰越額の74万5,000円を。

4款1項1目の雑入は、消費税確定申告による還付金1,570万1,000円を増額補正しております。

5款1項1目の下水道事業債は、先ほどの第3表で地方債補正のとおり、平成22年度建設事業費の精査によりまして3,190万円減額し、2億1,560万円とするものでございます。

以上が、公共下水道事業の特別会計補正予算の内容でございます。

次に、122ページをお願いいたします。議案第38号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

この補正予算は、決算見込みによりまして事業費を精査して、補正するというものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,354万6,000円とするものでございます。

それでは、主な内容について歳出から説明いたします。126ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目一般管理費でございますが、26万9,000円減額して、1,779万5,000円とするものでございます。決算見込みにより、職員の人件費に係る4節の共済費、19節の退職組合負担金をそれぞれ減額するものでございます。2目の施設管理費につきましては、施設管理業務委託料の入札残の不用額としまして140万円減額し、4,660万5,000円とするものでございます。

次、歳入について説明いたします。前のページ125ページにお戻りください。歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、決算見込みにより事業費が減額になるため、166万9,000円を減額し、1億9,151万2,000円とするものでございます。

以上が、農業集落排水事業の特別会計補正予算の内容でございます。

次に、128ページをお願いいたします。議案第39号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

この補正予算は、二又地区簡易水道施設整備事業に係る単独事業分の工事費に不足額が生じたため、補正をするものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、総額をそれぞれ4,751万8,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費は、第2表でご説明をいたします。130ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございますが、2款建設費、1項施設建設費、事業名、簡易水道施設整備事業2,883万7,000円を翌年度に繰り越すもので、送水管敷設工事2件分でございます。

それでは、補正の主な内容について歳出からご説明をいたします。132ページをお願いいたします。下段の歳出、2款1項1目の施設建設費でございますが、15節の工事請負費に二又簡易水

道の施設整備事業に係る単独事業分の工事費70万円を追加して、4,570万円とするものでございます。

簡易水道施設整備事業は、八戸圏域水道企業団から浄水を分水しまして、安全で安定した水の供給を図るために、平成21年度から23年度までの3カ年事業で、総事業費1億4,900万円。40%の国の補助事業で取り組んでおります。送水管全長2,400メートルのうち、それに1,840メートルが整備されまして、送水管整備の進捗率は約76%となっております。

次に、歳入についてご説明をいたします。上段の歳入、2款1項1目の一般会計繰入金は簡易水道施設整備事業に係る単独分の工事費相当分70万円を追加して、225万6,000円とするものでございます。

以上、議案第37号から議案第39号の説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、議案第38号及び議案第39号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議終了後引き続き、予算特別委員会が開催されますのでよろしくお願いたします。
本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午後 1 時37分)

第35回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成23年3月11日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第3号 平成23年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第4号 平成23年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第5号 平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第6号 平成23年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 5 議案第7号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第8号 平成23年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第9号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 8 議案第10号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第11号 平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業特別会計予算
- 第 10 議案第12号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第13号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 12 議案第14号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第15号 平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 14 議案第16号 平成23年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 15 議案第17号 平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 16 議案第18号 平成23年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 17 議案第19号 平成23年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 18 議案第20号 平成23年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 19 議案第21号 平成23年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第22号 平成23年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 21 請願第2号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書
- 第 22 陳情第6号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 23 陳情第10号 非核三原則の法制化を求める意見書採択についての陳情
- 第 24 請願第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加阻止に関する請願書
- 第 25 陳情第1号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対する陳情

第 26 陳情第 2 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情

第 27 常任委員会報告

第 28 閉会中の継続調査の件

追加第 1 町長提出議案追加提案理由の説明

追加第 2 議案第 40 号 土地の取得について

追加第 3 議案第 41 号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第 4 発議第 1 号 南部町議会の議員の定数を定める条例の制定について

追加第 5 発議第 2 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案

追加第 6 発議第 3 号 非核三原則の法制化を求める意見書案

追加第 7 発議第 4 号 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加阻止に関する意見書案

追加第 8 発議第 5 号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加に反対する意見書案

追加第 9 発議第 6 号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加を行わないよう求める意見書案

追加第 10 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

2番	夏堀文孝君	3番	沼畑俊一君
4番	根市勲君	5番	松本陽一君
6番	河門前正彦君	7番	川井健雄君
8番	中村善一君	9番	佐々木勝見君
10番	工藤幸子君	11番	馬場又彦君
12番	立花寛子君	13番	川守田稔君
14番	工藤久夫君	15番	坂本正紀君
16番	小笠原義弘君	17番	佐々木元作君
18番	東寿一君	19番	西塚芳弥君

欠席議員（２名）

1番 工藤正孝君

20番 佐々木由治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原 覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極 檀 義昭君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不 二 彦 君
建設課長	西 野 耕 太 郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第35回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

議案第3号から議案第22号の委員長報告、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 議案審議に入ります。

お諮りいたします。この際、日程第1、議案第3号から日程第20、議案第22号までを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第22号までの平成23年度南部町各会計予算議案20件を一括議題といたします。この議案は、予算特別委員会に審議を付託しておりましたので、ここで、委員長の報告を求めます。委員長、坂本正紀君の登壇を求めます。坂本正紀君

（予算特別委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

予算特別委員会委員長（坂本正紀君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月7日の本会議におきまして、本委員会に審議を付託されました議案第3号から議案第22号までの平成23年度南部町各会計予算議案20件につきましては、3月7日、10日の両日に本委員会を開催して慎重に審議した結果、全議案が原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。

議長（小笠原義弘君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員会の審議結果は、議案第3号から議案第22号まで、それぞれ原案のとおり可決であります。質疑は、予算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2011年度南部町一般会計予算案について討論を行います。

日本は大企業、大資産家減税が長年にわたって続いてきた結果、先進国の中でも税収の少ない国となっています。法人税率の引き下げ、所得税の最高税率引き下げ、証券優遇税制、相続税の最高税率引き下げなど税制のゆがみが原因です。

今回の、法人税減税はただでさえ集めるべきところから集めていない日本の税制に、さらに巨大な大穴を開けることとなります。その大穴を反動的に打開するために、民主党政権がめざしているのが、消費税の増税とTPPへの参加です。

しかし、消費税の増税やTPPへの参加は、現在のゆきづまりを打開するどころか、一層深刻にするだけです。財界、アメリカ優先という二つの異常にメスを入れることなくして、決して解決することはできないでしょう。

以上の内容を含んだ当町の予算案ではありますが、一部住民要求が実現された項目はあります。これからも、住民要求実現のため努力していくことを決意し、反対討論といたします。

2011年度南部町国民健康保険特別会計予算案について討論を行います。

日本では、1961年に誰もが保険証1枚さえあれば、いつでもどこでも医療機関にかかれるとした皆保険制度が確立しました。

2011年現在、国保は74歳以下の国民の34.8%が加入し、現在最大の公的医療保険です。国保税は、原則として応能割50%、応益割50%で構成され、応能割は世帯の支払い能力に応じて負担、応益割は世帯の支払い能力とは関係なく等しく負担します。

なぜ、国保は保険料が高いのでしょうか。重い負担は、そもそも社会保障における社会的扶養部分の一翼を担う企業などの事業主負担が存在しないからです。所得がなくても資産や世帯、家族の人数に応じて掛かってくる仕組みも一因です。

もう一つの大きな原因は国庫負担の減少です。国保再生のためには、国保の医療費部分への国庫負担率を45%に戻し、さらに増額する。払える保険料にする。窓口自己負担は将来的に廃止することを前提に、段階的に2割、1割に低減していく。資格証明書の発行を速やかに中止するな

どを実施すべきです。

当町におかれましては、さらなる基金の取り崩し、法定外の一般会計からの繰り入れなどを工夫して、国保税引き下げを要求し、反対討論といたします。

2011年度南部町介護保険特別会計予算案について討論を行います。

介護保険の見直しは、何よりも制度の当事者である利用者、家族がおかれている現実から出発すべきではないでしょうか。

菅政権は税と社会保障の一体化といって消費税増税をすすめるようしていますが、庶民を苦しめ景気をさらに冷やす消費税増税をしなくても、財源はつくることができます。

5兆円の軍事費の削減、大型公共事業の見直し、大企業に応分の税負担を求め、多額の内部留保を労働者の賃上げや正規化、公正な下請け単価などに回すなら、景気の回復で大幅に税収入をふやすことは可能です。

その上で、次の要求を訴えます。国庫負担は当面5割にふやすこと。介護保険料を軽減し、国の制度として、低所得者への減免制度をつくること。保険料の年金天引きはやめること。利用料の廃止。現行の認定制度は廃止し、ケアマネージャーと利用者が協議して決めること。介護度による支給限度額は廃止すること。必要と判断されたサービスは保険から給付すること。特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすこと。施設の居住費、食費の自己負担をやめること。デイサービスやショートステイなど必要なサービスの整備。家族介護者への支援を強化すること。介護労働者の処遇改善を早急に行うこと。介護報酬を大幅に底上げし、利用料の引き上げにつながらない仕組みをつくること。自治体は高齢者福祉を拡充すること。

以上の見直しを要求し、反対討論といたします。

2011年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案について討論を行います。

高齢者医療制度改革会議報告が出されました。報告では、75歳以上のうち1,200万人は市町村国保に加入、200万人は被用者保険に移行、75歳以上の国保は現役世代と別勘定にし、都道府県単位で運営。国保は18年度を目標に都道府県単位化。70歳から74歳の窓口負担を13年度以降に、70歳になる人から順次2割に引き上げ、75歳以上の低所得者に対する保険料軽減措置の縮小。現役世代の拠出金額は加入者の給与水準に応じた総報酬割りに変更という新しい高齢者医療制度を示しました。75歳以上の高齢者を別勘定にするという現在の後期高齢者医療制度の看板のかけかえに過ぎないうえ、国の財政負担をさらに減らすものとなっています。

後期高齢者医療制度の即時廃止を求め、反対討論といたします。反対討論を終わります。

議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。ただいま討論がありました議案第3号、議案第7号、議案第8号及び議案第10号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第3号、議案第7号、議案第8号及び議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第4号から第6号、議案第9号及び議案第11号から第22号までの16件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から第6号、議案第9号及び議案第11号から第22号は、原案のとおり可決されました。

請願第2号から陳情第2号の委員長報告

議長（小笠原義弘君） 日程第21、請願第2号から日程第26、陳情第2号までの請願2件、陳情4件は、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に総務企画常任委員長の登壇を求めます。坂本正紀君。

（総務企画常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

総務企画常任委員会委員長（坂本正紀君） 総務企画常任委員会の請願及び陳情審査結果の報告をいたします。

継続審査となっておりました請願第2号、「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書及び陳情第10号、非核三原則の法制化を求める意見書採択についての陳情について、3月3日日本委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果、請願第2号は、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため継続審査といたしました。

陳情第10号は、被爆国日本として世界の諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、非核三原則の法制化の決断を早期にされることが重要であると考え、全会一致で採択と決しました。

以上で、請願及び陳情審査結果の報告を終わります。

議長（小笠原義弘君） 次に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

（教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇）

教育民生常任委員会委員長（工藤幸子君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

継続審査となっておりました陳情第6号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書について、3月4日日本委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果、歯科医療従事者が歯周病の治療、管理が十分にできるとともに良く噛める入れ歯が提供できるなど良い歯科医療が行えるよう保険適用となる範囲の拡大により患者の自己負担の軽減が図られることを求め全会一致で採択といたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

議長（小笠原義弘君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

産業建設常任委員会委員長（河門前正彦君） 産業建設常任委員会の請願及び陳情審査結果の報告をいたします。

去る3月2日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、環太平洋経済連携協定交渉参加阻止に関する請願書、陳情第1号、環太平洋戦略的経済連携協定への参加に反対する陳情及び陳情第2号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の

存続を求める意見書の提出を求める陳情について、同日本委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果は、請願第1号及び陳情第1号は、日本がTPPに参加した場合、他国から安い農産物が大量に輸入されることで国内の農業生産額や食糧自給率が低下し、また多くの農業関連産業の雇用を失う影響が懸念されます。

したがって、当町の基幹産業である農業に深刻な打撃を与える恐れがあるため、採択することに決しました。

陳情第2号は、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため継続審査と決しました。

以上で、請願及び陳情審査結果の報告を終わります。

議長（小笠原義弘君） 総務企画常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長の報告が終わりました。

請願第2号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第21、請願第2号、「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書を議題といたします。

この請願書に対する委員長の報告は、継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

陳情第6号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第22、陳情第6号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は、採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は採択することに決しました。

陳情第10号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第23、陳情第10号、非核三原則の法制化を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、陳情第10号は採択することに決しました。

請願第1号の質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 日程第24、請願第1号、環太平洋経済連携協定交渉参加阻止に関する
請願書を議題といたします。

この請願書に対する委員長の報告は、採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、請願第1号は採択することに決しました。

陳情第1号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第25、陳情第1号、環太平洋戦略的経済連携協定への参加に反対する陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、陳情第1号は採択することに決しました。

陳情第2号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第26、陳情第2号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

常任委員会報告

議長(小笠原義弘君) 日程第27、常任委員会報告を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

閉会中の継続調査の件

議長(小笠原義弘君) 日程第28、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、各常任委員長および議会運営委員長から、

会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程の追加

議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第40号、土地の取得について、議案第41号、南部町教育委員会委員の任命についての議案2件が追加提案されました。

また、発議1件と先ほど審議いたしました請願・陳情に係る意見書の発議5件と閉会中の継続審査の件が1件、追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案2件、発議1件、意見書案5件、閉会中の継続審査1件を、日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午前10時29分)

議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前10時30分)

町長提出議案追加提案理由の説明

議長（小笠原義弘君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第40号、土地の取得についてであります。仮称・南部町医療健康センター建設事業につきまして、各種許認可など建設地の用地取得について諸手続きが整ったことから、用地売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

地目は全て「田」の9件、面積は2万3,491平方メートル、取得金額は、7,047万3,000円であります。

次に、議案第41号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員1名の任期が満了となるため、委員を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

任命しようとする方の住所、氏名、生年月日等であります。住所、三戸郡南部町大字平字虚空蔵1番地1、氏名、中村祐子氏、生年月日、昭和31年12月6日生まれ。任期は平成23年3月16日から平成27年3月15日までとなります。中村氏は、今月3月15日をもって任期満了となるものですが、豊富な経験と優れた見識によって町教育行政の活性化と発展に取り組んでいただける適任者と認め、中村氏を再任いたしたくご提案申し上げます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何卒慎重審議のうえご議決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（小笠原義弘君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 追加日程第2、議案第40号、土地の取得についてを議題といたします。本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 議案第40号、土地の取得についてご説明いたします。

南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり土地売買契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由としましては、南部町医療健康センター（仮称）建設用地の売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。次のページをお開きください。

取得の目的、南部町医療健康センター（仮称）建設用地を取得する。2、取得する土地及び契約の相手方。所在地それから地積、所有者の順に読み上げます。

所在地、南部町大字下名久井字白山87番1、地積6,944平方メートル、所有者、工藤徳彦。白山88番1、818平方メートル、花沢剛。白山89番1、933平方メートル、松井和喜。白山90番1、1,212平方メートル、高森與三郎。白山91番1、3,658平方メートル、工藤信幸。白山92番1、2,931平方メートル、工藤広美。白山93番1、1,987平方メートル、日渡政志。白山94番1、2,033平方メートル、根市福直。白山94番3、2,975平方メートル、川守田清。以上9件の合計地積面積23,491平方メートル。3の取得金額は、7,047万3,000円であります。

以上で、説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤君。

14番（工藤久夫君） この土地の取得に関して二、三質問させていただきたいんですけども。

今のところ、たしか病院の完成の目安というのが平成25年度末までという目標でやっているということは後3年あるわけですけども、今の時点で大体病院の建設というのがおよそ目安として、どういうスケジュールで進んでいくのかということと、それからこの病院が多分田んぼでちょっと水害のおそれがあるということで土盛りすると思うんですけども、その土盛りするのは大体いつ位までかかって、その場合に今の町道そのものもちょっと歩道をつけたりとかさまざま改善するとかということは現時点で考えられているのかどうか。

それから、これができればいろんな人の流れといいますか、病院に来る人の今までの通院のための道路のルートが変わるわけですけども、そういうことでいろんな商売やっている人のプラスマイナスの影響が当然出てくると思います。その辺を、まだ3年されど3年ということですけども、なんらかの一つの地域の活性化のために、いずれ病院ができたとすればこういうことが必要になってくるよな、こういうところにもちょっと配慮しなければいけないなというのをいろいろ

協議する必要があるんじゃないかと思うんですけども、そういう協議会なるものをつくって、結果としてオープンした時にこういう話し合いをしてこういうインフラも整備しておく必要があったなという後悔することがないような進め方をしてほしいと思うんですけども、その辺、これにからめてちょっと現時点で考えられることを説明していただければと思います。

議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） ご説明します。

初めに、完成の平成25年度までのおおまかなスケジュールということですのでお答えしたいと思います。

今現在、土地の取得に関する諸申請等が終わり、今回提案しておりました。それと、22年度には基本設計ができ上がりまして、これに基づいて土盛り等を行うわけですが、土盛り等に伴う造成工事等は3月の補正で皆様からご承認を得て、繰越明許により4月から土盛り工に入るということで、ただし流用残土等は今現在も搬入している状況がございます。24年度には実施設計を行うということで予定しておりました。外構の実施設計も同時に23年度に実施します。本体の建設工事及び外構工事につきましては、平成24年度を予定しております。また、備品購入等に関しましては平成25年度に予定しておりました。26年度の開院ということになるかと思っております。

それから、水害の土盛りについてということでありまして、先ほど22年度の繰越明許でありました造成工事費で水害の及ばない、今現在の名川中学校と同じレベルの土盛りを予定しておりました。それに伴う道路の改良という部分では、建設課の方に要請はしておりますが、まだ具体的なお話にはなっていないと思っております。

また、人の流れ、ルートの変更等によるいわゆる経済効果ということだと思っておりますが、こちらの方はやはり道路の改良等も十分考慮しなければならない部分だと思えますし、現在の建設用地は農業振興計画の範囲内であるということも考えております。

一応、病院の付帯という形で院外薬局等は想定される部分かと思っております。

また、次に協議会の設置という部分がございますが、今現在は協議会の設置等は考えてはおりませんが、今後事業が進むにあたりまして、今現在の名川病院の取り壊し等は跡地利用検討会等を考えなければならないと思っております。

今現在は、まだ建設委員会が残っておりますので、こちらの委員会の方に必要があればお諮りして新たな協議会等の設置も検討することになるかと思っております。

以上で、説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の上程、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 追加日程第3、議案第41号、南部町教育委員会委員の任命についてを
議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は同意することに決しました。

発議第1号の上程、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第4、発議第1号、南部町議会の議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案は会議規則第39条により、提出者の説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は提出者の説明、質疑を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

12番(立花寛子君) 発議第1号、南部町議会の議員の定数を定める条例の制定について討論を行います。

自治体に住民を守る本来の役割を果たさせる上で、議員は少ない方が良いかと言えば必ずしもそうとは言えません。もともと議員と議会は、介護、医療、子育てやゴミ問題など多種多様な住民要求を、住民と行政のパイプ役となって行政に届ける。無駄遣いをチェックし、住民のために税金が使われるよう正す。建設的な提案を行い行政をリードするという重要な役割もっています。議員の数が少なくなればなるほど、住民とのパイプが細くなって、少数意見が切り捨てられる恐れも出てまいります。

また、無駄遣いをチェックする機能や提案機能も、その力が弱まることになります。命と暮らしを守って欲しいという住民の願いが遠のくことになるのではないのでしょうか。

市町村合併の影響もあり、この10年間では議員数が4割も減少しています。合併した市町村で

は地域の面積が広大になる一方、議員も行政窓口も減って、住民の声が自治体に届きにくくなったという嘆きが各地で聞かれています。

地方議員の数をふやすか減らすかは、住民の中にある多様な意見や要求が議会に正しく反映されるにはどれぐらいの規模が必要かという基本的なものさしで決められるべきで、やみくもな議員定数削減は、住民の声を議会に反映する道が閉ざされ、民主主義が削られることになりかねません。

以上の理由から現在の議員定数で良いと考え、議員定数削減には反対であります。賛同できる方はご協力いただけますようよろしくお願いいたしますして反対討論を終わります。

議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。川井君。

（7番 川井健雄君 登壇）

7番（川井健雄君） 賛成討論を行います。

提案理由にもございますが、当町は年々人口が減少しており、また経済の低迷による税収も減り続け、町の財政は非常に厳しいものがございます。近隣の町村でも定数の削減を決めており、この際当議会も経費節減に努めるべきであると考えます。

また、これは大多数の町民の賛成、賛同を得られるものと確信しております。議員各位の良識ある判断をご期待申し上げ、賛成討論といたします。

議長（小笠原義弘君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 追加日程第5、発議第2号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。工藤幸子君の登壇を求めます。工藤幸子君。

（教育民生常任委員長 工藤幸子君 登壇）

教育民生常任委員長（工藤幸子君） 発議第2号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案についてご説明いたします。

歯科医療従事者が歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、良く噛める入れ歯が提供できるなど、良い歯科医療が行えるよう保険適用となる範囲の拡大及び患者の自己負担軽減が図られることを関係機関に要望するものであります。

なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。平成23年3月11日。提出者、南部町議会議員、工藤幸子。賛成者、南部町議会議員、馬場又彦。同じく東寿一。同じく佐々木元作。同じく立花寛子。同じく中村善一。同じく夏堀文孝。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 追加日程第6、発議第3号、非核三原則の法制化を求める意見書案についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。坂本正紀君の登壇を求めます。坂本正紀君。

（総務企画常任委員長 坂本正紀君 登壇）

総務企画常任委員長（坂本正紀君） 発議第3号、非核三原則の法制化を求める意見書案についてご説明いたします。

被爆国日本として世界の諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、非核三原則の法制化の決断を早期にされることを関係機関に要望するものであります。

なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。平成23年3月11日。提出者、南部町議会議員、坂本正紀。賛成者、南部町議会議員、佐々木勝見。同じく西塚芳弥。同じく松本陽一。同じく沼畑俊一。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

発議第4号から発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、追加日程第7、発議第4号から追加日程第9、発議第6号までの意見書案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって発議第4号、環太平洋経済連携協定交渉参加阻止に関する意見書案、発議第5号、環太平洋戦略的経済連携協定への参加に反対する意見書案、発議第6号、環太平洋戦略的経済連携協定交渉への参加を行わないよう求める意見書案を一括議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。河門前正彦君の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員長 河門前正彦君 登壇）

産業建設常任委員長（河門前正彦君） 発議第4号、環太平洋経済連携協定交渉参加阻止に関する意見書案、発議第5号、環太平洋戦略的経済連携協定への参加に反対する意見書案、及び発議第6号、環太平洋戦略的経済連携協定交渉への参加を行わないよう求める意見書案について一括してご説明いたします。

T P P交渉への参加により、国内の農業生産額や食糧自給率の低下また多くの農業関連産業の雇用環境が極度に悪化し、当町の基幹産業である農業に深刻な打撃を受ける恐れがあります。

よって、政府においては国、本県及び当町における農林水産業の安全かつ継続的な経営を進め、また、食糧自給率を確保するためT P P交渉への参加を行わないよう関係機関に要望するものがあります。

なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。平成23年3月11日。提出者、南部町議会議員、河門前正彦。賛成者、南部町議会議員、川井健雄。同じく小笠原義弘。同じく工藤久

夫。同じく川守田稔。同じく根市勲。同じく工藤正孝。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号、発議第5号、発議第6号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の件

議長（小笠原義弘君） 追加日程第10、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

閉会の宣告

議長（小笠原義弘君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 第35回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月2日から11日までの10日間の日程で開会されましたが、議員各位には、年度末の何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成23年度一般会計及び各特別会計の当初予算案ほか、条例案など慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

さらには、追加提案させていただきました案件につきましても、原案どおりご議決、ご同意いただき、重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、このたびは、議員の皆様のだ数を現在よりも2名削減するとした議員定数条例の制定について可決されたわけでございますが、このように目に見える形での議会改革を、議員の皆様みずからが行いましたことに対しまして、私自身も重く受け止めたいと思っております。

今後、地域主権が進む中、行政の権限が増加するとともに、議会におきましても、行政のチェック機能という役割がふえてくるものと考えられますが、行政、議会、町民の連携のもと、それぞれの役割をしっかりと果たすことによりまして、引き続き自主自立したまちづくりを推進できるものと信じております。

次に、平成22年度も、残り3週間足らずとなりました。1年間を振り返ってみますと、記録的な猛暑の影響により農作物への被害が相次いだほか、長引く景気低迷や雇用問題などの厳しい社会経済情勢は、今なお続いている状況であります。

地方を取り巻く環境につきましても一層厳しさを増す中におきまして、町では、坂本副町長及び山田教育長の新体制のもと、ふるさと運動公園陸上競技場並びに南部町立南部公民館のオープン、仮称・南部町医療健康センターの基本設計、東北新幹線全線開業に伴う誘客事業、4月から一部供用を開始するための公共下水道処理施設の整備など、町政を進展させることができました。また、併せて、一刻も早い経済回復を念願するものでございます。

可決いただきました新年度予算につきましては、「名久井岳と馬淵川に抱かれ、自然・環境・福祉に恵まれた交流のまち」を将来像に掲げた総合振興計画の実現に向けて、行財政改革を機軸とした歳出の抑制を行う一方、町民の皆さんの福祉向上に直結する事業には最大限配慮するとともに、歳入の確保に努め、創意と工夫によって、最小限の経費で最大限の効果を上げられるように努めることはもちろんのこと、今議会のご審議の中でいただきました町政に対する貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、本職初め、職員一丸となって、誠心誠意、執行にあたってまいりますので、議員各位におかれましては、これまで以上のご尽力、ご支援、ご協力をさらに賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、時節柄、議員の皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願いを申し上げ、本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小笠原義弘君） ここで、閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを述べさせていただきます。

今期定例会は、3月2日から本日まで10日間にわたる長期間でありましたが、終始熱心にご審議をいただき、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことは、議長としてまことに喜びにたえません。理事者側各位におかれましても、議員各位の述べられました意見を十分に尊重し、今後の町政運営に反映させますよう強く要望する次第であります。会期中に賜りました議員並びに理事者各位のご協力に対しまして、心から御礼を申し上げます。最後に、閉会の言葉といたします。

ご苦労様でございました。

これをもちまして、第35回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 工 藤 久 夫

署 名 議 員 坂 本 正 紀